

恵那市の環境

令和5年版

恵 那 市

. はしがき

本書は、恵那市環境基本条例第8条に基づく年次報告書として、主に令和4年度の当市の環境の状況や環境の保全と創出に関する施策についてまとめた年次報告書となります。

ご高覧いただき、環境問題に対する認識を深めていただく一助になれば幸いです。

なお、現在（令和5年度）の政策は反映されておりません。第4章の資料につきましても、令和4年度に基づく内容となっております。

令和6年3月

恵那市水道環境部環境課

もくじ

第1章 市勢概況

(1) 地勢.....	4
(2) 人口・世帯の推移.....	4
(3) 土地利用状況.....	5
(4) 気象の概況.....	5

第2章 環境保全に向けた取り組み..... 6

1. 第2次恵那市環境基本計画.....	6
(1) 計画の概要.....	6
(2) 計画の実施状況.....	7

第3章 恵那市の環境の現状..... 16

1. 大気環境.....	16
(1) 大気汚染に係る環境基準.....	16
(2) 大気の現況.....	17
(3) 大気汚染に係る排出規制.....	19
(4) 発生源の監視・指導.....	20
2. 水環境.....	21
(1) 水質汚濁に係る環境基準.....	21
(2) 河川水質の現況.....	23
(3) 河川底質の現況.....	32
(4) 水質汚濁に係る排水規制.....	32
(5) 発生源の監視・指導.....	34
(6) 廃食用油の回収.....	35
3. 騒音・振動.....	36
騒音.....	36
(1) 騒音に係る環境基準.....	36
(2) 騒音の現況.....	37
(3) 自動車騒音に係る面的評価.....	38
(4) 騒音に係る規制基準.....	38
(5) 発生源の監視・指導.....	43
振動.....	44
(1) 振動に係る規制基準.....	44
(2) 発生源の監視・指導.....	45
4. 悪臭.....	46
(1) 悪臭に係る規制基準.....	46
5. ダイオキシシン類.....	49
(1) 大気・土壌ダイオキシシン類測定結果.....	49
6. 廃棄物とリサイクル.....	50

(1) ごみ処理の状況.....	50
(2) ごみの排出とリサイクルの推移.....	50
(3) ごみの減量化に向けた取り組み.....	53
(4) ごみ処理施設の状況.....	56
(5) し尿処理.....	57
(6) 廃棄物処理と手数料の変遷.....	59
7. 公害苦情と不法投棄.....	62
(1) 公害苦情の内訳.....	62
(2) 不法投棄対策.....	63
第4章 資料.....	66
1. 環境基本条例.....	66
○恵那市環境基本条例.....	66
2. 特定施設.....	69
○大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設等.....	69
○岐阜県公害防止条例で定める指定工場（大気関係）.....	71
○水質汚濁防止法で定める特定施設.....	73
○騒音・振動に係る特定施設.....	79
3. ごみ処理と手数料の変遷（旧恵那市）.....	82

第 1 章 市勢概況

（１）地勢

恵那市は、岐阜県の南東部に位置し、東は中津川市、長野県（平谷村・根羽村）、西は瑞浪市、南は愛知県（豊田市）、北は加茂郡八百津町・白川町に接しています。

市域は、東西 32km、南北 36km、面積は 504.24km² で、その約 77%を山林が占めています。海拔は 179mから 1,709mで、市北部には笠置山、南東部には焼山をはじめとして標高 800mから 1,200m前後の山々が連なり、市街地の北部を木曽の御岳を源とする木曽川が、また南部には長野・岐阜・愛知の 3 県を流れる矢作川があり、美しい山や川に囲まれています。

気候は、太平洋気象の影響を受ける準内陸型の気候です。夏季の気温差が比較的大きく、冬季は寒さがやや厳しくて、降雨量は少量。年間を通じて比較的安定した気候です。

位置と面積

東経 137 度 36 分（上矢作町合川）～137 度 15 分（飯地町川平）
北緯 35 度 13 分（串原矢作川）～35 度 32 分（中野方町字高峰）
海拔 179m～1,709m
面積 504.24km²
東西 32km
南北 36km

市役所の位置

東経 137 度 24 分 46 秒
北緯 35 度 26 分 57 秒
海拔 278.5m

（２）人口・世帯の推移

〔表 1－1〕住民基本台帳による人口と世帯数の推移

区分	世帯数	男（人）	女（人）	総数（人）
平成 30 年度	19,859	24,429	25,771	50,200
令和 元年度	19,879	24,167	25,378	49,545
令和 2 年度	19,878	23,803	24,962	48,765
令和 3 年度	19,792	23,408	24,574	47,982
令和 4 年度	19,875	23,082	24,178	47,260

各年度 3 月 31 日現在、外国人を含む

(3) 土地利用状況

[表 1 - 2] 地目別土地面積

単位：ha

区分	総面積	耕地	森林	原野	宅地	雑種地	その他
平成 30 年度	50,424	3,307	27,682	1,013	1,504	9,329	7,589
令和 元年度	50,424	3,289	27,692	1,005	1,517	9,332	7,589
令和 2 年度	50,424	3,288	27,692	1,003	1,523	9,315	7,603
令和 3 年度	50,424	3,289	27,978	989	1,534	8,931	7,703
令和 4 年度	50,424	3,272	27,948	988	1,541	8,936	7,739

各年度 1 月 1 日現在

資料：恵那市統計書

(4) 気象の概況

[表 1 - 3] 年別の気温と降水量の状況

区分	最高気温	最低気温	平均気温	年間降水量	日照時間
平成 23 年	36.0℃	-8.2℃	13.1℃	2,300.5mm	1,986.3h
平成 24 年	36.2℃	-10.4℃	12.9℃	1,770.0mm	1,988.8h
平成 25 年	36.8℃	-9.7℃	13.3℃	1,800.0mm	2,133.5h
平成 26 年	35.8℃	-8.4℃	13.0℃	1,810.0mm	2,047.2h
平成 27 年	36.5℃	-7.7℃	13.8℃	1,707.5mm	1,962.2h
平成 28 年	36.6℃	-10.0℃	14.1℃	1,848.5mm	1,993.4h
平成 29 年	35.4℃	-8.3℃	12.9℃	1,682.5mm	2,044.2h
平成 30 年	38.8℃	-10.1℃	14.0℃	1,882.5mm	2,129.8h
令和 元年	36.5℃	-7.7℃	14.1℃	1,707.5mm	2,050.7h
令和 2 年	37.7℃	-7.0℃	14.0℃	2,016.5mm	1,985.8h
令和 3 年	36.9℃	-8.0℃	13.8℃	2,432.0mm	1,697.7h
令和 4 年	36.8℃	-8.5℃	13.8℃	1,950.5mm	2,088.7h

資料：気象庁ホームページ

[表 1 - 4] 令和 4 年の月別風速、雨量、気温の状況

	最大風速 (m/SEC)	日最大雨量 (mm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)
1 月	7.7	26.5	0.3	12.8	-8.5
2 月	7.5	15.0	1.1	13.6	-7.4
3 月	8.6	38.5	7.7	22.3	-4.7
4 月	7.4	30.0	14.5	29.2	-1.2
5 月	6.9	31.5	17.0	32.4	2.7
6 月	6.6	45.0	21.9	36.5	8.7
7 月	6.9	91.5	25.0	36.8	18.6
8 月	7.6	43.0	25.6	35.9	18.0
9 月	6.8	106.5	23.6	33.8	15.1
10 月	7.0	27.0	15.2	29.1	2.2
11 月	6.7	38.0	10.7	23.0	0.4
12 月	8.0	13.5	2.9	15.5	-4.9

資料：気象庁ホームページ

第2章 環境保全に向けた取り組み

1. 第2次恵那市環境基本計画

(1) 計画の概要

＜計画の位置付け＞

本計画は、豊かで快適な環境の保全及び創出についての基本的な考え方をまとめた恵那市環境基本条例第7条に基づく、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

さらに、まちづくりの基本的な考え方を示す市の最上位計画である第2次恵那市総合計画における理念や将来像を環境面から実現するための計画です。

＜計画の実施期間＞

本計画の期間は、第2次恵那市総合計画・基本構想の計画期間と合わせて、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。なお、令和3年度に中間見直しを行い、令和4年度からの取組について、国や県、さらには国際的な地球温暖化対策を盛り込んだ後期計画として更新しました。

＜計画の対象＞

本計画は、市の行政区域全体を対象範囲としています。また、計画の対象となる環境の範囲を以下の通りとします。

分野	対象となる環境
自然環境	森林、農地、河川やため池等の水辺地、動植物・生態系 など
生活環境	生活公害、生活排水・事業排水、都市公園、交通、景観、防災・減災 など
循環型社会	ごみ処理、不法投棄、食品ロス など
脱炭素社会	地球温暖化、エネルギー、気候変動に対する適応 など

＜将来像と基本目標＞

人・地域・自然が輝く交流都市

～青と緑と太陽と土を生かし、持続可能なまちを創る～

青：澄んだ空気と多様で清らかな水辺

緑：豊かな森林や暮らしと共に築かれた里山・田園

太陽：暮らしに潤い・安らぎ・活力をもたらす自然の恵み

土：郷土に根ざした人々の活動

基本目標1 恵み豊かな郷土の自然を守り共生する

基本目標2 環境負荷の少ない循環型社会を構築する

基本目標3 地球温暖化を防止する脱炭素社会を実現する

基本目標4 安全で快適な暮らしを支える基盤を充実する

基本目標5 持続可能なまちを創る仕組みづくり・人づくりを推進する

(2) 計画の実施状況

基本目標 1 恵み豊かな郷土の自然を守り共生する

基本方針(1) 森林環境の維持・活用

森林の適正な維持管理の推進	担当：林政課
令和4年度の実施状況	
豊かな森林環境を維持・保全するために林道の整備や市有林の間伐（77.27ha）を行うとともに森林環境譲与税を活用し森林整備（103.53ha）を行った。 また、間伐を推進するために民有林への間伐補助（213.06ha）や作業道整備への補助（1,547m）を行った。	

森林の多面的機能の向上	担当：林政課
令和4年度の実施状況	
「木の駅プロジェクト」の推進により、市民の参画による間伐の推進を行った。（4団体） また、市民団体による里山整備等の活動を推進した。（2団体）	

地域産材の利用促進	担当：林政課
令和4年度の実施状況	
恵那市えなの木省エネ住宅建設支援事業交付要綱を策定し、木材利用を図った。	

森林環境の維持・活用を担う人づくり・組織づくり	担当：林政課
令和4年度の実施状況	
恵那市森林環境教育推進協議会（えーな木育クラブ）の活動を推進した。また、一般市民を対象にした林業機械安全講習会（3回）を開催した。	

基本方針(2) 水辺環境の保全

水源地の環境改善	担当：林政課
令和4年度の実施状況	
矢作川水源基金の活用により、間伐を実施し水源林の環境保全を行った。（9.48ha）	

湧水・地下水の保全	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
市内には、多数の湿地と約600ヶ所のため池があり、特有の動植物が見られる。きれいな地下水を保つため県と連携して、井戸水の検査を適宜に実施した。	

安全で潤いのある水辺環境の保全・整備	担当：建設課
令和4年度の実施状況	
市内各地の一級河川、普通河川において、河川内の土砂撤去を実施し、浸水被害の軽減を図った。	

河川環境の保全・活用	担当：建設課
令和4年度の実施状況	
市内一級河川において、河川管理者である岐阜県の支援を活用し、近隣住民で草刈等の環境保全活動を実施した。	

基本方針(3) 農地環境・農地景観の保全

農業活動の維持支援	担当：農政課
令和4年度の実施状況	
・中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金により農業集落の農地及び農業用施設保全活動を支援した。（中山間78集落1,548ha、多面的49組織1,318ha） ・農地中間管理機構の活用等による農地流動化によって農地の保全と農業経営体の経営基盤強化に努めた。（26.3ha） ・農業次世代人材投資事業の活用により、新規就農者支援を行った。（1名）	

環境保全型農業の推進	担当：農政課
令和4年度の実施状況	
・ぎふクリーン農業推進による農業の環境負荷低減を実施した。 ・恵那市農業振興事業補助金の活用により、環境に配慮した施設園芸省エネ設備の導入を促進し、循環型農業の実現と永続的な産業モデルの構築を図った。(2件)	

耕作放棄地対策の推進	担当：農政課
令和4年度の実施状況	
・耕作放棄地解消事業の推進による遊休農地の農地再生を行った。(遊休農地解消面積 2.3a)	

農村景観の保全	担当：農政課
令和4年度の実施状況	
棚田オーナー制度や収穫祭などの農業体験ができるイベントを実施した。(体験延べ人数 1,024人)	

基本方針(4) 生物多様性の保全

動植物の生息・生育状況の把握	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
学校やと連携し、身近な河川に生息する生物を観察することによって環境問題を考える「カワゲラウォッチング」を実施した。(4団体)	

生物多様性に関する意識の醸成	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
学校やと連携し、身近な河川に生息する生物を観察することによって環境問題を考える「カワゲラウォッチング」を実施した。(4団体)	

外来種の駆除、侵入防止の推進	担当：環境課・林政課
令和4年度の実施状況	
市ホームページ及び広報えなにて、オオキンケイギクに関する記事の掲載を行い、侵入防止に努めた。 また、林政課においてアライグマ等の駆除檻の貸し出しを行った。	

公共事業における生物多様性配慮の推進	担当：建設課
令和4年度の実施状況	
公共工事を行う際には、生態系ネットワークが分断されないように「公共事業における生物多様性配慮ガイドライン」を踏まえて工事を行った。	

目標の達成状況

目標指標	現状値(基準年)	実績	目標値
		令和4年度	令和7年度
市内民有林間伐等整備面積(累積)	593ha (R1)	2,385ha	5,400ha
協定農用地面積	1,328ha (R1)	1,318ha	1,401ha
耕作放棄地解消面積(累積)	5ha (R1)	24.8ha	73ha
農林業体験の交流人口(累積)	2,385人 (R1)	6,134人	17,300人

基本目標 2 環境負荷の少ない循環型社会を構築する

基本方針(1) ごみの減量と再資源化の推進

ごみの発生・排出の抑制(リデュース)	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
家庭から出る生ごみの堆肥化による、ごみの削減を目指し、明智町内での実証実験を行った。作られた堆肥は、市内のこども園へ配布した。	

ごみの再利用・再生利用の推進(リユース・リサイクル)	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
PTAや子ども会等による集団資源回収、ふれあいエコプラザにて、多くの資源を回収しごみ減量と再資源化を図った。また、新たに地域資源回収拠点(ごみステーション)を新たに2か所設置した。回収量は、集団資源回収と地域資源回収拠点で約842t、ふれあいエコプラザで約293tであった。 また、市内27カ所で廃食用油の回収を行い3,314Lを回収した。回収後はバイオディーゼルとして燃料化され活用されている。	

グリーン購入・エシカル消費(倫理的消費)・環境配慮契約の普及・定着	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
市役所で使用するコピー用紙を古紙混入率の高いものにするなど、グリーン購入に努めた。 ※グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に環境を考慮して必要性をよく考え、環境負荷がなるべく少ないものを購入することをいう。	

普及・啓発、情報提供	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
広報えなへ3R推進施設ふれあいエコプラザのPR、集団資源回収の開催日、廃食用油の収集日等を掲載し、情報発信に努めた。	

基本方針(2) 適正なごみ処理・処分体制の構築

適正なごみ処理方法の徹底	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
各自治会ごみステーションへのごみ排出にあたり、分別の徹底やマナーの徹底をごみ百科事典などで周知を行った。また、維持修繕のための原材料支給及びガラス避けネット等の管理資材の無償支給を行った。	

ごみ処理施設の適正管理	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
ごみ処理施設「エコセンター恵那」においては、毎年、施設整備管理及び修繕を行うと共に、環境影響調査を実施して周辺環境への配慮もしている。	

不法投棄対策の推進	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
不法投棄防止啓発用看板の無償配布及び各地域自治区ごとに2人の不法投棄監視員を任命してパトロールの実施と通報体制を整え不法投棄の防止に努めた。 また、県の環境課へ情報提供を行い重点地区としてパトロールを実施してもらっている。	

災害廃棄物処理への対応	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
「岐阜県災害廃棄物処理基本計画」を基に、「恵那市災害廃棄物処理基本計画」を作成しており、大規模災害に備えている。また、防災の日に合わせ、災害ごみの受け入れを想定した訓練を実施した。	

基本方針（３） 地域美化活動の推進

環境美化活動の推進	担当：環境課
令和４年度の実施状況	
自治会や市民団体等が実施する環境美化活動に対し、ごみ袋の支給を行った。また、環境美化活動に伴って回収した処理困難ごみの処分費を補助金として交付した。 令和４年度は、84 団体が環境美化活動を行い、延べ 10,454 人の参加で約 16.9t のごみが回収された。	

ごみのポイ捨てやペットのふん害の防止	担当：環境課
令和４年度の実施状況	
市民や自治会等から、ごみの不法投棄やペットのふん害の通報があった場合は現地確認し「恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」に基づいて指導・助言を行った。また、ポイ捨て禁止看板を 66 枚、ペットのふん害防止看板を 26 枚配布した。	

あき地の環境保全	担当：環境課
令和４年度の実施状況	
市民から相談のあった空き地における雑草の繁茂や落ち葉の散乱について、土地所有者に対して適切な管理をするよう文書による指導を行った。	

目標の達成状況

目標指標	現状値(基準年)	実績	目標値
		令和４年度	令和７年度
１世帯１日当たりのごみ排出量	2.0 kg (H30)	1.78 kg	1.7 kg
地域資源回収拠点の設置地域数	6 地域 (R2)	11 地域	13 地域
再生利用率(リサイクル率)	62.0% (R2)	61.7%	65.0%

基本目標 3 地球温暖化を防止する脱炭素社会を実現する

基本方針(1) 省エネルギー行動の推進

家庭における省エネルギー行動の促進	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
環境に関するアンケートを行った際に、省エネルギーに関する取り組みの実施状況を訪ねることで、家庭でできる取り組みを啓発した。	
事業所における省エネルギー行動・対策の促進	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
市内におけるエネルギーを多く使用する特定事業所と意見交換を行い、温室効果ガスの削減について企業の取り組みを聞き取りするとともに、削減の継続を依頼した。	
事業者の省エネ取組ネットワークの形成	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
市 SDGs 推進室と連携し、市 SDGs 協議会を活用し、省エネ等の取組に関する情報を発信した。	
行政による率先行動・対策の推進	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】に基づき、市役所及び出先機関において、クール・ウォームビズの実施により空調機器の適切な温度設定、毎週水曜日等のノー残業デーの実施等により電気使用量の抑制に率先して努めた。	

基本方針(2) 建物・設備等の脱炭素化

家庭における「ZEH」の導入促進	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
住宅用新エネルギーシステム等設置費補助金を開始した。太陽光発電パネル9件、蓄電池42件、V2H7件、太陽熱温水器2件、計16,174千円の補助を行い、家庭での省エネと創エネの取組を推進した。	
事業所における「ZEB」の導入促進	担当：商工課・環境課
令和4年度の実施状況	
事業所向けの脱炭素に関する設備投資への補助金について、国や県が行う事業の情報提供を省エネネットワーク（市SDGs推進協議会）を通じて行い、導入を促した。	
行政における率先した導入	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
公用車の更新においてはハイブリッド車や水素自動車を導入した。	

基本方針(3) 脱炭素なまちづくりの推進

二酸化炭素の吸収源対策の推進	担当：林政課
令和4年度の実施状況	
間伐の推進等による森林環境の適切な維持管理を行い、二酸化炭素の吸収源対策を推進した。 また、公共施設等における地域産材の利用促進や地産地消を推進し、木材を活用することで温室効果ガス排出量の削減に努めた。	
地域エネルギーの導入・活用の推進	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
令和4年4月より市が出資する地域新電力、恵那電力株式会社が営業を開始した。これにより公有地の発電所や公共施設の屋根で発電したクリーンエネルギーを市内で活用していく体制を整えた。	

エコカーの普及促進	担当：観光交流課
令和4年度の実施状況	
・市内の道の駅（3施設）に各1基設置している電気自動車の急速充電器の管理を行った。	

環境に配慮した公共交通機関の充実	担当：交通政策課
令和4年度の実施状況	
岩村・山岡地区の路線バスをデマンド交通とすることで、効率的な運行を行っている。	

目標の達成状況

目標指標	現状値(基準年)	実績	目標値
		令和4年度	令和7年度
「脱炭素社会」の実現に向け、二酸化炭素などの排出を減らす取り組みについて、何らかの取り組みをした市民の割合	—	48.19%	70.0%
市役所の二酸化炭素排出量	16,096t (R2)	18,261t	14,550t

基本目標 4 安全で快適な暮らしを支える基盤を充実する

基本方針(1) 防災・減災対策の推進

災害対策に向けた自助・共助力の向上	担当：危機管理課
令和4年度の実施状況	
・防災資機材整備事業補助金による支援を行なった（4地区）。 ・第13期恵那市の防災アカデミーを開催した（防災リーダー認証者44人）。	

防災性の高いまちづくりの推進	担当：林政課・農政課・危機管理課
令和4年度の実施状況	
・森林法に基づき、森林の適切な保全を進めるとともに、治山事業の実施によって土砂災害の被害防止・軽減に努めた。 ・農業振興地域整備計画にもとづき将来にわたる優良な農地の確保と保全に努めた。（編入3件1,159㎡ 除外29件43,333.3㎡） ・災害対策本部での河川状況の監視及び洪水等の危険に対し市民の自主的な避難を促すこと目的に、ケーブルテレビ（アミックスコム）のデータ放送で、市内48ヶ所の河川水位情報を配信している。 また、横町川（大井町）、永田川（長島町）、岩村川（岩村町）、小里川（山岡町）、吉田川（明智町）の計5ヶ所に河川監視カメラを設置し、その動画をYouTube「恵那市公式チャンネル」にて配信を開始した。 ・災害警戒において、市内中心部を縦断する阿木川と合流する田違川・永田川・横町川の背水（バックウォーター）を監視するため、危機管理型水位計を設置し、市ウェブサイトでデータ配信を行っている。 ・洪水浸水想定区域を含めた土砂災害ハザードマップを作成し、ハザードエリアの対象となる自治会全戸に配布した。	

安全安心な憩いの空間の創造	担当：都市住宅課
令和4年度の実施状況	
・公園等の維持管理・運営管理を通してサービスの向上をめざした取り組みを行った。 ・都市公園15箇所について、遊具など公園施設の安全点検の実施による事故発生の未然防止や樹木剪定、草刈作業などの安全作業による危険防止対策を図った。	

基本方針(2) 公害対策の推進

生活排水・事業排水対策の推進	担当：上下水道課
令和4年度の実施状況	
・合併処理浄化槽設置整備費補助事業を継続し、57件の補助を行った。 ・令和4年度末の水洗化率は、83.1%となっている。	

水質の監視・改善	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
毎年、主要河川における生活・健康項目の定期検査による水質の把握、水道原水での水質検査を行い、「恵那市の環境」で結果を公表している。 なお、水質検査は河川55箇所、工場排水2箇所で行っている。	

生活公害等の常時観測の継続	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
・毎年、大気汚染物質やダイオキシン類、建設工事に伴う騒音・振動の状況について常時観測を行っており、結果については、「恵那市の環境」で公表している。 ・野焼き、不法投棄の通報があった場合は現地へ向かい、適切な指導助言を行った。 また、空き地等の除草依頼があった場合は、土地所有者へ除草依頼文を送付して対策を図った。	

基本方針(3) 恵那らしさの維持・活用

良好な都市景観の形成	担当：都市住宅課
令和4年度の実施状況	
・恵那市屋外広告物条例により、恵那らしい良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止に努めた。 ・良好な景観形成を図るため、一定規模以上の建築行為や開発行為等を行う場合は「景観形成基準」に適合しているかどうか審査を行った。	

良好な自然・歴史景観の保全	担当：農政課・生涯学習課
令和4年度の実施状況	
・指定文化財を巡視を行い、修繕や環境整備により保護に努めた。 ・国選定の文化財である岩村町本通り伝統的建造物群保存地区のまちなみの保存活動として、地区内の建物の修理修景工事に対する補助を行った。 ・中山道沿線の各保存会が実施する環境整備等の活動に助成し、良好な自然・歴史景観の保全を行った。 ・各地域の都市農村交流イベントや営農活動を支援した。（体験延べ人数 1,024 人）	

地域資源の活用	担当：生涯学習課
令和4年度の実施状況	
・岩村町本通り伝統的建造物群保存地区内において保存修理を行い景観、文化財保護に努めた。 ・歴史資産の活用をはかるため、大井宿内の明治天皇大井行在所で市民の交流スペースの活用、御座所の見学などに力を入れた。 ・中山道の観光ボランティア養成の「かたりべ養成講座」を4回実施し、参加者を通じて市民の関心を得た。 ・伝統保存文化育成事業、伝統芸能大会開催などの助成を行い、伝統芸能の保存と後継者育成を図った。	

目標の達成状況

目標指標	現状値(基準年)	実績	目標値
		令和4年度	令和7年度
「不法投棄」の通報件数	12 件 (R2)	22 件	10 件
総合防災訓練参集者の割合	47.2%	18.4%	50.8%

基本目標 5 持続可能なまちを創る仕組みづくり・人づくりを進める

基本方針(1) 環境教育・環境学習の推進

学校やこども園における環境教育の推進	担当：幼児教育課・学校教育課
令和4年度の実施状況	
・こども園では、遠足や園外保育などの機会に、自然観察や生物（昆虫）と触れることで自然の大切さを学んだ。また、畑で芋などの野菜の苗植え、成長の観察や収穫を体験することで、自然への興味や自然の恵みを体感した。 ・小中学校では、SDGsの取り組みを体験学習や環境学習から行っている。小学校では、地域の協力の下、栽培・収穫体験やごみ問題の学習を通じ持続可能な生産・消費の在り方について学んだ。中学校では、各校の独自の特色活動等から様々な取り組みを行い、SDGsにつなげた。 また、各教科の学習の中でも、SDGsの観点の学習が教科書に取り入れられているため、学校の全教育活動を通じて環境に関わる教育に取り組み、自分たちができる身近な活動が地球環境を守ることに繋がっていることを学んだ。	

地域における環境学習の推進	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
環境をテーマとした市民講座を用意し、環境に関心のある団体への啓発を行った。令和4年度は、ごみの分別、エコセンターの見学、市の地球温暖化対策の照会といった講座を6回開催した。	

基本方針(2) 地域による環境保全活動の推進

市民活動団体等への支援	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
市民活動団体や地域自治区等が実施する環境美化活動に対し、ごみ袋の支給を行った。また、環境美化活動に伴って回収した処理困難ごみの処分費を補助金として交付した。	

連携・協力による地域活動の推進	担当：建設課
令和4年度の実施状況	
道路の草刈り等、みんなの道愛護事業で支援を行い、地域と連携して道路維持に努めた。	

基本方針(3) 広域的な連携・協力による取り組みの推進

岐阜県や近隣自治体との協力体制の構築	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
県や河川流域自治体と連携して、光化学スモッグをはじめとする大気汚染や水質汚濁が発生した場合における、FAXによる情報提供や連絡調整を行う体制が整っている。	

流域自治体と連携した取り組みの推進	担当：環境課
令和4年度の実施状況	
矢作川沿岸水質保全対策協議会（矢水協）や庄内川水系水質保全連絡協議会と連携することで、矢作川水系や庄内川水系の関連自治体と河川の広域的な環境保全に取り組んだ。	

大学等と連携した取り組みの推進	担当：企画課・環境課
令和4年度の実施状況	
中部大学との連携により、森林の整備と人手不足等の地域課題の解決を同時に行えるような取り組みを検証した。	

目標の達成状況

目標指標	現状値(基準年)	実績	目標値
		令和4年度	令和7年度
大学等と連携した取り組みの事業数（環境分野）	—	0事業	3事業
「え～なび」の登録者数	2,304人	8,828人	10,000人

1. 大気環境

人為的な活動の結果や火山の噴火などによる自然活動に伴って、通常は大気中に存在しない物質が排出され、その濃度と持続時間が人の健康と生活環境に対して望ましくない影響を与える状態のことを大気汚染と言います。

代表的な大気汚染物質としては、硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（O_x）が挙げられます。

大気には境界がないため、その影響は広範囲にわたり、さらに数十年後の健康に影響が生ずる恐れもあるなど、広域的かつ長期的視点から対応すべき問題でもあります。

（１）大気汚染に係る環境基準

環境基準は、人の健康の保護や生活環境の保全の上で、維持されることが望ましい環境の状態を定めたものです（環境基本法第16条第1項）。総合的な対策を行う上での長期的目標として、十分に安全な環境条件を定めているものであり、この基準を超えたからといって、直ちに健康に悪い影響を与えるというものではありません。

〔表 3-1-1〕 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄（SO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素（NO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
光化学オキシダント（O _x ）	1時間値が0.06ppm以下であること

〔表 3-1-2〕 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

(2) 大気の実況

恵那市の大気汚染に関する測定は、県が令和元年度から恵那市総合庁舎（長島町正家後田 1067-1）において常時測定を行っています。測定項目は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）です。光化学オキシダントのみが、毎年基準値を満たしていない状況です。

二酸化硫黄

大気中の二酸化硫黄は、大気汚染物質の中でも代表的な物質です。通常は、主として重油等石油系燃料に含まれる硫黄分の燃焼により発生し、その主な発生源は、工場・事業所のばい煙発生施設です。

[表3-1-3] 二酸化硫黄

年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	基準値を超えた日数とその割合		基準値の適否
				(日)	(%)	
R2	361	8,655	0.000	0	0.0	○
R3	361	8,637	0.000	0	0.0	○
R4	362	8,662	0.000	0	0.0	○

資料: 岐阜県環境白書

基準値は、測定時間が年間 6,000 時間以上、基準値である日平均値 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続せず、基準値を超えた日数が年間を通じて 2% 以下であること。

浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいいます。自動車の排ガスや工場のばい煙に加え、微小な黄砂粒子なども含まれるため、黄砂が観測された日に高値を示すことがあります。

[表3-1-4] 浮遊粒子状物質

年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	基準値を超えた日数とその割合		基準値の適否
				(日)	(%)	
R2	361	8,683	0.011	0	0.0	○
R3	363	8,700	0.010	0	0.0	○
R4	361	8,678	0.011	0	0.0	○

資料: 岐阜県環境白書

基準値は、測定時間が年間 6,000 時間以上、基準値である日平均値 $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が 2 日以上連続せず、基準値を超えた日数が年間を通じて 2% 以下であること。

二酸化窒素

大気中の二酸化窒素のような窒素酸化物は、物の燃焼に伴い空気中の窒素が酸化されてできるものと、燃料中に含まれている窒素分が酸化されてできるものとがあります。発生源として、工場・事業場のばい煙発生施設や自動車があります。

[表3-1-5]二酸化窒素

年度	有効 測定日数	測定時間	年平均値	基準値を超えた 日数とその割合		日平均値 の年間 98%値	基準値の 適 否
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(%)	(ppm)	
R2	361	8,654	0.006	0	0.0	0.014	○
R3	363	8,674	0.006	0	0.0	0.013	○
R4	363	8,674	0.006	0	0.0	0.012	○

資料:岐阜県環境白書

基準値は、測定時間が年間 6,000 時間以上、基準値である日平均値の年間 98%値が 0.04ppm～0.006ppm のゾーン内かゾーン以下であること。

光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、窒素酸化物や炭化水素類が紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成される酸化性物質で、いわゆる光化学スモッグの原因物質とされます。

[表3-1-6]光化学オキシダント

年度	昼 間 測定日数	昼 間 測定時間	昼 間 年平均値	基準値を超えた 時間数とその割合		昼間の 1時間値 の最高値 年平均値	日最高1 時間値の 年平均値	基準値の 適 否
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(ppm)	(ppm)	
R2	365	5,426	0.032	380	7.0	0.124	0.047	×
R3	365	5,431	0.031	203	3.7	0.106	0.046	×
R4	365	5,447	0.031	306	5.6	0.091	0.047	×

資料:岐阜県環境白書

基準値は、1 時間値が 0.06ppm 以下（0.06ppm を超えた時間数がゼロ）であること。

微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が概ね $2.5\mu\text{m}$ の粒子をいいます。発生源としては、ディーゼルエンジン。工場・事業場での燃料の燃焼から発生するものと、ガス状で排出された硫黄酸化物や窒素酸化物といった大気汚染物質が大気中での化学変化により発生するものがあります。

[表3-1-7]微小粒子状物質(PM2.5)

年度	有効 測定日数	年平均値	日平均値 の年間 98%値	短期基準を超えた 日数とその割合		基準値の 適 否
	(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)	
R2	361	8.0	24.1	1	0.3	○
R3	363	7.3	16.2	0	0.0	○
R4	363	7.5	17.2	0	0.0	○

資料:岐阜県環境白書

基準値は、有効測定日数が年間 250 日以上、年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下（長期基準）、かつ、日平均値の年間 98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下（短期基準）であること。

(3) 大気汚染に係る排出規制

大気汚染を防止し、環境基準を達成するためには、さまざまな発生源から大気中に排出される汚染物質の量を減らすことが必要です。「大気汚染防止法」および「岐阜県公害防止条例」では、工場・事業場から発生する大気汚染物質について、次のような各種の規制措置を実施しています。

①ばい煙発生施設

硫黄酸化物

大気汚染防止法による硫黄酸化物の排出基準は、個々のばい煙発生施設の排出口（煙突）の高さに応じた着地濃度規制、いわゆるK値規制が実施されています（同法施行規則第3条）。

この排出基準は $q = K \times 10^{-3} \times H^2$ で表されます。 q = 硫黄酸化物排出基準値 H = 有効煙突高（m）

K値は汚染の程度によって地域ごとに定められており、K値が小さいほど規制が厳しくなりますが、恵那市のK値は最も緩やかな17.5と定められています。（同法施行令別表3、同法施行規則別表1）

ばいじん

大気汚染防止法および岐阜県公害防止条例によるばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設に対して施設の種類、規模ごとに排出口濃度が規制されています。（同法施行規則別表2）

有害物質

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から発生する物質のうち、カドミウム、塩素、フッ素、鉛およびそれらの化合物と窒素酸化物を有害物質に指定し（同法施行令第1条）、同法および岐阜県公害防止条例では、これらの物質を含有する原料を使用している施設に対して、有害物質の種類ごとに排出口濃度を規制しています。（同法施行規則別表3、3の2）

②粉じん発生施設

特定粉じん

大気汚染防止法では、特定粉じんとして石綿（アスベスト）を指定し（同法施行令第2条の4）、同法および「岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例」で解綿用機械など9施設を特定粉じん発生施設に指定し（同法施行令別表2の2、同条例施行規則別表）、敷地境界における濃度規制（同法施行規則第16条の2、同条例施行規則第3条）を行っています。

また特定粉じん排出等作業（同法施行令第3条の4）として、吹付け石綿や石綿を含有する断熱材などを使用している建築物や工作物を解体、改造、補修する場合は作業基準を設けて規制を行います（同法施行規則第16条の4）。

一般粉じん

特定粉じん以外の一般粉じんについては、大気汚染防止法で一定規模以上のコークス炉など5施設（同法施行令別表2）に対して、構造等に関する規準を定め（同法施行規則別表6）規制しています。

また岐阜県公害防止条例では、樹脂加工などの一般粉じん発生施設（同条例施行規則別表4）や吹付け塗装作業（同条例施行規則別表5）に対して、ホルムアルデヒドなどの特定物質（同条例施行規則第11条）の排出基準（同条例施行規則別表6）や構造等に関する規準（同条例施行規則別表7）を定め規制しています。

(4) 発生源の監視・指導

「大気汚染防止法」と「岐阜県公害防止条例」の適用を受けるばい煙発生施設（同法施行令別表1）および粉じん発生施設（同法施行令別表2、2の2）を市内に設置している工場、事業所は、[表3-1-5]の通りです。これらの事業所については、県、市で立入検査をし、施設の管理状況などの監視、指導をしています。

[表3-1-8] 市内のばい煙・粉じん発生施設の届出状況

区分	ばい煙発生施設		粉じん発生施設		VOC排出施設	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
大気汚染防止法	75	135	10	23	1	3
県公害防止条例	0	0	29	90	－	－

令和5年3月末現在

資料：岐阜県環境白書

2. 水環境

当市の水系は、木曽川、庄内川（土岐川）、矢作川の3つに大別され、いずれの水系にもダムが築かれるという、他市にあまり例を見ない貴重な水源地としての役割を果たしています。これらの河川水は生活用水として、また工業用水や農業用水として利用され、私たちの日常生活や社会経済活動に密接に結び付いています。

このため市では、定期的な水質検査の実施と特定事業場への立入検査、生活排水対策などを通じて現状の把握と汚濁の削減に努めています。

（１）水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する項目」（健康項目）と「生活環境の保全に関する項目」（生活環境項目）についてそれぞれ設定されています。

人の健康の保護に関する項目（健康項目）

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域において一律に定められ、直ちに達成し維持するよう努めるものとして、現在 27 項目が設定されています。

〔表 3-2-1〕 人の健康の保護に関する環境基準

汚染物質名	環境基準値	汚染物質名	環境基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし全シアンに係る基準値については最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

生活環境項目についての環境基準は、河川の利用目的、水質汚濁の状況等から水域ごとにA AからEまでの類型を指定し、類型ごとにp H、B O D、S S、D O、大腸菌数の5項目で基準値が定められています。

〔表 3-2-2〕生活環境の保全に関する環境基準 ※河川（湖沼をのぞく。）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道１級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道２級 水産１級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道３級 水産２級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産３級 工業用水 １級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水２級 農業 用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水３級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L 以上	—
市内の類型指定該当水域		【AA】矢作川（矢作ダムより上流）、上村川 【A】矢作川（矢作ダムより下流）、明智川、阿妻川、木曽川、阿木川（恵那大橋より上流）、中野方川、土岐川 【B】小里川 【C】阿木川（恵那大橋より下流）				
備考	1. 基準値は日間平均とする 2. 農業用利水点については、pH6.0以上7.5以下、DO5mg/L以上とする 3. 次の用語の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用 水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用 水産３級：コイ、フナ等β－中腐水性水域の水産生物用 工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの 工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度					

(2) 河川水質の現況

市では河川水質の状況を把握するため、32 河川 48 カ所を調査地点に選定し、健康項目を年 1 回 [表 3-2-3]、生活環境項目を年 6 回（阿木川の一部などは毎月）[表 3-2-4]、水質検査を実施しています。

[表 3-2-3] 河川水質の検査結果（健康項目）

項目	環境基準値	2 年度結果	3 年度結果	4 年度結果
カドミウム	0.003 mg/L 以下	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
全シアン	検出されないこと	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
鉛	0.01 mg/L 以下	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
六価クロム	0.02 mg/L 以下	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
ヒ素	0.01 mg/L 以下	すべて不検出	すべて不検出	不検出～0.005
総水銀	0.0005 mg/L 以下	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
アルキル水銀	検出されないこと	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
P C B	検出されないこと	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
チウラム	0.006 mg/L 以下	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
シマジン	0.003 mg/L 以下	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
セレン	0.01 mg/L 以下	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	0.1～7.7	0.1～1.1	0.1～8.7
フッ素	0.8 mg/L 以下	すべて不検出	すべて不検出	不検出～0.17
ほう素	1.0 mg/L 以下	不検出～0.62	不検出～0.17	不検出～0.49
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	すべて不検出	すべて不検出	すべて不検出

※定量下限値未満についても不検出として表記している。 採水日：令和 2 年 7 月、令和 3 年 7 月、令和 4 年 7 月

[表3-2-4] 令和4年度河川水質の生活環境項目検査結果

河川名		採水箇所	pH		BOD (mg/L)		COD (mg/L)		SS (mg/L)	
			平均		平均		平均		平均	
木 曽 川 水 系	阿木川	天神橋	7.2 - 7.4	7.3	0.2 - 1.9	0.8	0.6 - 2.1	1.6	< 1 - 21	5.3
		両島橋	7.3 - 8.4	7.5	0.5 - 1.7	1.1	1.9 - 2.8	2.5	< 1 - 4	0.9
		神之本橋	7.1 - 7.5	7.3	0.7 - 1.7	1.2	3.6 - 8.3	4.8	< 1 - 9	1.8
		中電取水口付近	7.0 - 7.4	7.2	0.7 - 1.8	1.3	3.1 - 7.1	4.1	< 1 - 9	2.1
		木曽川合流前	7.2 - 7.6	7.4	1.0 - 2.1	1.3	3.3 - 7.9	4.3	< 1 - 7	3.3
	飯沼川	下橋戸橋	7.2 - 7.5	7.4	0.4 - 0.9	0.7	0.9 - 3.1	1.9	< 1 - 4	1.3
	伊織川	飯沼川合流前	7.1 - 7.4	7.3	0.6 - 1.6	0.9	1.1 - 4.0	2.4	< 1 - 3	0.5
	小沢溜池	上流	6.9 - 7.3	7.1	0.3 - 1.7	1.0	1.6 - 4.4	3.3	< 1 - 3	1.0
	定蓮寺川	公文橋	7.1 - 7.5	7.3	0.4 - 1.7	0.9	1.4 - 5.0	2.7	1 - 21	5.7
	永田川	長島橋	7.3 - 7.5	7.4	0.4 - 1.6	1.1	2.3 - 3.6	3.0	< 1 - 6	1.5
		新栄橋	7.2 - 7.6	7.4	1.4 - 8.7	4.9	2.2 - 18.0	10.2	1 - 6	3.0
	田邊川	永田川合流前	7.3 - 7.5	7.4	0.6 - 1.3	0.8	1.9 - 3.4	2.6	< 1 - 1	0.2
	小路川	中央道下	7.2 - 7.5	7.4	0.8 - 1.7	1.3	3.5 - 6.4	4.4	1 - 4	2.0
	横町川	東海神栄付近	7.2 - 8.4	7.6	1.3 - 3.2	2.1	3.4 - 8.2	4.9	< 1 - 5	1.5
	濁川	中津川市境	6.9 - 7.2	7.1	0.4 - 0.9	0.7	1.2 - 3.3	2.3	< 1 - 4	0.7
		奉行橋	7.3 - 7.6	7.5	0.7 - 1.9	1.2	2.5 - 4.4	3.7	< 1 - 11	3.0
	岩村川	本郷橋	7.3 - 7.9	7.6	0.4 - 1.5	1.0	1.4 - 4.0	3.0	< 1 - 3	1.3
	富田川	富田会館付近	7.1 - 7.6	7.4	0.3 - 1.0	0.6	1.0 - 3.1	1.9	< 1 - 25	6.5
	飯羽間川	上田橋	7.2 - 7.8	7.5	0.5 - 1.2	0.8	1.7 - 4.2	3.0	< 1 - 2	0.7
	千田川	千田橋	6.9 - 7.4	7.2	0.6 - 1.4	1.0	1.9 - 4.0	3.1	< 1 - 3	1.0
		木曽川合流前	7.4 - 7.6	7.5	0.4 - 1.8	0.9	1.0 - 3.0	2.0	< 1 - 2	0.3
	木曽川	笠置橋	7.3 - 7.7	7.5	0.3 - 1.4	0.8	1.0 - 2.2	1.6	< 1 - 5	1.8
	和田川	和田川橋	6.3 - 7.4	7.1	0.6 - 1.8	1.2	2.2 - 2.8	2.5	< 1 - <1	0.0
		安弘見橋	7.0 - 7.4	7.3	0.6 - 1.7	1.1	1.8 - 2.8	2.2	< 1 - <1	0.0
	中野方川	中央橋	7.1 - 7.3	7.2	0.4 - 1.6	1.1	1.1 - 2.1	1.7	< 1 - 1	0.2
		野瀬橋	7.2 - 7.4	7.3	0.6 - 1.4	0.9	1.1 - 2.0	1.7	< 1 - 2	0.3
		巴橋	7.1 - 7.5	7.4	0.4 - 1.2	0.8	0.8 - 1.9	1.3	< 1 - <1	0.0
庄 内 川 水 系	土岐川	浜松橋	7.2 - 7.6	7.4	0.6 - 1.4	0.9	1.6 - 3.9	2.9	2 - 16	6.0
		折坂橋	7.2 - 7.5	7.4	0.6 - 1.7	1.2	2.1 - 4.0	3.2	2 - 39	14.7
		藤川合流前	7.3 - 7.7	7.5	0.7 - 1.7	1.1	1.5 - 4.0	3.1	< 1 - 3	1.0
		瑞浪市境	7.3 - 7.7	7.5	0.7 - 1.3	1.0	1.6 - 3.9	3.0	< 1 - 4	1.2
	藤川	伊保沢橋	7.1 - 7.7	7.4	0.6 - 1.7	1.1	1.7 - 3.5	2.7	< 1 - 3	1.3
	佐々良木川	殿畑夕立山	7.3 - 7.6	7.4	0.8 - 1.5	1.1	1.5 - 4.2	3.0	< 1 - 2	0.3
		瑞浪市境	7.3 - 7.5	7.4	0.5 - 1.4	1.0	1.0 - 3.6	2.5	< 1 - 12	3.3
	小里川	広瀬橋	7.3 - 7.6	7.4	0.4 - 1.9	1.2	1.8 - 3.0	2.5	< 1 - 6	2.2
	大坪川	小里川合流前	7.4 - 7.7	7.6	0.4 - 1.9	1.1	1.3 - 3.6	2.4	< 1 - 10	4.2
矢 作 川 水 系	阿妻川	阿妻才坂合流点	7.2 - 7.5	7.4	0.3 - 1.9	1.1	0.6 - 2.4	1.4	< 1 - 2	0.3
	明智川	交番裏合流点下	7.2 - 7.5	7.4	0.2 - 1.4	0.8	1.0 - 3.0	1.9	< 1 - 1	0.2
		出合橋合流点下	7.3 - 7.5	7.4	0.2 - 1.8	0.9	0.7 - 2.4	1.4	< 1 - <1	0.0
	大平川	ゴルフ場下	7.1 - 7.7	7.4	0.5 - 1.9	1.2	1.5 - 5.0	2.9	< 1 - 3	0.8
	高波川	高波橋	7.2 - 7.5	7.3	0.7 - 1.7	1.1	1.1 - 2.0	1.5	< 1 - <1	0.0
	吉田川	吉良見川合流点	7.1 - 7.3	7.2	0.6 - 1.8	1.2	1.4 - 2.8	2.0	< 1 - 4	1.2
		ゴルフ場放流水	6.9 - 7.4	7.1	0.5 - 3.1	1.5	1.7 - 6.4	4.0	< 1 - 8	1.5
	門野川	浄化センター上	7.1 - 7.4	7.2	0.4 - 1.8	1.0	0.6 - 2.1	1.4	< 1 - 4	1.0
	上村川	鶴鶴橋	7.3 - 7.5	7.4	<0.2 - 1.8	1.0	0.5 - 1.7	1.0	< 1 - 2	0.5
	飯田洞川	中広橋	7.3 - 7.5	7.4	<0.2 - 1.7	0.9	0.6 - 1.8	1.1	< 1 - 16	4.8
	岩倉川	中島林道	7.1 - 7.5	7.3	0.4 - 1.6	0.9	1.0 - 4.7	2.1	< 1 - 52	10.7
	追沢川	追沢林道	7.2 - 7.5	7.4	0.2 - 1.8	1.0	1.1 - 3.3	2.1	< 1 - 2	0.7

備考 定量下限値は0として、大腸菌群数の16000超は16000として平均値を計算

[表3-2-4つづき]

D O (mg/L)		大腸菌数 (CFU/100mL)		全窒素 (mg/L)		全リン (mg/L)		採水箇所
平均		平均		平均		平均		
12.0 - 15.0	13.2	19 - 130	66	0.25 - 0.56	0.39	0.008 - 0.035	0.021	天神橋
11.0 - 14.0	12.6	1 - 106	20	0.41 - 0.67	0.51	0.009 - 0.022	0.014	両島橋
11.0 - 14.0	12.5	12 - 210	53	0.49 - 0.91	0.64	0.017 - 0.067	0.042	神之木橋
11.0 - 14.0	12.4	11 - 820	123	0.50 - 0.85	0.66	0.017 - 0.052	0.032	中電取水口付近
12.0 - 14.0	12.8	27 - 155	86	0.76 - 2.30	1.12	0.028 - 0.130	0.054	木曽川合流前
12.0 - 15.0	13.2	5 - 273	79	0.44 - 0.53	0.48	0.007 - 0.024	0.016	下橋戸橋
12.0 - 15.0	13.2	0 - 198	65	0.27 - 0.46	0.34	0.005 - 0.023	0.012	飯沼川合流前
12.0 - 15.0	13.2	0 - 169	72	0.41 - 0.64	0.48	0.008 - 0.039	0.024	上流
12.0 - 14.0	13.0	31 - 256	127	0.53 - 1.30	0.71	0.012 - 0.540	0.147	公文橋
11.0 - 14.0	12.3	57 - 317	173	0.82 - 1.80	1.18	0.023 - 0.077	0.044	長島橋
11.0 - 14.0	12.3	13 - 247	111	0.92 - 1.50	1.14	0.019 - 0.082	0.049	新栄橋
11.0 - 14.0	12.3	80 - 290	189	0.74 - 1.10	0.96	0.016 - 0.041	0.031	永田川合流前
11.0 - 14.0	12.2	38 - 148	82	0.57 - 0.99	0.73	0.024 - 0.090	0.053	中央道下
11.0 - 14.0	12.2	0 - 247	110	0.53 - 0.94	0.73	0.015 - 0.064	0.036	東海神栄付近
12.0 - 14.0	13.0	2 - 227	135	0.46 - 0.71	0.56	0.010 - 0.042	0.024	中津川市境
12.0 - 15.0	13.0	17 - 1012	249	0.77 - 1.60	1.08	0.036 - 0.091	0.062	奉行橋
11.0 - 15.0	12.8	25 - 283	141	0.47 - 0.75	0.60	0.006 - 0.053	0.032	本郷橋
12.0 - 15.0	13.0	1 - 104	44	0.46 - 0.85	0.62	0.005 - 0.043	0.020	富田会館付近
12.0 - 15.0	13.2	30 - 124	60	0.64 - 1.50	0.98	0.003 - 0.011	0.008	上田橋
11.0 - 14.0	12.5	4 - 480	157	0.48 - 1.10	0.74	0.026 - 0.072	0.049	千田橋
11.0 - 15.0	12.3	10 - 800	269	0.39 - 0.67	0.53	0.008 - 0.048	0.026	木曽川合流前
12.0 - 15.0	13.2	9 - 182	53	0.27 - 0.43	0.36	0.009 - 0.023	0.015	笠置橋
11.0 - 15.0	13.0	20 - 3700	705	0.65 - 1.30	0.81	0.064 - 0.150	0.116	和田川橋
11.0 - 15.0	12.8	26 - 160	68	0.42 - 0.82	0.58	0.041 - 0.110	0.074	安弘見橋
12.0 - 15.0	13.2	29 - 122	54	0.36 - 0.66	0.51	0.022 - 0.044	0.031	中央橋
12.0 - 15.0	13.2	10 - 160	52	0.36 - 0.61	0.49	0.013 - 0.032	0.025	野瀬橋
12.0 - 15.0	13.2	13 - 55	29	0.39 - 0.55	0.46	0.007 - 0.034	0.018	巴橋
11.0 - 14.0	12.3	63 - 165	122	0.96 - 2.00	1.39	0.035 - 0.140	0.067	浜松橋
11.0 - 14.0	12.3	48 - 237	117	0.91 - 1.90	1.40	0.027 - 0.100	0.066	折坂橋
11.0 - 14.0	12.0	17 - 236	96	0.86 - 1.40	1.11	0.021 - 0.055	0.041	藤川合流前
11.0 - 14.0	12.2	24 - 370	115	0.86 - 1.40	1.14	0.014 - 0.060	0.041	瑞浪市境
11.0 - 15.0	12.8	32 - 510	125	0.51 - 0.87	0.68	0.015 - 0.049	0.034	伊保沢橋
11.0 - 15.0	13.0	5 - 2730	486	0.64 - 2.30	1.02	0.055 - 0.140	0.100	殿畑夕立山
11.0 - 14.0	12.7	13 - 176	105	0.52 - 1.00	0.71	0.026 - 0.069	0.050	瑞浪市境
12.0 - 15.0	13.2	81 - 251	153	0.51 - 0.80	0.69	0.026 - 0.056	0.038	広瀬橋
12.0 - 15.0	13.2	67 - 1155	400	0.60 - 1.00	0.84	0.017 - 0.060	0.036	小里川合流前
11.0 - 15.0	13.0	11 - 7900	1364	0.23 - 0.41	0.30	0.004 - 0.014	0.009	阿妻才坂合流点
11.0 - 15.0	12.8	104 - 272	155	0.40 - 0.59	0.49	0.013 - 0.044	0.027	交番裏合流点下
12.0 - 15.0	13.3	3 - 253	75	0.40 - 0.92	0.58	0.019 - 0.035	0.028	出合橋合流点下
12.0 - 14.0	13.0	1 - 356	80	0.35 - 0.76	0.55	0.011 - 0.069	0.029	ゴルフ場下
12.0 - 15.0	13.2	33 - 15150	2575	0.32 - 0.42	0.35	0.009 - 0.017	0.014	高波橋
12.0 - 15.0	13.2	127 - 18900	3297	0.46 - 0.64	0.56	0.024 - 0.042	0.032	吉良見川合流点
11.0 - 14.0	12.2	1 - 109	42	0.65 - 1.20	0.88	0.018 - 0.099	0.060	ゴルフ場放流水
12.0 - 15.0	13.2	19 - 37250	6250	0.35 - 0.51	0.43	0.010 - 0.031	0.020	浄化センター上
12.0 - 15.0	13.3	5 - 81	27	<0.20 - 0.31	0.13	0.004 - 0.015	0.009	鶴鶴橋
11.0 - 15.0	13.0	1 - 6400	1081	<0.20 - 0.42	0.21	0.002 - 0.037	0.017	中広橋
12.0 - 15.0	13.3	0 - 116	33	0.27 - 0.61	0.41	0.018 - 0.072	0.034	中島林道
12.0 - 15.0	13.3	0 - 9450	1582	0.26 - 0.51	0.37	0.009 - 0.049	0.022	追沢林道

河川の代表的な水質汚濁の指標であるBODの検査結果は「表 3-2-5」の通りとなりました。

〔表3-2-5〕 令和4年度 河川水質の月別BOD値

河川名		採水箇所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
木 曽 川 水 系	阿木川	天神橋		0.4		0.2		0.6		0.9		1.9		0.7	0.8
		両島橋	1.4	0.6	1.7	0.5	0.6	1.2	0.8	0.9	0.8	1.3	1.7	1.1	1.1
		神之木橋	1.6	1.0	0.8	1.3	0.8	0.7	0.9	1.3	1.0	1.7	1.3	1.7	1.2
		中電取水口付近	1.8	1.5	1.0	1.4	0.9	0.8	1.2	1.7	1.5	1.6	0.7	1.4	1.3
		木曽川合流前	2.1	1.0	1.3	1.3	1.2	1.0	1.1	1.3	1.6	1.6	1.0	1.4	1.3
	飯沼川	下橋戸橋		0.5		0.4		0.7		0.8		0.9		0.8	0.7
	伊織川	飯沼川合流前		0.6		0.8		0.6		0.8		1.6		1.2	0.9
	小沢溜池	上流		0.3		1.4		0.5		1.7		0.8		1.1	1.0
	定蓮寺川	公文橋		0.7		0.8		0.4		1.1		1.7		0.8	0.9
	永田川	長島橋		0.7		1.1		0.4		1.1		1.4		1.6	1.1
		新栄橋		6.9		2.1		2.2		7.9		1.4		8.7	4.9
	田達川	永田川合流前		0.8		0.6		0.6		0.6		1.1		1.3	0.8
	小路川	中央道下		1.6		0.8		1.1		1.7		1.4		1.3	1.3
	横町川	東海神栄付近		3.2		1.8		1.5		2.5		1.3		2.4	2.1
	濁川	中津川市境		0.8		0.4		0.5		0.7		0.8		0.9	0.7
		奉行橋		1.2		0.9		0.7		1.1		1.9		1.6	1.2
	岩村川	本郷橋		0.4		1.5		0.7		0.8		1.3		1.3	1.0
	富田川	富田会館付近		0.3		0.4		0.4		0.8		1.0		0.8	0.6
	飯羽間川	上田橋		0.6		0.5		0.5		1.0		1.2		0.9	0.8
	千田川	千田橋		0.8		0.7		1.1		0.6		1.2		1.4	1.0
		木曽川合流前	1.3	0.8	0.9	0.9	0.6	0.8	0.7	0.8	0.9	1.8	0.4	1.2	0.9
	木曽川	笠置橋		0.6		0.5		0.3		1.0		1.4		1.1	0.8
	和田川	和田川橋		1.3		0.6		0.7		1.3		1.8		1.5	1.2
		安弘見橋		1.0		0.6		0.8		1.0		1.7		1.6	1.1
	中野方川	中央橋		0.4		1.0		0.6		1.3		1.6		1.4	1.1
		野瀬橋		0.6		0.7		0.8		0.7		1.2		1.4	0.9
		巴橋		0.7		0.7		0.4		0.8		1.2		0.9	0.8
庄 内 川 水 系	土岐川	浜松橋		0.6		0.8		0.7		0.6		1.4		1.3	0.9
		折坂橋		0.6		1.0		1.7		1.0		1.6		1.3	1.2
		藤川合流前		0.8		0.7		0.7		1.0		1.7		1.5	1.1
		瑞浪市境		0.7		1.2		0.9		0.9		1.3		1.1	1.0
	藤川	伊保沢橋		0.7		0.9		1.1		0.6		1.5		1.7	1.1
	佐々良木川	殿畑夕立山		0.9		0.8		1.1		0.8		1.5		1.5	1.1
		瑞浪市境		0.5		1.1		1.4		0.7		1.3		1.0	1.0
	小里川	広瀬橋		0.4		1.4		1.0		0.8		1.9		1.9	1.2
大坪川	小里川合流前		0.4		0.8		1.1		0.7		1.9		1.6	1.1	
矢 作 川 水 系	阿妻川	阿妻才坂合流点		0.3		1.2		0.8		0.6		1.8		1.9	1.1
	明智川	交番裏合流点下		0.4		0.9		0.9		0.8		0.2		1.4	0.8
		出合橋合流点下		0.2		0.2		1.0		0.5		1.8		1.6	0.9
	大平川	ゴルフ場下		0.5		1.1		1.3		0.9		1.9		1.4	1.2
	高波川	高波橋		0.8		0.7		1.0		0.8		1.7		1.7	1.1
	吉田川	吉良見川合流点		0.6		1.1		1.2		0.8		1.8		1.7	1.2
		ゴルフ場放流水		0.5		1.3		1.4		1.2		1.3		3.1	1.5
	門野川	浄化センター上		0.4		1.2		0.9		0.5		1.8		1.4	1.0
	上村川	鶴鶴橋		0.6		<0.2		1.2		0.5		1.8		1.7	1.0
	飯田洞川	中広橋		0.3		<0.2		0.9		0.7		1.5		1.7	0.9
	岩倉川	中島林道		0.5		0.4		0.9		0.4		1.3		1.6	0.9
追沢川	追沢林道		0.8		0.2		0.9		0.6		1.6		1.8	1.0	

備考 定量下限値は0として、大腸菌群数の16000超は16000として平均値を計算

白抜きは、75%数値

BODの環境基準達成状況

水質汚濁に関する環境基準のうち、類型指定を受けた河川におけるBODの適合状況は〔表 3-2-6〕の通りとなりました。令和4年度は、18カ所の調査地点のうち上村川で環境基準を達成できませんでしたので、達成率は88.9%でした。

〔表 3-2-6〕 河川別BODの環境基準達成状況

河川名		採水箇所	令和2年度			令和3年度			令和4年度			類型指定
			75%評価 X/Y	75%値 (mg/L)	達成 状況	75%評価 X/Y	75%値 (mg/L)	達成 状況	75%評価 X/Y	75%値 (mg/L)	達成 状況	
木曾川水系	阿木川	天神橋	0/6	1.0	○	0/6	0.6	○	0/6	0.9	○	A
		両島橋	1/12	1.3	○	0/12	1.7	○	0/12	1.3	○	
		神之木橋	0/12	1.8	○	0/12	1.4	○	0/12	1.3	○	
		中電取水口付近	0/12	2.0	○	0/12	1.7	○	0/12	1.5	○	C
		木曾川合流前	0/12	2.4	○	0/12	1.7	○	0/12	1.4	○	
	木曾川	笠置橋	0/6	1.2	○	0/6	1.1	○	0/6	1.1	○	A
	中野方川	中央橋	0/6	1.5	○	0/6	1.3	○	0/6	1.4	○	A
		野瀬橋	0/6	1.0	○	0/6	0.9	○	0/6	1.2	○	
		巴橋	0/6	1.1	○	0/6	0.8	○	0/6	0.9	○	
庄内川水系	土岐川	浜松橋	1/6	1.9	○	0/6	1.4	○	0/6	1.3	○	A
		折坂橋	2/6	2.3	×	1/6	1.5	○	0/6	1.6	○	
		藤川合流前	0/6	1.7	○	0/6	1.1	○	0/6	1.5	○	
		瑞浪市境	1/6	1.7	○	0/6	1.2	○	0/6	1.2	○	
	小里川	広瀬橋	0/6	1.4	○	0/6	1.3	○	0/6	1.9	○	B
矢作川水系	阿妻川	阿妻才坂合流点	0/6	1.2	○	0/6	1.1	○	0/6	1.8	○	A
	明智川	交番裏合流点下	0/6	1.6	○	0/6	1.4	○	0/6	0.9	○	A
		出合橋合流点下	0/6	1.3	○	0/6	1.3	○	0/6	1.6	○	
	上村川	鵜鴿橋	2/6	1.3	×	1/6	1.0	○	3/6	1.7	×	A A

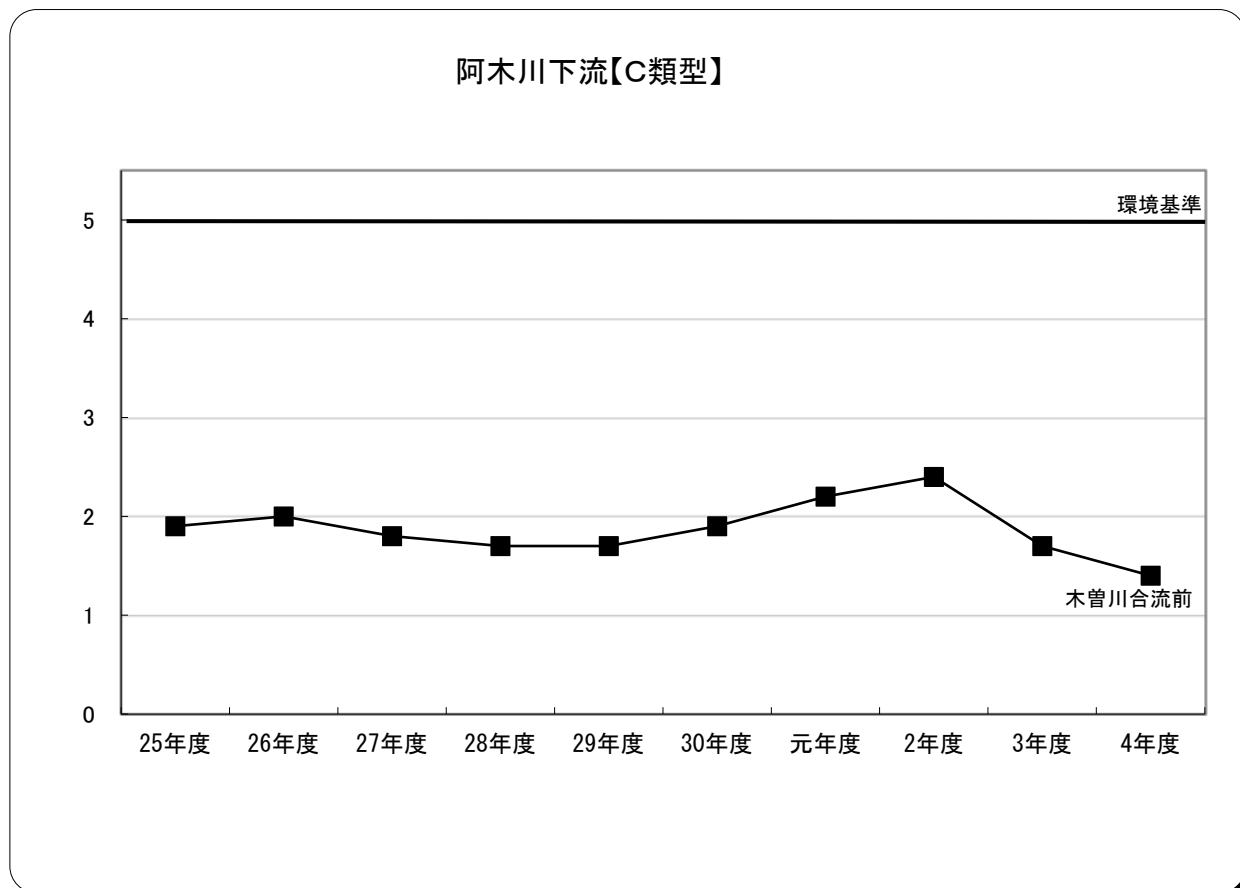
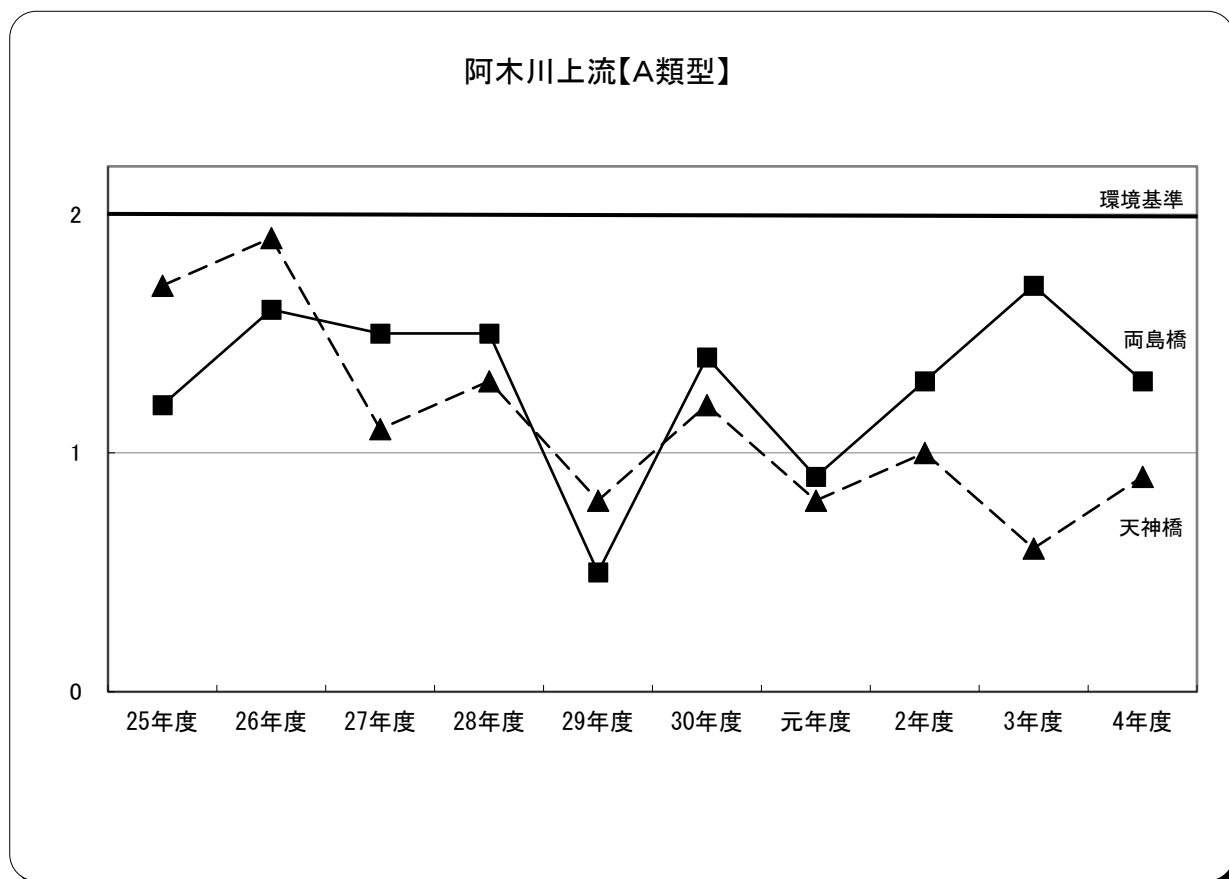
※Xは基準値を超えた回数、Yは検査回数

BOD値の経年変化

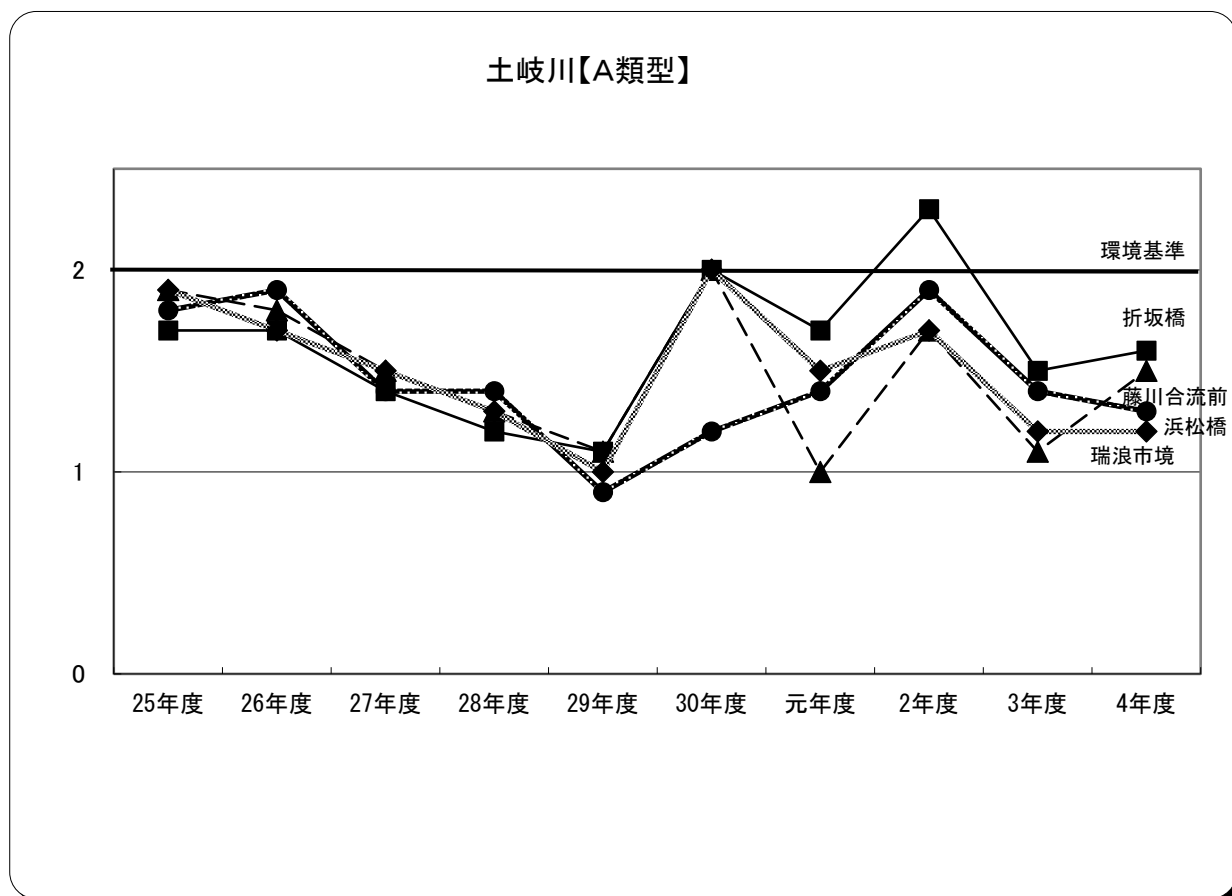
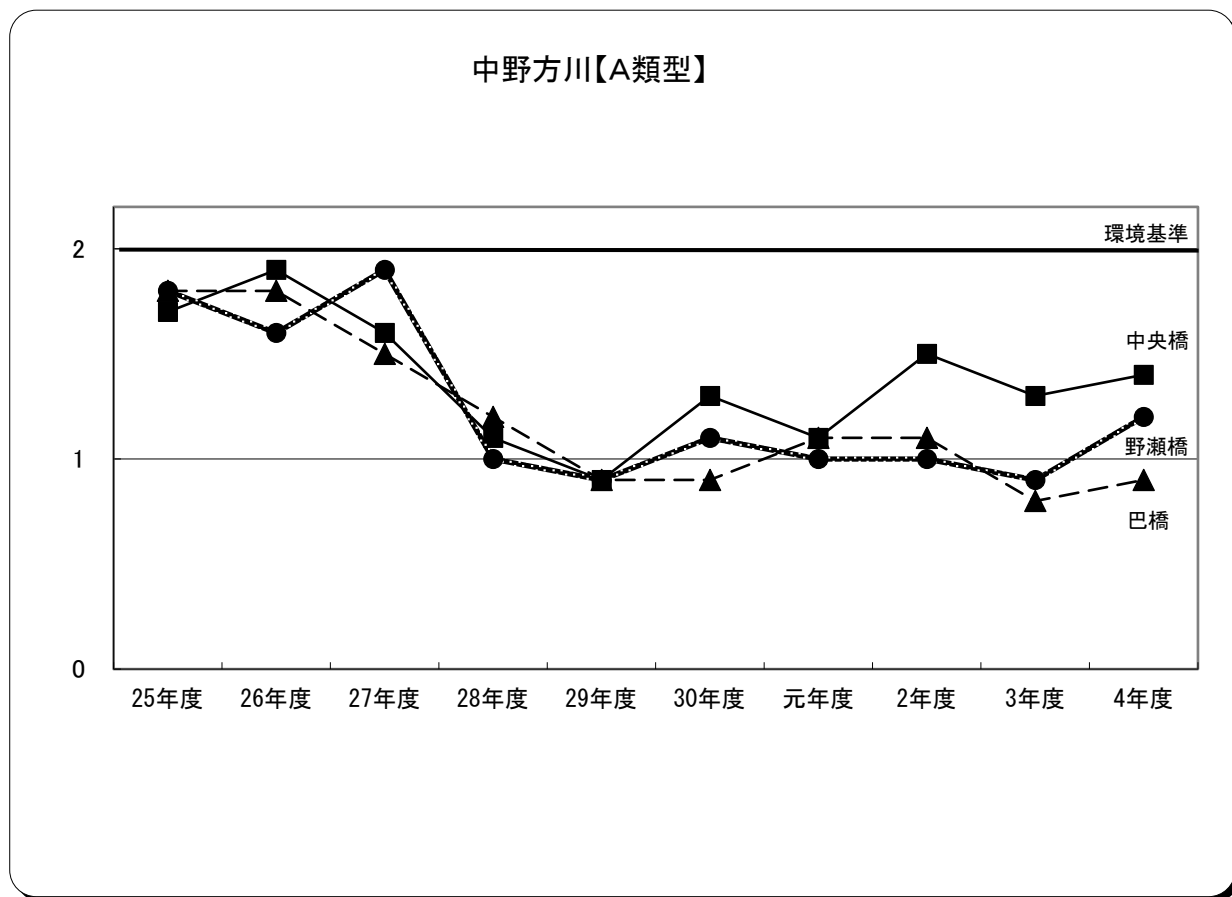
類型指定された河川の過去10年のBOD（75%値）の経年変化を〔図 3-2-1〕に示しました。

恵那市で唯一AA類型である上村川は、前年はBOD（75%値）の環境基準に満たしていましたが、令和4年度では、基準を満たしていませんでした。今後もきれいな川であるよう、引き続き水質保全の監視に努めます。

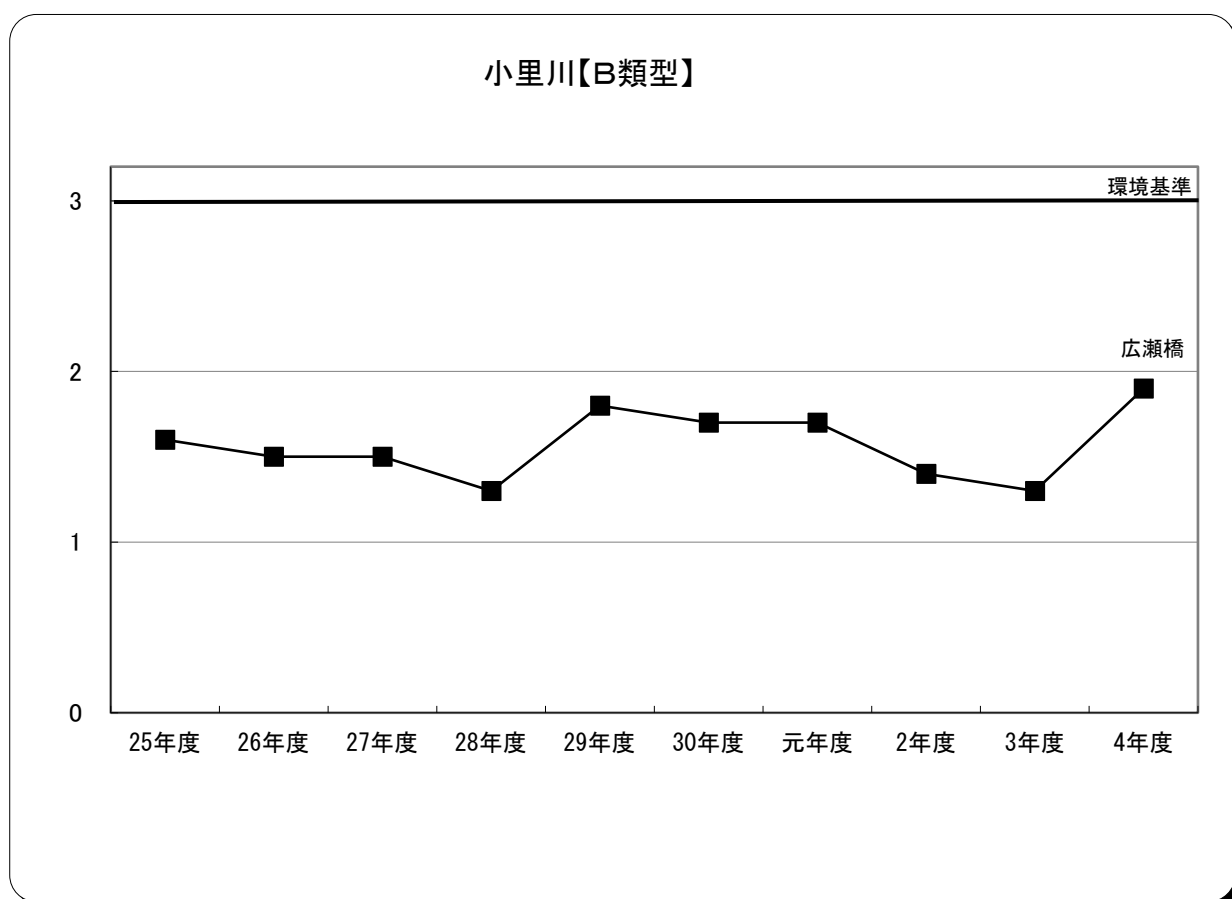
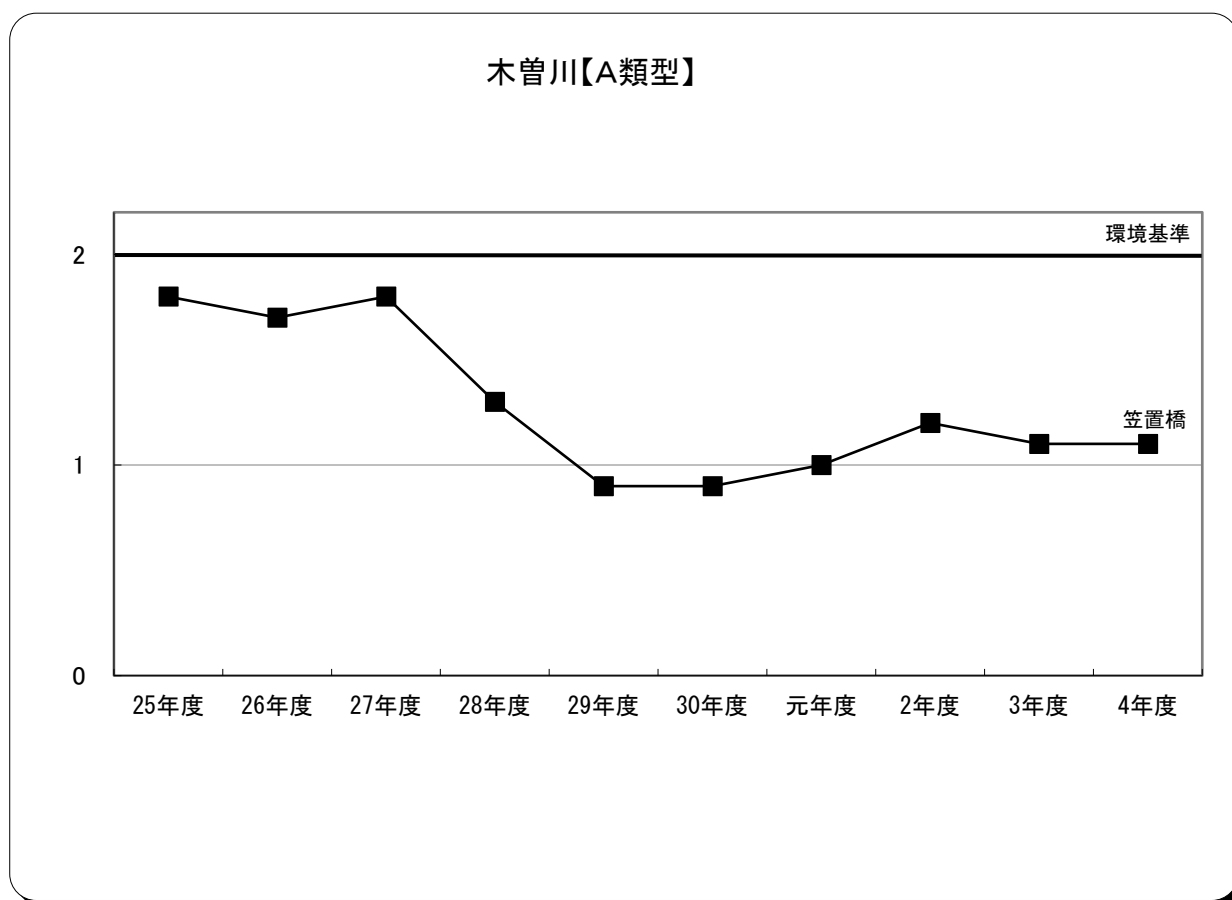
[図 3-2-1] BOD75%値の経年変化 ①



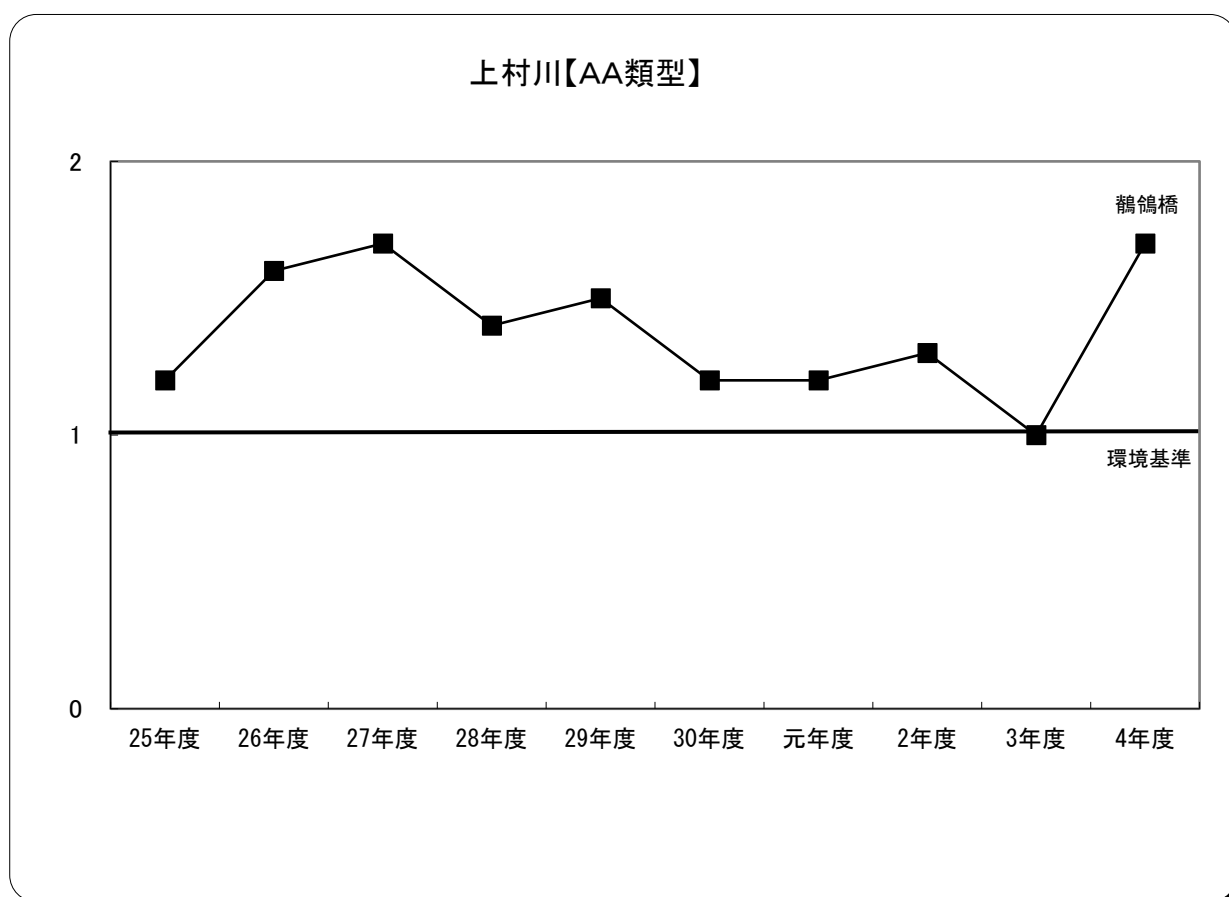
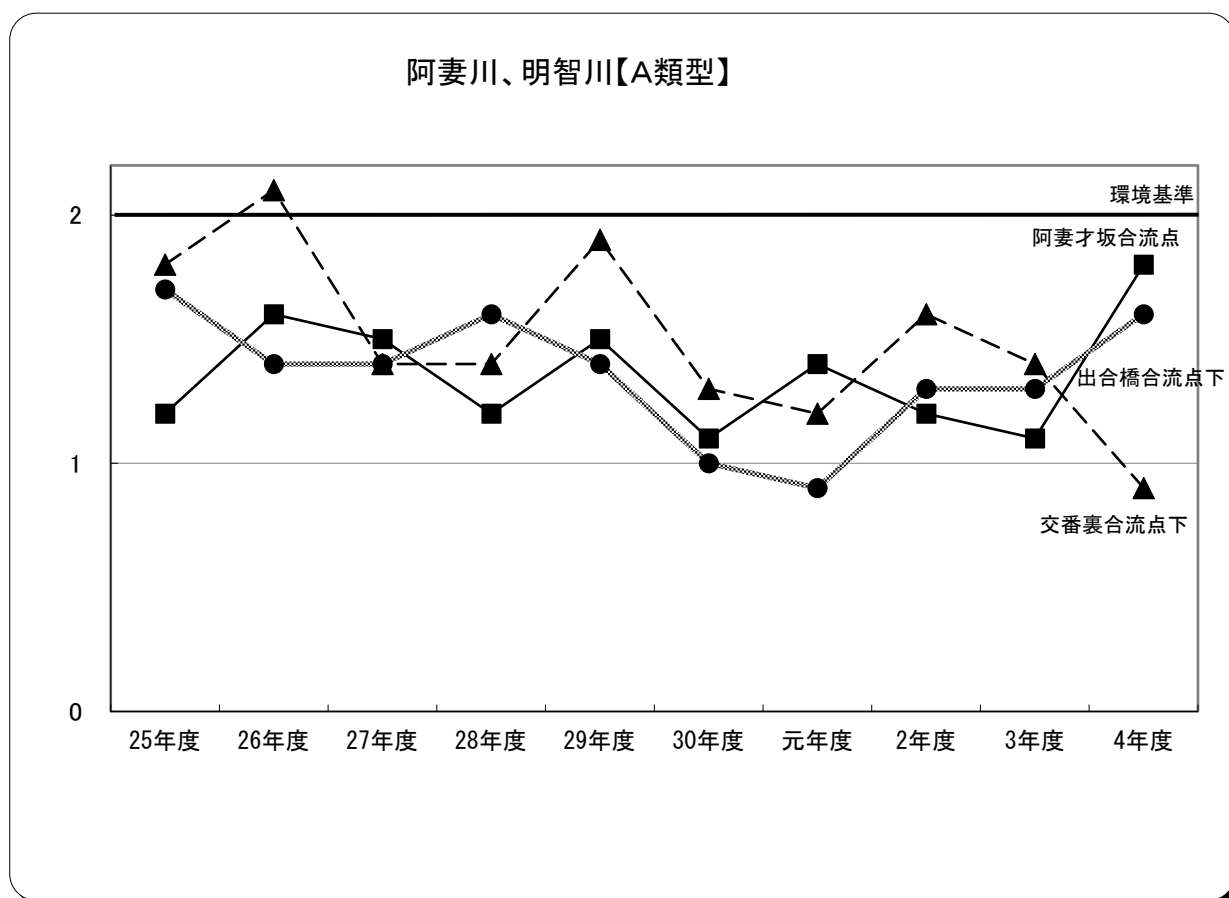
[図 3-2-1] BOD75%値の経年変化 ②



[図 3-2-1] BOD75%値の経年変化 ③



[図 3-2-1] BOD75%値の経年変化 ④



(3) 河川底質の現況

河川底質の汚濁状況および汚染による水生生物への影響等を把握するため、市内3地点で年1回底質調査を実施しています。

〔表 3-2-7〕 河川底質調査結果

項目	採取箇所	阿木川中央道架橋付近		阿木川恵那大橋付近		永田川新栄橋付近	
		3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
強熱減量 (%)		1.4	2.5	1.2	2.5	1.4	2.5
乾燥減量 (%)		27	22	25	20	26	22
フェノール類 (mg/g)		1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
有機リン化合物 (mg/kg)		1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
全窒素 (mg/g)		0.26	0.64	0.23	0.62	0.32	0.43
全リン (mg/g)		0.13	0.18	0.14	0.14	0.17	0.12
カドミウム (mg/kg)		0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満
鉛 (mg/kg)		5.0	5.7	6.2	7.8	6.8	8.2
総水銀 (mg/kg)		0.01 未満	0.02	0.01 未満	0.01	0.01 未満	0.01
P C B (mg/kg)		0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
アルキル水銀化合物 (mg/kg)		0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
六価クロム (mg/kg)		2 未満	2 未満	2 未満	2 未満	2 未満	2 未満
ひ素 (mg/kg)		2.1	2.1	2.1	3.3	2.3	2.8
シアン化合物 (mg/kg)		0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満

採取日：【令和3年度】令和4年2月15日、【令和4年度】令和5年2月6日～3月3日

(4) 水質汚濁に係る排水規制

公共用水域の汚濁を防止するため、「水質汚濁防止法」および「岐阜県公害防止条例」により、特定事業場（同法施行令別表1）から公共用水域に排出される水については、排水基準が設定されています。この規制基準に適合しない排水を放流した場合には、罰則が定められています。

水質汚濁防止法による排水基準

人の健康に有害なカドミウム、シアン、鉛などの物質（同法施行令第2条）については、すべての特定事業場に排水の規制基準が定められています〔表 3-2-8〕。また pH、BODなどの生活環境項目については、1日当たりの排水量 50 m³以上の特定事業場に排水基準が適用されます〔表 3-2-9〕。

〔表 3-2-8〕 人の健康に係る排水基準（有害物質）

排水基準を定める省令 別表 1

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
シアン化合物	1mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
有機燐化合物	1mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L	チウラム	0.06mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	シマジン	0.03mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L	チオベンカルブ	0.2mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1mg/L
P C B	0.003mg/L	セレン及びその化合物	0.1mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	ほう素及びその化合物	10mg/L（海域以外の公共用水域に排出されるもの）
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	ふっ素及びその化合物	8mg/L（海域以外の公共用水域に排出されるもの）
ジクロロメタン	0.2mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
四塩化炭素	0.02mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L

〔表 3-2-9〕 生活環境の保全に係る排水基準

排水基準を定める省令 別表 2

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
水素イオン濃度（P H）	5.8 以上 8.6 以下	亜鉛含有量（Z n）	2mg/L
B O D （生物化学的酸素要求量）	160mg/L （日間平均 120mg/L）	溶解性鉄含有量（F e）	10mg/L
C O D （化学的酸素要求量）	160mg/L （日間平均 120mg/L）	溶解性マンガン含有量（M n）	10mg/L
浮遊物質（S S）	200mg/L （日間平均 150mg/L）	クロム含有量（C r）	2mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質 量（鉱油類含有量）	5mg/L	大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm ³
ノルマルヘキサン抽出物質 量（動植物油類含有量）	30mg/L	窒素含有量（N）	120mg/L（日間平均 60mg/L）
フェノール類含有量	5mg/L	りん含有量（P）	16mg/L（日間平均 8mg/L）
銅含有量（C u）	3mg/L		

備考 1 B O Dは湖沼、海域への排水を除き適用、C O Dは湖沼、海域への排水のみ適用する。

2 窒素含有量とりん含有量は、特定の湖沼と流入河川への排水のみ適用する。

(5) 発生源の監視・指導

市内の「水質汚濁防止法」および「岐阜県公害防止条例」による特定事業場の業種別事業所数は、[表 3-2-10] の通りです。これらの事業所については、県・市で立入調査をし、施設の管理状況などの監視・指導をしています。

[表 3-2-10] 水質関係の業種別特定事業場数

令和5年3月末現在

区 分		特定事業場数	排水基準適用特定事業場数
水 質 汚 濁 防 止 法	畜 産	54	1
	食 品	98	0
	染 色	2	0
	製 紙	2	2
	出 版	1	0
	化 学	0	0
	生 コ ン	6	0
	窯 業	17	3
	砕 石	2	1
	機 械	0	0
	表 面 処 理	10	2
	メ ッ キ	3	2
	旅 館	68	4
	洗 濯	17	0
	車 両 洗 浄	39	0
	試 験 研 究	4	0
	し 尿 処 理	35	10
	下 水 道	6	6
	そ の 他	21	1
小 計		385	32
県 公 害 防 止 条 例	写 真 製 版	3	0
	ス プ レ ー	4	2
	段 ボ ー ル	6	6
	畜 産	59	0
	給 油 所	71	0
	吹 付 け	4	1
	石 材	0	0
	小 計	147	9
合 計		532	41

資料：岐阜県環境白書

(6) 廃食用油の回収

川を美しくする運動「ブルーリバー作戦」の一環として、平成18年8月から使用済みの食用油を回収しています。〔表3-2-11〕で示した26カ所を拠点に毎月実施しており、容器の設置を（特非）ふれあいの家に委託しています。また、恵那市3R推進施設「ふれあいエコプラザ」でも廃食用油を回収しています。

こうして回収された廃食用油は、バイオディーゼル燃料として自動車燃料等に活用されています。

〔表3-2-11〕令和4年度の廃油回収量		(単位:L)												
地 区	設置及び回収場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計
大井町	岡瀬沢西集会所	2	0	1	0	6	0	1	0	2	0	1	1	14
	丸池第一集会所	4	2	0	0	0	0	4	1	0	0	5	0	16
	総合福祉センター	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
長島町	市役所東側(会議棟横)	0	0	24	0	8	0	0	0	0	0	1	2	35
	正家公民館	2	0	5	0	0	0	1	1	4	0	0	0	13
	中野会館	2	0	3	5	2	8	1	4	10	5	2	4	46
	アグリパーク恵那総合管理センター	1	0	6	2	0	2	0	1	1	0	2	0	15
東野	千田公民館	6	1	5	0	2	20	0	15	3	0	0	1	53
	上組公会堂	0	3	2	2	18	2	1	1	0	1	0	0	30
	東野コミュニティセンター	4	0	0	0	2	15	1	2	0	2	1	8	35
三郷町	三郷コミュニティセンター	0	0	0	0	10	3	0	1	1	0	0	0	15
	野井公民館	0	0	5	0	16	0	0	0	2	0	1	3	27
武並町	旧武並公民館	4	0	2	0	10	4	1	0	14	0	2	0	37
	武並コミュニティセンター	4	5	5	0	5	25	0	18	14	2	6	1	85
笠置町	毛呂窪公民館	0	2	2	1	2	0	5	0	0	0	10	0	22
	旧笠置事務所	8	0	5	10	2	0	1	0	2	7	1	1	37
	河合公民館	0	4	0	1	0	0	0	0	8	0	0	0	13
中野方町	第2区公民館	4	0	0	0	2	0	2	1	0	0	33	1	43
	中野方コミュニティセンター	10	0	2	0	8	10	0	1	10	1	20	18	80
	第9区公民館	0	4	1	0	26	0	12	0	3	0	1	3	50
飯地	飯地コミュニティセンター	4	4	2	4	2	12	4	8	3	0	10	1	54
岩村町	旧岩村振興事務所	12	6	25	36	16	30	25	8	14	18	40	20	250
山岡町	山岡振興事務所	18	15	10	4	8	4	15	8	30	0	25	23	160
明智町	明智振興事務所	15	4	45	6	12	35	6	23	30	4	8	8	196
串原	串原振興事務所	0	0	0	3	18	0	0	0	0	0	0	0	21
上矢作町	上矢作振興事務所	20	0	20	0	10	5	1	2	15	0	6	0	79
小	計	120	50	170	74	185	175	81	95	168	40	175	95	1,428
	ふれあいエコプラザ	120	200	195	142	200	100	109	210	120	170	180	140	1,886
合	計	240	250	365	216	385	275	190	305	288	210	355	235	3,314

〔表3-2-12〕年度別廃油回収量

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回収量	4,150L	4,774L	5,480L	5,350L	5,702L	4,894L	4,947L	3,659L	3,314L

3. 騒音・振動

騒音

騒音とは、不快に感じられる音や睡眠に影響を与えるような「好ましくない音」などのことをいいます。心理的要因が強く個人差があるため、感覚的公害とも言えます。

騒音公害は、日常生活にかかわりが深く、しかも身近に感じられるもので、発生源は工場・事業場、建設作業をはじめ、自動車・鉄道などの交通機関、商店・飲食店・家庭生活など多種多様にわたっています。

(1) 騒音に係る環境基準

環境基本法では、人の健康を保護し、生活環境を保全するために維持することが望ましい基準として、一般地域および道路に面する地域について環境基準を定めています。

[表 3-3-1] 環境騒音（一般地域の基準値）

地域の区分		時間の区分 昼間 AM6:00～PM10:00	夜間 PM10:00～AM6:00
A	①規制法第1種区域 ②同2種区域のうち、都市計画法第8条第1項に基づく第1種中高層住居専用地域または第2種中高層住居専用地域	55dB以下	45dB以下
B	規制法第2種区域のうちA類型に該当しない地域		
C	規制法第3種区域および第4種区域	60dB以下	50dB以下

[表 3-3-2] 環境騒音（道路に面する地域の環境基準）

地域の区分	時間の区分 昼間 AM6:00～PM10:00	夜間 PM10:00～AM6:00
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
C地域のうち車線を有する道路に面する地域		
幹線交通を担う道路に近接する区域	70dB以下	65dB以下

(2) 騒音の現況

市では、一般地域および道路に面する地域の騒音の現況を把握するため、年1回一般地域6カ所、道路に面する地域1カ所で騒音調査を実施しています。

[表 3-3-3] 環境騒音測定結果（一般地域）

単位：デシベル

測定場所	測定時間	等価騒音レベル（LAeq）			地域類型 環境基準
		2 年度	3 年度	4 年度	
長島町 文化センター駐車場	午前	52.4	57.6	49.8	A 以下
	午後	52.3	53.4	55.6	
長島町 中野児童公園	午前	40.4	42.1	48.4	C 以下
	午後	45.9	43.5	44.5	
武並町 JA 東美濃恵那西支店	午前	59.6	55.4	58.7	B 以下
	午後	56.4	54.7	55.1	
山岡町 下九号組集会所	午前	45.8	47.5	40.5	B 以下
	午後	44.8	44.0	45.8	
山岡町 恵南グリーンセンター	午前	57.5	58.1	58.4	C 以下
	午後	58.9	58.0	57.6	
山岡町 新中田コミュニティ	午前	48.7	33.2	39.9	B 以下
	午後	46.9	37.0	39.6	

測定日：令和2年11月30日、令和3年11月29日、令和4年11月30日

(3) 自動車騒音に係る面的評価

面的評価とは、道路を一定区間ごとに区切り評価区間を設定し、評価区間内を代表する 1 地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から 50m の範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸数及び割合を把握するものです。令和 4 年度の調査結果は以下のとおりです。

〔表 3-3-5〕 評価対象区間（自動車騒音）

路線名	区間延長	始点	終点
国道 19 号	6.3km	国道 418 号	恵那多治見線

〔表 3-3-6〕 自動車騒音の面的評価結果（評価区間別）

上段：割合・下段：戸数

項目	評価対象 住居戸数	昼間・夜間ともに 基準値以下	昼間のみ基準値以 下	夜間のみ基準値値 以下	昼間・夜間とも基 準値超過
全 体	973	95.9%	2.7%	0.1%	1.3%
		933	26	1	13
近隣空間	239	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		239	0	0	0
非近隣空間	734	94.6%	3.5%	0.1%	1.8%
		694	26	1	13

(4) 騒音に係る規制基準

特定施設騒音

「騒音規制法」および「岐阜県公害防止条例」では、騒音を発生する工場・事業場の施設を特定施設に指定し（法施行令別表 1、条例施行規則別表 10）、地域ごとに基準を定め、規制しています〔表 3-3-7、表 3-3-8〕。

〔表 3-3-7〕 特定工場等に係る騒音の規制基準

岐阜県公害防止条例施行規則別表 12

時間の区分	昼間 AM8:00～PM7:00	朝・夕 AM6:00～AM8:00 PM7:00～PM11:00	夜間 PM11:00～AM6:00
区域の区分			
第 1 種区域（住居専用地域など）	50dB 以下	45dB 以下	40dB 以下
第 2 種区域（住居地域など）	60dB 以下	50dB 以下	45dB 以下
第 3 種区域（商業・準工業地域）	65dB 以下	60dB 以下	50dB 以下
第 4 種区域（工業地域）	70dB 以下	65dB 以下	60dB 以下

騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- ①騒音計の指示値が変動せず、または変動が少ない場合は、その指示値とする。
- ②騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大限がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- ③騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の数値とする。
- ④騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90%レンジの上端の数値とする。

[表 3-3-8] 騒音規制地域一覧

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準
平成 25 年 10 月 30 日恵那市告示第 109 号

第 1 種区域	大井町 字南関戸の全部、字的ヶ屋敷、字学頭、字蓮華寺、字鏡山、字根津、字野越の各一部 長島町 【中野】字羽根平、字神明前、字硯水の各一部 【永田】字竹ノ下の一部
第 2 種区域	大井町 第 1 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域を除いた地域 長島町 鍋山、正家二丁目、正家三丁目の各全部、中野、久須見、正家、永田、正家一丁目のうち第 1 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域を除いた地域 東野 全部 三郷町 棕実、野井の各全部 【佐々良木】字中島、字筑田、字鶴遠、字折戸、字下平、字番場沢、字目垂、字榎ヶ洞、字西ヶ洞、字上鑄師、字中坪、字直路、字下鑄師、字大平、字中田、字畑中、字張森、字田尻、字後山、字寺尾、字判ノ木、字白沢、字下小屋ヶ洞、字井戸入、字上小屋ヶ洞、字丸草、字滝ヶ入、字渚ノ前、字上通、字的場、字床入洞、字杉ヶ入、字上中切、字下中切、字鍵屋、字兼友、字政所、字藤ノ木、字松葉、字森平、字椽明、字苧宿、字大平山、字伊保、字宮ノ前、字シモヤ、字上ヶ平、字植木、字上平、字白砂、字菊作、字老治、字四斗蔭、字一色、字岩井ヶ洞、字東小屋ヶ洞、字洞田、字赤坂、字森下、字深瀬、字月ヶ入、字吹洞、字東洞田、字小橋、字山ノ上、字古佐渡、字高佐、字桜元、字中深瀬、字朴沢、字山崎、字下紺屋、字亀ヶ沢の各全部 字弁財天、字外ヶ沢の各一部 武並町 藤の全部、竹折のうち第 1 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域を除いた地域 笠置町 全部 中野方町 全部 飯地町 全部 岩村町 字山上、字西分根、字東分根、字新市場、字大将陣、字上屋後、字下屋後、字杉本、字大通寺、字上広表、字下広表、字矢田、字矢坪、字定京、字後田、字坂下、字大路、字裏山、字丸山、字鷹鷲、字桑原、字打越、字瀧頭、字築出、字一色、字塩坪、字新柱、字杉ヶ沢、字藤平、字大根洞、字梶平、字菅沼、字高松の各全部 【飯羽間】の全部 【富田】字上豊田、字木曾洞、字打杭、字坂本、字堀田、字七蔵、字大洞、字鈴ヶ根、字下り松、字茶畑、字水昌山下、字茶畑裏、字傳右屋敷、字庄ノ脇、字杉洞、字天神下、字石田、字沖之下、字櫻本、字上田中、字佐婆下、字向田、字上ノ平、字栗山、字新田、字清水、字土井脇、字土井原、字高橋、字下田中、字花沖、字札之辻、字仲田、字寥外道、字漆洞、字鳥屋場、字三学裏、字三学、字九左、字分井、字楮洞、字芝原、字西側、字宮脇、字鐘鑄所、字垣外場、字畑中、字嶋原、字脇ノ下、字広田、字満場、字長田、字古市場、字郷中、字宮前、字吉原、字上石田、字申堂、字上野山、字平岩、字姥ヶ洞、字林下、字若宮前、字梨ノ木、字梅昌庵、字仲側、字四ツ谷、字鷹匠、字経塚、字吉田川、字新建、字上本郷、字柳下、字赤羽根、字大槓、字熊洞、字中野洞、字跡見坂、字天神山、字天神洞、字新市場、字分根の各全部 山岡町 上手向、久保原の各全部 釜屋、下手向、田代、馬場山田、原のうち第 1 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域を除いた地域 明智町 字十日市場、字滝坂、字藤ノ木、字大庭、字向町、字大柳の各一部 【吉良見】字矢請、字萱掛の各一部 串原 字上沢、字中沢、字下沢、字北松林、字西松林、字上峯、字下峯、字南松林、字西木根、字北木根、字下大平、字上大平、字南木根、字東木根、字北柿畑、字南柿畑、字戸中、字下松本、字上松本、字福原、字森上、字大竹、字岩倉、字相走、字大野、字船渡、字川ヶ渡、字大築、字閑羅瀬の各一部 上矢作町 字大門、字辻見堂、字川原島、字西ノ沢、字平井、字新市場、字清水、字万場、字下広表、字上広表、字中島、字本地、字末広、字下田の各全部 小田子字大平下の一部
第 3 種区域	大井町 字葛沢の全部 字雀子ヶ根、字城ノ欠、字太手、字島田、字神の木、字本町、字豎町、字茶屋町、字橋場、字市神下、字道昌田、字女淵、字佐渡、字舟橋、字深沼の各一部 長島町 中野一丁目、中野二丁目、中野三丁目の各全部 【中野】字艾田の全部 字家久後、字山野田、字蔦ヶ入、字島田、字丸蔵田、字田違下、字坊屋敷、字家浦、字石橋、字一色、字堤下、字居屋敷、字下浦、字霜月田、字寺ノ下、字上艾田、字田中、字松葉田、字六反田、字神田の各一部 【正家】字一丁田、字河原田、字牧田の各一部 正家一丁目の一部 岩村町 字平井戸、字梨ノ木、字林、字殿町、字本町、字合原、字若宮、字中溝、字両家、字新町、字西町の各全部 山岡町 【馬場山田】字和田の全部 【下手向】字下平、字木伐戸、字神戸、字池之尻、字上神田、字下神田、字中嶋の各全部 字安免、字繁広、字大沼、字八重洞、字落合、字冷々川、字土岐坂、字石戸、字郡上、字雲路、字二百山の各一部 【釜屋】字天地平、字神田、字四反田、字石橋、字下平、字黒地、字花本、字天池、字高瀬、字西洞、字上ヶ平、字福尾戸、字石川、字折立、字国地、字引地、

	字百畔、字市場、字本蔵、字雲地、字中屋、字梅の木、字轟、字金張、字山崎、字向田の各全部 字油田、字鶴岡、字大洞、字横山、字新田、字中一本木、字下一本木の各一部 【原】字引地、字中洞道下、字堅岩、字下沼、字道下通、字小万場、字札の辻、字切山、字山脇、字大坪、長沢の各全部 字立野、字大牧、字足沢、字黒ヶ谷、字洞口、字中洞、字大西、字向山の各一部 【田代】字与助畑、字広瀬、下総レイの各一部 明智町 字小畑、字折戸、字森下、字徳平、字久後、字竹ノ内、字古町、字宮町、字石坪、字城山、字新地、字本町、字上平、字新町、字井ノ切の各全部 字大庭、字荒井、字藤ノ木、字十日市場、字滝坂、字向町、字大柳、字法明、字甫地ヶ洞、字米加美、字徳間、字万ヶ洞、字八斗蒔、字落合、字渚ノ鼻、字両家、字後山、字正住地の各一部 【吉良見】字松ノ木、字神ノ木の各全部 字矢伏、字横山、字平垣外、字平、字中畑、字秋田、字矢請、字萱掛の各一部 【大田】字山脇、字小平沢、字大井、字新地、字山畑、字狐洞、字駒ヶ淵、字根崎、字花田、字井ノ下、字木ノ本、字馬場、字平山、字白坂、字丸山の各全部 字水神ノ木、字略田、字櫻木、字丸川、字藪下、字吉原、字大渚、字ナメ入、字鼠差、字カイツケの各一部
第4種区域	長島町 【中野】字乗越、字薦ヶ入の各一部 【久須見】字新田の一部 三郷町 【佐々良木】字弁財天、字外ヶ沢の各一部 武並町 新竹折の全部 【竹折】字洞、字月沢、字一町田の各一部 明智町 字大真菰、字月郡、字正住地、字法明、字万ヶ洞、字小斗、字大久手、字片平、字大小屋、字八斗蒔、字落合、字渚ノ鼻、字両家の各一部 【杉野】字馬坂田の一部 【大田】字水神ノ木、字吉原、字カイツケ、字鼠差の各一部

特定建設作業騒音

ビル建設や大規模工事に伴って発生する特定建設作業騒音を防止するため、「騒音規制法」および「岐阜県公害防止条例」により、用途地域の区分に準じて規制地域が指定され指定区域内で行われる建設作業について規制基準が定められています。

〔表 3-3-9〕 特定建設作業による騒音の規制基準

規制種別	区域の区分	規制内容
特定建設作業	第 1・2 号区域	次の①～⑧を使用する作業 ①くい打機（もんけんを除く）・くい抜機・くい打くい抜機（圧入式を除く）※くい打機をアースオーガと併用する作業を除く ②びょう打機 ③さく岩機（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る） ④空気圧縮機（原動機の定格出力が 15kw 以上）※さく岩機の原動力として使用する作業を除く ⑤コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上）・アスファルトプラント（混練機の混練容量が 200kg 以上）※モルタルを製造するためを除く ⑥バックホウ（原動機の定格出力が 80kw 以上） ⑦トラクターショベル（原動機の定格出力が 70kw 以上） ⑧ブルドーザー（原動機の定格出力が 40kw 以上） ⑥～⑧は、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く
規制基準値	第 1・2 号区域	85 dB
作業時刻	第 1 号区域	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと
	第 2 号区域	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日あたりの作業時間	第 1 号区域	10 時間／日を超えないこと
	第 2 号区域	14 時間／日を超えないこと
作業時間	第 1・2 号区域	連続 6 日を超えないこと
作業日	第 1・2 号区域	日曜日その他の休日でないこと

第 1 号区域：特定工場などに係る規制の区域区分が第 1 種～第 3 種区域と第 4 種区域のうち学校・病院などの施設の敷地の周囲おおむね 80m の区域。

第 2 号区域：同第 4 種区域（学校・病院などの施設の敷地の周囲おおむね 80m の区域を除く）。

自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」では自動車騒音の許容限度を定めており、自動車騒音が一定の限度（要請限度）を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合、市町村長は県公安委員会に対し交通規制、道路管理者に対し道路構造の改善の要請などができるとされています。

〔表 3-3-10〕 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 AM6:00～PM10:00	夜間 PM10:00～AM6:00
a 区域および b 区域のうち 1 車線の道路に面する区域		65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域		70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域		75dB	70dB
c 区域のうち車線を有する道路に面する区域			

a 区域：①第 1 種騒音規制区域、②第 2 種区域のうち都市計画法第 8 条第 1 項の規定による第 1 種中高層住居専用地域または第 2 種中高層住居専用地域

b 区域：第 2 種騒音規制区域（a 区域を除く）

c 区域：第 3 種、第 4 種騒音規制区域

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の指定（平成 12 年 3 月 31 日告示第 259 号）

近隣騒音

近隣騒音という確定した定義はありませんが、家庭生活に密接に関係する身近な騒音は、近隣のトラブルの原因となってしまうことがあります。中でも生活騒音は、個人の日常生活に伴って発生することから（例：オーディオ機器等の音響機器・クーラー等の冷暖房施設）住民一人ひとりのモラルやマナーによるところが大きくなっています。

近隣騒音を代表する深夜騒音については、飲食店などに対して規制が定められおり（県公害防止条例第58条）、音響機器の使用が制限されています（同条例第58条の2）。また利用者の義務として、静穏の保持に協力しなければならないこととされています（同条例58条の3）。

〔表 3-3-11〕 飲食店営業に係る騒音の規制基準 県公害防止条例 58 条
同施行規則 27 条

対象の営業	規制する時間	区域の区分	規制基準値
飲食店※ 喫茶店	午後 10 時～午前 6 時	第 1 種区域	40dB
		第 2 種区域	45dB
		第 3 種区域	50dB
		第 4 種区域	60dB

※食品衛生法施行令 35 条 1 号に規定する飲食店営業（一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他）のうち設備を設けて客に飲食させる営業

〔表 3-3-12〕 飲食店営業に係る音響機器使用制限 県公害防止条例 58 条の 2
同施行規則 27 条の 2

対象の営業	対象音響機器	規制する時間	区域の区分	規制する地域等
飲食店 喫茶店	カラオケ装置 音響再生装置 楽器 拡声装置	午後 11 時 ～午前 6 時	第 1 種区域	全域
			第 2 種区域	全域
			第 3 種区域	①病院、有床診療所、特別養護老人ホームの敷地 ② ①に隣接する飲食店、喫茶店

※音が外部に漏れない措置をしてあれば除外されます。

(5) 発生源の監視・指導

市内の「騒音規制法」および「岐阜県公害防止条例」による特定事業場の業種別事業所数は、[表 3-3-13] の通りです。

[表 3-3-13] 騒音関係の業種別特定事業場数

令和 5 年 3 月 31 日現在

区 分		施設数	工場数
騒 音 規 制 法	金属加工機械	218	24
	空気圧縮機	668	101
	土石用破碎機等	114	28
	織機	54	1
	建設用資材製造機械	12	7
	穀物用製粉機	0	0
	木材加工機械	192	52
	抄紙機	3	3
	印刷機械	66	16
	合成樹脂用射出成形機	268	18
	鋳型造型機	0	0
	小 計	1,595	250
県 公 害 防 止 条 例	研磨機（金属加工機械）	47	6
	空気圧縮機及び送風機（製剤・木工）	87	13
	窯業焼成炉用バーナー	67	25
	ねん糸機	38	1
	紙工機械	11	7
	合成樹脂粉砕機	42	10
	高速切断機	5	8
	走行クレーン	203	29
	クーリングタワー	89	31
	冷凍機	129	24
	タイル成型用プレス	12	3
	小 計	730	157
合 計		2,325	407

振動

振動は工場の生産活動や自動車などの通行によって発生し、騒音公害と類似した特性があります。主として心理的・感覚的要因が強く、振動と騒音は同一の発生源から同時に発生することが多くあります。振動については環境基準を定められていません。

（１）振動に係る規制基準

特定施設振動

「振動規制法」および「岐阜県公害防止条例」では、振動を発生する工場・事業場の施設を特定施設に指定し（法施行令別表１、条例施行規則別表１１）、地域ごと〔表 3-3-5〕に基準〔表 3-3-14〕を定め規制しています。（法第 3 条）

〔表 3-3-14〕 特定工場などに係る振動規制基準

区分	昼間 AM8:00～PM7:00	夜間 PM7:00～AM8:00	備考
第 1 種区域	60dB	55dB	騒音規制法による第 1 種区域と第 2 種区域
第 2 種区域	65dB	60dB	騒音規制法による第 3 種区域と第 4 種区域

特定建設作業振動

特定建設作業による振動については、「振動規制法」および「岐阜県公害防止条例」により、騒音と同様に規制基準が定められています。

〔表 3-3-15〕 特定建設作業による振動の規制基準

規制種別	区域の区分	規 制 内 容
特定建設作業	第 1・2 号区域	くい打機 くい抜機 くい打くい抜機 鋼球による破壊作業 舗装版破碎機 ブレーカー
規制基準値	第 1・2 号区域	75dB
作業時刻	第 1 号区域	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと
	第 2 号区域	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日あたりの作業時間	第 1 号区域	10 時間／日を超えないこと
	第 2 号区域	14 時間／日を超えないこと
作業期間	第 1・2 号区域	連続 6 日を超えないこと
作業日	第 1・2 号区域	日曜日その他の休日でないこと

第 1 号区域 騒音規制法による区域区分が第 1～3 種区域と第 4 種区域のうち学校・病院などの施設の敷地の周囲おおむね 80m の区域。

第 2 号区域 同第 4 種区域（学校・病院などの施設の敷地の周囲おおむね 80m の区域を除く）。

道路交通振動の要請限度

「振動規制法」では、これらにあわせて、道路交通振動についての対策をするよう要請できる限度（要請限度）を定めています。

〔表 3-3-16〕 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間 AM8:00～PM7:00	夜間 PM7:00～AM8:00	備考
第 1 種区域	65dB	60dB	騒音規制法による第 1 種区域及び第 2 種区域
第 2 種区域	70dB	65dB	騒音規制法による第 3 種区域及び第 4 種区域

（２）発生源の監視・指導

市内の「振動規制法」による特定事業場の業種別事業所数は、〔表 3-3-17〕の通りです。

〔表 3-3-17〕 振動関係の業種別特定事業場数

令和 5 年 3 月 31 日現在

施 設 の 種 類	施設数	工場数
金属加工機械	289	33
圧縮機	298	58
土石用破碎機等	234	56
織機	3	1
建設用資材製造機械	4	2
木材加工機械	16	13
印刷機械	47	13
ゴム練用ロール機	0	0
合成樹脂用射出成形機	209	10
鋳造型機	3	1
合 計	1,103	187

4. 悪臭

日常生活の中にはさまざまなにおいがありますが、腐敗臭のように人に不快感や嫌悪感を与えるようなものを悪臭と言います。これが人の生活環境を損なうと悪臭公害となります。

悪臭は人の感覚に直接知覚されるもので個人差が大きく、発生源は工場・事業場や畜産場のほか、商店・飲食店・一般家庭など日常生活に伴うものなど多種多様です。また悪臭公害のほとんどは低濃度の複合臭によるものであり、規制について非常に厳しい面があります。

(1) 悪臭に係る規制基準

「悪臭防止法」および「岐阜県公害防止条例」では、工場・事業場から発生する悪臭を防止するため、事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域を指定しており（同法第3条）、恵那市は全域が指定地域となっています。

従って、市内に工場・事業場を設置している事業者は、[表 3-4-1] に示した規制基準を順守しなければなりません。（同法第4条第1項）

[表 3-4-1] 悪臭物質の規制基準

(○=規制対象)

悪臭物質	化学式	1号基準 (ppm) 敷地境界線上		2号基準 気体排出口	3号基準 排水水
アンモニア	NH_3	○	1	○	
メチルメルカプタン	CH_3SH	○	0.002		○
硫化水素	H_2S	○	0.02	○	○
硫化メチル	$(\text{CH}_3)_2\text{S}$	○	0.01		○
二硫化メチル	CH_3SSCH_3	○	0.009		○
トリメチルアミン	$(\text{CH}_3)_3\text{N}$	○	0.005	○	
アセトアルデヒド	CH_3CHO	○	0.05		
プロピオンアルデヒド	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$	○	0.05	○	
ノルマルブチルアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{CHO}$	○	0.009	○	
イソブチルアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCHO}$	○	0.02	○	
ノルマルバレールアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{CHO}$	○	0.009	○	
イソバレールアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$	○	0.003	○	
イソブタノール	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{OH}$	○	0.9	○	
酢酸エチル	$\text{CH}_3\text{COOCH}_2\text{CH}_3$	○	3	○	
メチルイソブチルケトン	$\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{CH}(\text{CH}_3)_2$	○	1	○	
トルエン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_3$	○	10	○	
スチレン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CHCH}_2$	○	0.4		
キシレン	$\text{C}_6\text{H}_4(\text{CH}_3)_2$	○	1	○	
プロピオン酸	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$	○	0.03		
ノルマル酪酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{COOH}$	○	0.001		
ノルマル吉草酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{COOH}$	○	0.0009		
イソ吉草酸	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COOH}$	○	0.001		

煙突等気体排出口における規制基準（2号基準）

煙突その他の気体排出施設から排出されるアンモニアなど 13 物質の排出口の規制基準は、大気中への拡散を考慮に入れ、次の式により算出される悪臭物質の種類ごとの流量となります。

$$q=0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

q : 流量（単位：Nm³/時）

H_e : 補正された排出口の高さ（m）

C_m : 1号基準に掲げる悪臭物質ごとの基準値（ppm）

※補正された排出口の高さ（ H_e ）が5m未満となる場合は、この式は適用されません。

排水水の敷地外における規制基準（3号基準）

排水水に含まれるメチルメルカプタンなど 4 物質の規制基準は、排水水中の悪臭物質の種類ごとの濃度とし、排水水量により 3 段階に区分されます。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

C_{Lm} : 排水水中の濃度（mg/L）

k : 下表に掲げる排水水量ごとの値（mg/L）

C_m : 1号基準に掲げる悪臭物質ごとの基準値（ppm）

	$Q \leq 0.001$	$0.001 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

Q : 排水水量（m³/秒）

[表 3-4-1]に示した規制基準は、6段階臭気強度表示法の臭気強度では 2.5 に相当します。（ただし、ノルマル酪酸のみ臭気強度 3）

[表 3-4-2] 6段階臭気強度表示法

臭気強度	においの程度
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいであるかが分かる弱いにおい
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

〔表 3-4-3〕 悪臭物質の特徴と主要発生源

悪臭物質	においの特徴	主な発生源
アンモニア	し尿臭	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐ったタマネギ臭	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	腐った卵臭	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツ臭	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	腐ったキャベツ臭	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	腐った魚臭	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	あおくさい刺激臭	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
プロピオンアルデヒド	甘酸っぱい焦げた刺激臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げた刺激臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げた刺激臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦臭	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	発酵した刺激臭	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	シンナーのような刺激臭	塗装工程または印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	シンナーのような刺激臭	塗装工程または印刷工程を有する事業場等
トルエン	ガソリン臭	塗装工程または印刷工程を有する事業場等
スチレン	都市ガス臭	化学工場、FRP製品製造工場等
キシレン	ガソリン臭	塗装工程または印刷工程を有する事業場等
プロピオン酸	酸っぱい刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	汗臭いにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
イソ吉草酸	むれた靴下のおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等

5. ダイオキシン類

ダイオキシン類は、人の生命や健康に重大な影響を与える恐れがあると指摘されています。市では定期的に大気、土壌を測定し、ダイオキシン類による汚染の状況を監視しています。

(1) 大気・土壌ダイオキシン類測定結果

[表 3-5-1] ダイオキシン類測定結果（一般地域）

項目	年度	調査地点	採取日	結果	基準値
大気	2	恵那市役所	R3. 2. 5-2. 12	0.0061pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³
	3	恵那市役所	R4. 2. 1-2. 8	0.0075pg-TEQ/m ³	
	4	恵那市役所	R5. 2. 6-2. 13	0.0096pg-TEQ/m ³	
土壌	2	阿木川公園	R3. 2. 9	0.013pg-TEQ/g-dry	1,000pg-TEQ/g
	3	まきがね公園	R4. 2. 8	1.6pg-TEQ/g-dry	
	4	まきがね公園	R5. 2. 7	1.7pg-TEQ/g-dry	

[表 3-5-2] ダイオキシン類測定結果（発生源周辺）

発生源	項目	調査地点	2 年度	3 年度	4 年度	基準値
恵那 エコ セン タ	大気	リサイクルセンター	0.0047	0.0041	0.0073	0.6
		上本郷集会所	0.0045	0.0029	0.0049	
	土壌	武並神社	0.020	0.034	0.44	1000
		リサイクルセンター	3.5	5.2	4.0	

単位：大気 pg-TEQ/m³ 土壌 pg-TEQ/g

6. 廃棄物とリサイクル

(1) ごみ処理の状況

令和4年度のごみ排出量は14,468トンで、前年度と比較して671トン(4.4%)の減となりました。市民1人1日当たりのごみ排出量は790グラムで、前年度と同量でした。参考値として、令和4年度の全国平均は880グラムで、県内の平均は859グラムとなっています。(環境省の一般廃棄物実態調査データを引用)

排出されたごみを適正に処理するための経費8億5,564万円で、前年度より7,122万円(9.1%)増となりました。これは燃料費の高騰が主な原因です。また、1トンのごみを処理するのに64,261円がかかっており、前年度より8,087円(14.4%)増となっています。

〔表 3-6-1〕 令和4年度ごみ排出量

単位：トン

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	合計
計画収集	10,725	886	11,611
直接搬入	1,001	736	1,737
地域回収	826	16	842
エコプラザ	161	117	278
合計	12,713	1,755	14,468

※資源ごみのうち、古紙・古布は可燃ごみに、缶・瓶・ペットボトルは不燃ごみに計上。

〔表 3-6-2〕 ごみ処理経費の推移

単位：千円

年度	可燃ごみ処理	不燃・資源	収集運搬	最終処分場	処理費合計	処理量	1トン当たり
29	574,368	35,543	198,139	18,938	826,988	13,378トン	61,817円
30	561,362	40,431	184,173	20,298	806,264	13,517トン	59,648円
1	563,116	40,182	188,418	22,952	814,668	13,882トン	58,685円
2	530,761	40,382	188,802	27,554	787,499	13,992トン	56,282円
3	549,778	33,250	177,010	24,375	784,413	13,964トン	56,174円
4	610,630	53,997	168,191	22,817	855,635	13,315トン	64,261円

※処理量は、ごみ排出量から集団回収量と拠点回収量、直接搬入のうちの古紙・古布、家電4品目を差し引いたもの。

(2) ごみの排出とリサイクルの推移

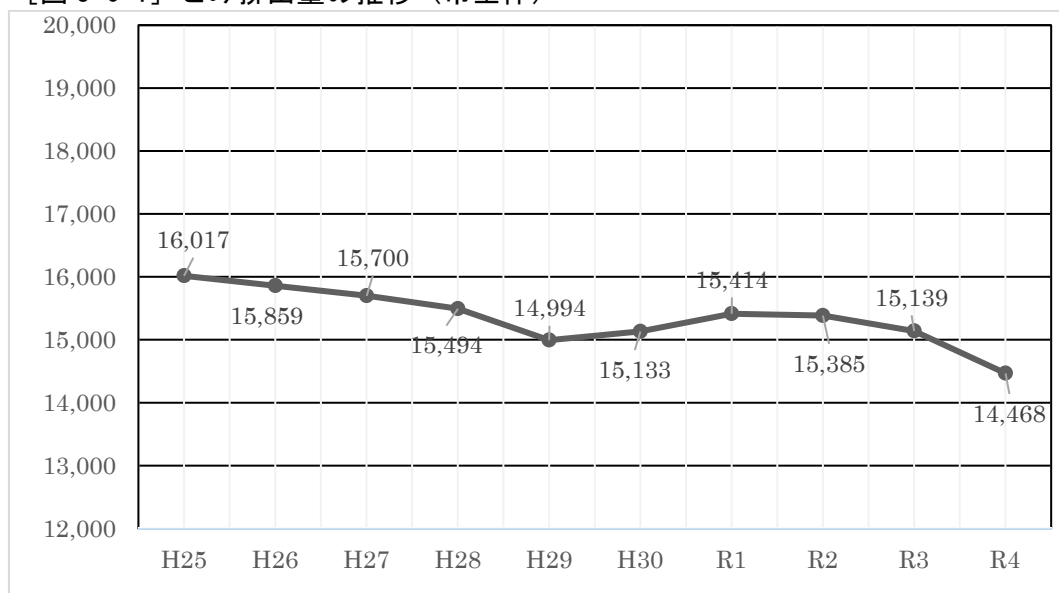
次ページ〔図 3-6-1〕のグラフに示す通り、当市のごみ排出量は平成21年度以降減少傾向にあり、平成30年度以降は増加した後は再び減少の傾向となっています。これは、火事等による災害ごみを一般廃棄物として受け入れを始めたことによって増加したことと、人口減少の影響やごみの減量化の効果によるものと考えられます。今後も、資源化によるリサイクルの更なる推進を行い、ごみ減量化を推進します。

〔表 3-6-3〕 年度別ごみ排出量

単位：トン

年度	可 燃 ご み	不 燃 ご み	合 計
25	14,368	1,649	16,017
26	14,249	1,610	15,859
27	14,149	1,551	15,700
28	14,014	1,480	15,494
29	13,559	1,435	14,994
30	13,494	1,639	15,133
1	13,607	1,807	15,414
2	13,357	2,028	15,385
3	13,212	1,927	15,139
4	12,713	1,755	14,468

〔図 3-6-1〕 ごみ排出量の推移（市全体）



〔表 3-6-4〕 1人当たりの日平均排出量と処理経費の推移

年度	27	28	29	30	1	2	3	4
人口（人）	52,441	51,786	51,048	50,575	49,987	49,281	48,531	47,775
ごみ排出量（トン）	15,700	15,494	14,994	15,133	15,414	15,385	15,139	14,468
1人当たりの日平均排出量（㌔）	国	939	925	920	919	918	901	880
	県	906	892	892	891	894	878	859
	市	749	823	825	798	760	805	790
ごみ処理経費（千円）	904,807	850,377	826,988	806,264	814,668	787,499	784,413	855,635
市民1人当たりの平均処理費（円）	17,253	16,421	16,200	15,942	16,298	15,980	16,163	17,910

※人口は各年度 10/1 現在の住民基本台帳による。1人当たりの日平均排出量は一般廃棄物実態調査結果による。

[表3-6-5]資源ごみの搬出・売却状況

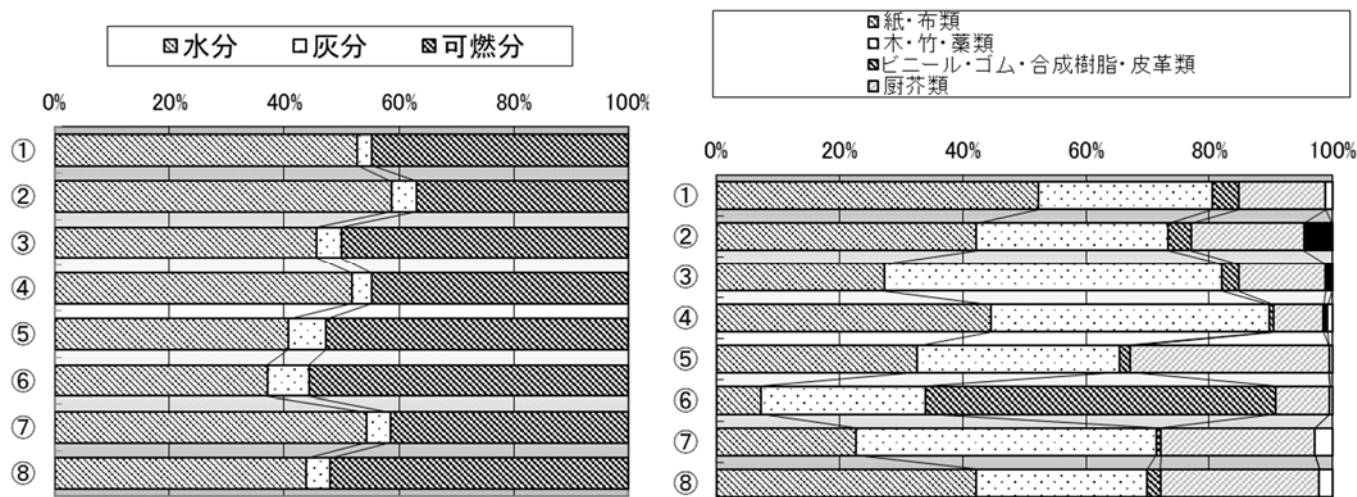
品目	出荷量 (t)	売却単価			売却益 (円)	売却先
		前期	中期	後期		
RDF	6877.70	1,000円/t			7,565,547	JFE環境サービス(株)
アルミ(プレス)	25.90	230円/kg	150円/kg	190円/kg	5,546,420	(株)国本商店 (株)大脇商店 恵那工場
アルミ(現状)	20.18	85円/kg	60円/kg	100円/kg	1,704,135	
鉄(現状)	113.92	52円/kg	32円/kg	36円/kg	5,128,156	
鉄(破砕)	174.93	47円/kg	29円/kg	33円/kg	6,781,541	東海エコシステム(株)
高品位家電	2.20	—	30円/kg	30円/kg	72,600	
コード類	1.50	—	15円/kg	15円/kg	24,667	
廃小型家電	2.83	—	1円/kg	1円/kg	3,116	東栄製紙工業(株)
新聞	2.54	4円/kg	4円/kg	4円/kg	11,176	
雑誌	13.18	3円/kg	3円/kg	3円/kg	43,439	
ダンボール	7.48	4円/kg	4円/kg	4円/kg	32,912	東海資源(株)
布類	7.90	—	—	—	0	
茶瓶	112.40	100円/t	100円/t	100円/t	11,240	
白瓶	135.91	300円/t	300円/t	300円/t	40,773	丸硝(株)
その他瓶	68.30	-23.6円/kg	-23.6円/kg	-23.6円/kg	-92,032	(公財)日本容器包装リサイクル協会
廃乾電池	19.88	-73円/kg	-73円/kg	-73円/kg	-1,596,364	野村興産(株)
廃蛍光管	0.00	-73円/kg	-73円/kg	-73円/kg	0	
ペットボトル	80.48	有償拠出金			7,037,949	(公財)日本容器包装リサイクル協会
合計	7667.23				32,315,275	

※出荷量の中には不適物の混入を考慮されるため、売却益との計算が合わない場合もある。(売却益は消費税込みの金額)

[表 3-6-6] 可燃ごみのごみ質分析結果【エコセンター恵那】(令和3~4年度)

採取 年月日	単位容積重 量(見掛け 比重) (kg/m³)	成分(%)			組成分類(%)						低位発熱量 (kJ/kg)
		水分	灰分	可燃分	紙布類	ビニール 合成樹脂 ゴム 皮革類	木・竹 わら類	厨芥類	不燃 物類	その他	
①R3.5.24	130	52.8	2.5	44.7	52.2	28.3	4.3	14.1	0.0	1.1	7,100
②R3.8.26	176	58.7	4.4	36.9	42.2	31.2	3.7	18.3	4.6	0.0	5,500
③R3.11.8	226	45.7	4.3	50.0	27.2	54.9	2.7	14.1	1.1	0.0	8,300
④R4.2.10	205	51.9	3.4	44.7	44.5	45.3	0.7	8.1	0.7	0.7	7,100
⑤R4.6.27	158	40.8	6.5	52.7	32.6	32.8	1.7	32.4	0.0	0.5	8,900
⑥R4.8.18	161	37.1	7.2	55.7	7.2	26.8	56.9	8.7	0.0	0.4	9,600
⑦R4.11.17	181	54.3	4.2	41.5	22.6	48.8	0.8	25.0	0.0	2.8	6,500
⑧R5.2.6	115	43.9	4.1	52.0	42.2	27.8	2.1	25.8	0.0	2.1	8,700

[図 3-6-2] 可燃ごみの成分(左)と組成分類(右)の分析結果【エコセンター恵那】(令和3~4年度)



リサイクル率は、エコセンター恵那の稼働（平成 15 年度）によって増加しました。この施設では、ごみを R D F（ごみ固形燃料）という燃料に変えて出荷しているためです。平成 26 年度からは、R D F を炭化する処理を止めたことにより、再生利用率が高くなりました。また、埋立量が令和 2 年度から増加しているのは、火災による罹災ごみの受け入れを始めたためです。

〔表 3-6-7〕 年度別再生利用量と埋立量 単位：トン（％）

年度	資源化量（リサイクル率）	埋立量（埋立率）
25	5,172 (33.3)	779 (4.9)
26	6,808 (50.1)	770 (4.9)
27	7,903 (56.4)	842 (5.4)
28	9,422 (62.0)	571 (3.7)
29	9,350 (62.7)	517 (3.5)
30	9,054 (61.4)	654 (4.3)
1	7,845 (56.3)	726 (4.7)
2	8,195 (58.2)	1,106 (7.2)
3	8,139 (58.0)	1,097 (7.2)
4	7,637 (57.2)	966 (6.7)

※一般廃棄物実態調査結果による。資源化量とは、紙類、金属類、ガラス類などを原料として再利用するために回収された量と R D F となった量の合計を全体のごみ排出量で除したものの。

（３）ごみの減量化に向けた取り組み

① 3 R の推進

ごみ減量と資源の有効活用を目指して、市消防防災センター南側の阿木川沿いに 3 R の推進拠点「ふれあいエコプラザ」を平成 24 年 4 月から開始し、身近な資源の有効活用や環境問題に関する体験の場としています。

② 集団資源回収の推進

市では、小中学校の P T A や保育園の保護者会、地域団体などが資源回収を行った場合や、各地域におけるリサイクルの拠点である地域資源回収拠点で資源を集めた場合に奨励金を交付しています。令和 4 年度は 32 団体の 842 トンの資源回収に対して約 371 万円の奨励金を交付しました。なお、令和 2 年度からは、雑がみへの奨励金を 1 kg 当たり 4 円から 10 円に引き上げ、紙資源のリサイクルの強化を図っています。

＜制度の概要＞

対象品目 新聞紙、雑誌、段ボール、雑がみ、飲料用紙容器等の紙類と布類及びアルミ缶
奨励金額 1 kg 当たり 4 円 （ただし、雑がみは 1 kg 当たり 10 円）

恵那市資源回収事業奨励金交付要綱（平成 16 年 10 月 25 日 告示第 42 号）

令和元年度より、各地域におけるリサイクルの拠点として地域資源回収拠点の整備を開始しました。令和 4 年度は、長島町で 2 か所の設置を行い、市内で 12 か所となりました。

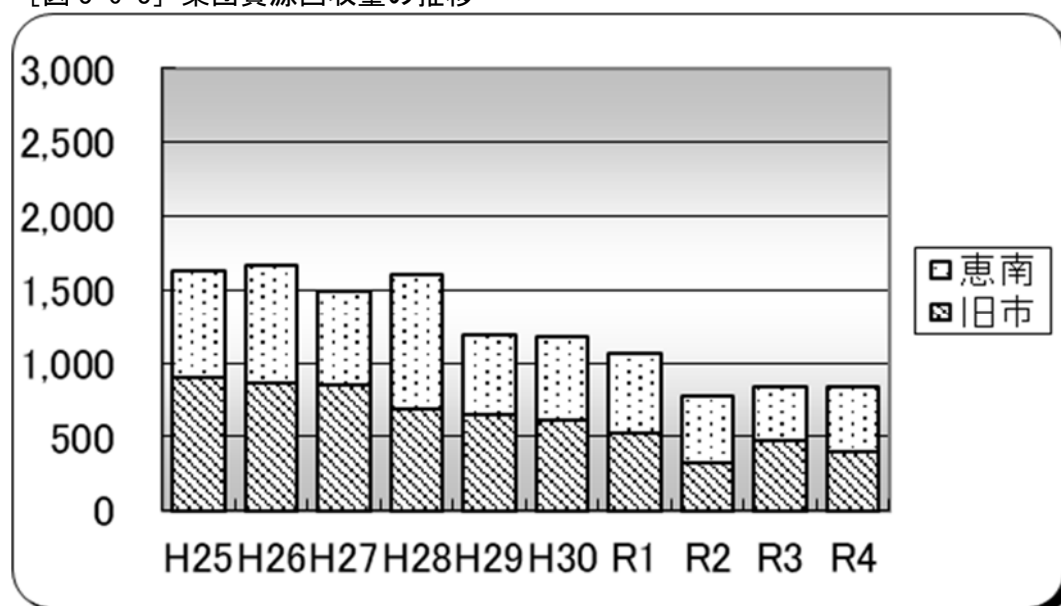
また、ふれあいエコプラザの令和 4 年度の回収量は 293 トンでした。

[表 3-6-10] 集団資源回収量の推移

単位 : kg

年度	区分	団体	紙類	布類	不燃ほか	合計
25	旧市	32	838,517	63,755	5,076	907,348
	南部	10	664,855	49,817	8,740	723,412
	全体	42	1,503,372	113,572	13,816	1,630,760
26	旧市	30	790,499	66,895	4,752	862,146
	南部	9	752,428	49,430	8,344	810,202
	全体	39	1,542,927	116,325	13,096	1,672,346
27	旧市	31	784,458	56,196	5,108	848,762
	南部	10	588,654	44,936	6,981	640,571
	全体	41	1,373,112	104,192	12,089	1,489,333
28	旧市	30	643,372	45,282	3,660	692,314
	南部	11	864,096	46,305	5,791	916,192
	全体	41	1,507,468	91,587	9,451	1,608,506
29	旧市	29	605,202	37,080	3,785	646,067
	南部	9	503,875	40,410	5,393	549,678
	全体	38	1,109,077	77,490	9,178	1,195,745
30	旧市	28	560,575	41,020	5,282	606,877
	南部	10	534,208	32,466	3,695	570,369
	全体	38	1,094,783	73,486	8,977	1,177,246
1	旧市	28	490,800	27,661	3,753	522,214
	南部	12	502,065	42,080	4,799	548,944
	全体	40	992,865	69,741	8,552	1,071,158
2	旧市	28	308,587	15,540	4,883	329,010
	南部	11	420,880	25,600	5,952	452,432
	全体	39	729,467	41,140	10,835	781,442
3	旧市	29	442,169	25,250	6,240	473,659
	南部	9	334,233	18,950	6,711	359,894
	全体	38	776,402	44,200	12,951	833,553
4	旧市	23	379,103	15,390	7,893	402,386
	南部	9	406,200	25,460	8,218	439,878
	全体	32	785,303	40,850	16,111	842,264

[図 3-6-3] 集団資源回収量の推移



【表3-6-11】ふれあいエコプラザ回収量(令和4年度)

単位:kg

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期計
新聞・チラシ	3,900.0	3,270.0	2,410.0	2,860.0	2,080.0	3,110.0	17,630.0
雑誌・雑紙	3,805.0	3,470.0	3,010.0	4,150.0	3,720.0	4,840.0	22,995.0
ダンボール	3,070.0	3,530.0	3,230.0	3,620.0	3,830.0	3,740.0	21,020.0
紙バック	230.0	170.0	175.0	175.0	275.0	185.0	1,210.0
古着	4,510.0	3,340.0	3,370.0	2,400.0	2,030.0	2,660.0	18,310.0
羽毛製品	15.0	11.0	0.0	25.0	0.0	10.0	61.0
生きビン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
白ビン	1,599.0	1,758.5	1,905.0	1,706.5	1,652.0	1,987.0	10,608.0
茶ビン	1,166.5	1,195.5	1,364.5	1,328.5	1,433.0	1,716.5	8,204.5
その他ビン	828.0	1,063.5	1,047.0	844.0	848.5	1,058.5	5,689.5
陶磁器類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
道具・工具類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自動車バッテリー	0.0	0.0	753.0	0.0	0.0	460.0	1,213.0
バイク用バッテリー	0.0	0.0	125.0	0.0	0.0	125.0	250.0
インクカートリッジ	0.0	10.0	10.5	9.5	0.0	10.0	40.0
コンタクトレンズケース	5.0	5.0	0.0	5.0	4.5	4.5	24.0
スポンジ	2.5	0.0	0.0	2.5	0.0	0.0	5.0
歯ブラシ	9.0	6.5	0.0	8.0	0.0	5.0	28.5
食用廃油	240.0	250.0	365.0	216.0	385.0	275.0	1,731.0
乾電池・体温計	227.5	264.5	274.5	216.5	199.5	301.5	1,484.0
蛍光管	54.0	56.0	83.0	47.5	42.5	130.5	413.5
飲料用アルミ缶	670.0	1,280.0	700.0	910.0	1,040.0	780.0	5,380.0
飲料用スチール缶	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属類	610.0	810.0	450.0	470.0	990.0	1,070.0	4,400.0
情報家電(高品位家電)	1,253.0	131.0	338.0	268.0	359.0	266.0	2,615.0
電線類	75.0	22.0	39.0	23.0	44.0	85.0	288.0
小型家電	0.0	315.0	845.0	427.0	936.0	882.0	3,405.0
ペットボトル	2,280.0	2,500.0	2,920.0	3,360.0	4,180.0	3,300.0	18,540.0
ペットボトルキャップ	150.0	214.5	0.0	182.0	292.5	104.0	943.0
発泡トレイ・スチロール	860.0	920.0	860.0	920.0	960.0	860.0	5,380.0
CD・DVD	39.0	12.0	10.0	20.0	34.0	10.0	125.0
計	25,598.5	24,605.0	24,284.5	24,194.0	25,335.5	27,975.5	151,993.0

品目	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半期計	年度合計
新聞・チラシ	2,390.0	2,260.0	4,070.0	2,430.0	2,240.0	3,780.0	17,170.0	34,800.0
雑誌・雑紙	3,020.0	2,550.0	4,370.0	3,180.0	2,840.0	4,510.0	20,470.0	43,465.0
ダンボール	4,000.0	3,000.0	4,040.0	3,540.0	3,120.0	3,910.0	21,610.0	42,630.0
紙バック	170.0	170.0	150.0	150.0	140.0	280.0	1,060.0	2,270.0
古着	3,270.0	3,460.0	3,480.0	1,580.0	2,140.0	3,350.0	17,280.0	35,590.0
羽毛製品	0.0	9.0	0.0	0.0	11.0	0.0	20.0	81.0
生きビン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
白ビン	1,599.5	1,536.5	2,150.5	1,890.0	1,674.0	1,947.0	10,797.5	21,405.5
茶ビン	1,254.5	1,117.5	1,661.0	1,231.0	1,165.5	1,388.0	7,817.5	16,022.0
その他ビン	844.5	723.5	1,339.5	1,150.0	1,020.0	1,072.0	6,149.5	11,839.0
陶磁器類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
道具・工具類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自動車バッテリー	133.0	187.0	242.0	208.0	80.0	258.0	1,108.0	2,321.0
バイク用バッテリー	11.0	31.0	31.0	11.0	0.0	10.0	94.0	344.0
インクカートリッジ	0.0	0.0	9.5	0.0	0.0	0.0	9.5	49.5
コンタクトレンズケース	0.0	4.5	0.0	0.0	4.0	0.0	8.5	32.5
スポンジ	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	7.0
歯ブラシ	7.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.5	36.0
食用廃油	190.0	305.0	288.0	210.0	355.0	235.0	1,583.0	3,314.0
乾電池・体温計	239.5	237.5	428.5	219.0	263.5	274.0	1,662.0	3,146.0
蛍光管	86.5	43.5	102.5	40.0	57.0	67.0	396.5	810.0
飲料用アルミ缶	470.0	700.0	870.0	300.0	630.0	510.0	3,480.0	8,860.0
飲料用スチール缶	0.0	0.0	0.0	0.0	216.0	470.0	686.0	686.0
金属類	250.0	470.0	1,700.0	783.0	254.0	0.0	3,457.0	7,857.0
情報家電(高品位家電)	64.0	153.0	238.0	218.0	90.0	254.0	1,017.0	3,632.0
電線類	22.0	43.0	87.0	62.0	19.0	95.0	328.0	616.0
小型家電	493.0	1,056.0	1,342.0	1,076.0	541.0	1,157.0	5,665.0	9,070.0
ペットボトル	2,480.0	2,400.0	2,180.0	1,920.0	1,720.0	1,980.0	12,680.0	31,220.0
ペットボトルキャップ	162.5	175.5	0.0	227.5	0.0	208.0	773.5	1,716.5
発泡トレイ・スチロール	780.0	920.0	1,000.0	940.0	680.0	840.0	5,160.0	10,540.0
CD・DVD	18.0	10.0	0.0	25.0	0.0	26.0	79.0	204.0
計	21,957.5	21,562.5	29,779.5	21,390.5	19,260.0	26,621.0	140,571.0	292,564.0

③事業者の協力義務

事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するなどにより、廃棄物を減量しなければならないと定められており（市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条1項）、一般廃棄物の1日平均排出量が50kg以上の事業者は、処理について市の業務の提供を受ける場合、あらかじめ市長の承認を得なければならないことになっています（同条例第6条、同施行規則第5条）。

さらに1日平均300kg以上の一般廃棄物を排出する事業者は、廃棄物減量計画を作成し、市長への提出を義務付けています（同条例第4条、同施行規則第3条）。

（４）ごみ処理施設の状況

当市は平成16年の新市施行以来、ごみの処理は市域を二分し、旧恵那市地区で発生するごみはエコセンター恵那で、南部5町地区で発生するごみは恵南クリーンセンターあおぞらで処理をしてきました。

しかし、人口5万5千人程度（当時）の小さな市で2つのごみ処理施設を同時に稼働させることは、費用的な負担が大きく、またごみ処理に伴って大量の温室効果ガスを排出していることから、施設の統合に踏み切りました。

まず平成19年度から不燃ごみ、資源ごみの処理をリサイクルセンターに集約し、「あおぞら」内のリサイクルプラザを休止しました。そして平成22年度からは、恵南クリーンセンターあおぞらの運転を休止し、可燃ごみの処理をエコセンター恵那に一本化しました。エコセンター恵那では、処理量増加への対応とエネルギー使用の効率化を図るため、バッチ運転方式から連続運転方式に切り替えており、平成21年度はそのための改造工事を実施しました。26年度から、RDF炭化からRDFへ処理方法が変わりました。

現在、稼働している処理施設は以下の通りです。

①可燃ごみ処理施設

●エコセンター恵那（長島町久須見1013番地1）

処理方式	ごみ固形燃料化
処理能力	固形燃料化施設 90 トン／日
供用開始	平成15年4月

②不燃ごみ・資源ごみ中間処理施設

●恵那市リサイクルセンター（長島町久須見1013番地1）

処理方式	破碎、圧縮、選別、保管
処理能力	破碎機 4.5 トン／日 金属プレス機 189 トン（主軸圧縮力） ペットボトル減容器 300kg／時間 アルミ缶プレス機 180kg／時間
供用開始	平成9年4月

③可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ直接持ち込み施設

●恵那市恵南クリーンセンターあおぞら（明智町吉良見 245 番地 1）

敷地面積 21,000 m²

【ごみ処理棟】

処理方式 流動床式ガス化溶融炉

処理能力 25 トン／日（24 時間連続×1 炉）

【リサイクル棟】

処理能力 12 トン／日（破碎選別ライン 6 トン／日、資源選別ライン 6 トン／日）

※ごみ処理棟、リサイクル棟ともに平成 21 年度をもって稼働休止。

現在は、直接持ち込みの一時保管場所として活用。

③最終処分場

●恵那市一般廃棄物最終処分場（笠置町毛呂窪棚杭地内）

全体面積 12,000 平方メートル

埋立面積 4,410 平方メートル

埋立容量 20,389 立方メートル

埋立方式 セル方式（即日覆土）

供用開始 平成 31 年 4 月

（５）し尿処理

し尿は市町村合併後市域を二分し、旧市地区は武並町の藤花苑で、南部 5 地区は明智町の恵南衛生センターで処理しています。くみ取りは、民間事業者（3 社）に業務委託しています。

〔表 3-6-13〕 し尿・汚泥の年度別処理量

単位：kL

年度	区分	生し尿	浄化槽汚泥	農集汚泥	生活雑排汚泥	計
30	旧市	2,805	7,840	925	8	11,578
	南部	1,616	4,678	421	—	6,715
	計	4,421	12,518	1,346	8	18,293
1	旧市	2,690	7,590	943	5	11,228
	南部	1,559	4,680	384	—	6,623
	計	4,249	12,270	1,327	5	17,851
2	旧市	2,639	7,494	949	3	11,085
	南部	1,521	4,921	389	47	6,878
	計	4,160	12,415	1,338	50	17,963
3	旧市	2,500	7,775	961	6	11,242
	南部	1,523	5,095	385	152	7,155
	計	4,023	12,870	1,346	158	18,397
4	旧市	2,398	8,939	930	4	12,271
	南部	1,394	5,302	385	147	7,228
	計	3,792	14,241	1,315	151	19,499

し尿処理施設の状況

●藤花苑（武並町藤 1246 番地 1）

処理能力	35kL／日
処理方式	主処理 膜分離高負荷脱窒素処理方式
	高度処理 凝集膜分離→活性炭吸着
	汚泥処理 脱水→焼却→埋立処分
臭気対策	高濃度臭気 硝化脱窒素槽吹込み→中濃度臭気
	中濃度臭気 酸・アルカリ次亜洗浄→活性炭吸着
	低濃度臭気 活性炭吸着
供用開始	平成 8 年 4 月

●恵那市恵南衛生センター（明智町 989 番地 91）

処理能力	25kL／日
処理方式	下水道投入方式
	主処理 下水道投入（凝集＋希釈）
	高度処理 凝集沈殿＋オゾン酸化＋砂ろ過
	汚泥処理 遠心分離脱水
臭気対策	中・高濃度臭気 酸・アルカリ＋次亜洗浄 活性炭吸着
	低濃度臭気 活性炭吸着
供用開始	平成 26 年 4 月

(6) 廃棄物処理と手数料の変遷

廃棄物処理

年月	内容
平成 16 年 10 月	新市発足。廃棄物の処理に関しては、従前のまま引き継がれる
平成 17 年 6 月	笠置町毛呂窪区と最終処分場の埋立期間延長に伴う協定を締結（4 年延長、平成 21 年 6 月まで）
平成 18 年 4 月 6～8 月 8 月	ごみの収集回数（排出機会）を全市で統一。可燃ごみは週 2 回、不燃・資源ごみは月 1 回に粗大ごみは直接搬入の扱いとすることで全市統一 岩村町の生活系ごみの収集を業者委託から直営に変更 串原の粗大ごみの業者委託による収集を廃止 南部 5 町地区のごみ収集、車両と人員を「あおぞら」に集約 南部 5 町地区の特定家庭用機器の取り扱い（受け入れ）を各振興事務所から「あおぞら」に変更 南部 5 町地区のし尿くみ取りを業者へ委託（直営によるし尿くみ取りを廃止） 南部 5 町地区、直営による浄化槽清掃を廃止、許可業者へ業務を移譲 南部 5 町地区で資源ごみの地域説明会を開催（排出方法と手数料の統一に向けて） 恵那市廃棄物減量等推進審議会答申＝廃棄物の収集運搬と費用負担のあり方、市指定ごみ袋の形状について
平成 19 年 1 月 4 月 10 月	恵那市ごみ百科事典発行、全戸へ配布 料金改定にあわせ指定ごみ袋の形状を全市で統一 資源ごみのコンテナによる収集を全市でスタート（南部 5 町地区の資源ごみ用指定袋を廃止） 不燃・資源ごみの中間処理をリサイクルセンターに集約（あおぞら内のリサイクルプラザを休止） 日曜リサイクル広場スタート
平成 20 年 10 月	東濃 5 市で一斉にレジ袋削減（有料化）の取り組み開始
平成 21 年 1 月 2 月 4 月	恵那市一般廃棄物最終処分場（笠置町毛呂窪）の埋め立て終了 恵那市廃棄物減量等推進審議会答申＝ごみ減量化の推進と市民サービスの向上について 祝日の可燃ごみ収集と直接搬入の受付を開始。
平成 22 年 3 月 4 月	恵那市ごみ百科事典改訂版発行、全戸へ配布 恵南クリーンセンターあおぞらの運転を休止 恵那市一般廃棄物最終処分場（第二期）が完成 可燃ごみの処理をエコセンター恵那に集約
平成 24 年 4 月	常設型資源ごみ回収拠点施設「ふれあいエコプラザ」開設
平成 26 年 7 月	エコセンター恵那の RDF 炭化処理を休止、熱交換機の改修
平成 30 年 3 月	恵那市ごみ百科事典改訂版発行、全戸へ配付
平成 31 年 3 月 4 月	恵那市恵南一般廃棄物最終処分場（山岡町下手向 1048 番地 1）の埋め立て終了 恵那市一般廃棄物最終処分場（笠置町毛呂窪棚杭地内）を供用開始
令和 2 年 3 月	恵那市ごみ百科事典改訂版発行、全戸へ配付

手数料

年月	内容	料金
平成 16 年 10 月	【旧市地区】 生活系一般廃棄物 ①収集袋による収集運搬処分（可燃ごみ、不燃ごみ） ②コンテナによる収集運搬処分（アルミ缶、瓶、ペットボトル、電池、蛍光灯） ③処理場持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ） ④し尿収集運搬処分 事業系一般廃棄物 ①処理持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ） ②処理持込の処分（資源ごみ） 産業廃棄物 ①処理場持込の処分 【南部 5 町地区】 生活系一般廃棄物 ①収集袋による収集運搬処分（可燃ごみ、不燃ごみ） ②収集袋による収集運搬処分（缶、瓶、ペットボトル） ③処理場持込の処分（可燃ごみ） ④処理場持込の処分（不燃ごみ） ⑤粗大ごみ（山岡町、明智町は処理場持込、岩村町、串原、上矢作町はシール制により収集運搬） ⑥し尿収集運搬処分 事業系一般廃棄物 処理持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ） 産業廃棄物 処理場持込の処分	大 20 枚につき、小 30 枚につき 630 円 無料 100kg ごとに（1 回につき）252 円 18L ごとに 214 円 1 t ごとに（1 回につき）3,150 円 無料 1 t ごとに（1 回につき）15,750 円 10 枚につき 大 600 円、小 300 円 10 枚につき 600 円 100kg ごとに 300 円（50kg 以下 150 円） 100kg ごとに 400 円（50kg 以下 200 円） 家電製品（特定家庭用機器を除く）大型 2,100 円／台、小型 1,050 円／台 可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ 420 円／個 タイヤ 250 円／本 ホイル付きタイヤ 400 円／本 20L ごとに 214 円 100kg ごとに 1,000 円（50kg 以下 500 円） 100kg ごとに 1,000 円（50kg 以下 500 円）
平成 18 年 4 月	【南部 5 町地区】 粗大ごみ（シール制を廃止し、すべて処理場持込に）	可燃性粗大 100kg ごとに 300 円（50kg 以下 150 円） 不燃性粗大 100kg ごとに 400 円（50kg 以下 200 円） タイヤ 250 円／本 ホイル付きタイヤ 400 円／本
平成 19 年 4 月	【ごみ処理手数料を全市で統一】 生活系一般廃棄物 ①収集袋による収集運搬処分（可燃ごみ、不燃ごみ） ②コンテナによる収集運搬処分（アルミ缶、瓶、ペットボトル、電池、蛍光灯） ③処理場持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ） ④し尿収集運搬処分 事業系一般廃棄物 ①処理持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ） ②処理持込の処分（資源ごみ） 産業廃棄物 処理場持込の処分	大 20 枚につき、小 30 枚につき 630 円 無料 100kg ごとに（1 回につき）252 円 旧市地区は 18L ごとに、南部 5 町地区は 20L ごとに 214 円 100kg ごとに（1 回につき）500 円 無料 1 t ごとに（1 回につき）25,000 円
平成 21 年 4 月	【し尿の収集運搬処分手数料を全市で統一】 生活系一般廃棄物 し尿収集運搬処分	18L ごとに 214 円

平成 26 年 4 月	【消費税 8 %に伴う手数料の変更】 生活系一般廃棄物 ①収集袋による収集運搬処分（可燃ごみ、不燃ごみ） ②コンテナによる収集運搬処分（アルミ缶、瓶、ペットボトル、電池、蛍光管） ③処理場持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ） ④し尿収集運搬処分 事業系一般廃棄物 ①処理持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ） ②処理持込の処分（資源ごみ） 産業廃棄物 処理場持込の処分	大 20 枚につき、小 30 枚につき 648 円 無料 100kg ごとに（1 回につき）259 円 18L ごとに 220 円 100kg ごとに（1 回につき）514 円 無料 1 t ごとに（1 回につき）25,714 円
令和 2 年 4 月	【消費税 10 %に伴う手数料の変更】 生活系一般廃棄物 ①収集袋による収集運搬処分（可燃ごみ、不燃ごみ） ②コンテナによる収集運搬処分（アルミ缶、瓶、ペットボトル、電池、蛍光管） ③処理場持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ） ④し尿収集運搬処分 事業系一般廃棄物 ①処理持込の処分（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ） ②処理持込の処分（資源ごみ）	可燃ごみに中サイズを導入 大 20 枚、中 25 枚、小 30 枚につき 660 円 無料 50kg ごとに（1 回につき）132 円 18L ごとに 224 円 50kg ごとに（1 回につき）262 円 無料

※合併前の処理施設と手数料の変遷（旧恵那市）については、巻末の資料編に掲載

7. 公害苦情と不法投棄

(1) 公害苦情の内訳

令和4年度の公害苦情は〔表3-7-1〕の通りでした。いわゆる典型7公害の苦情は24件で、令和3年度の件と比較して5件の増加でした。

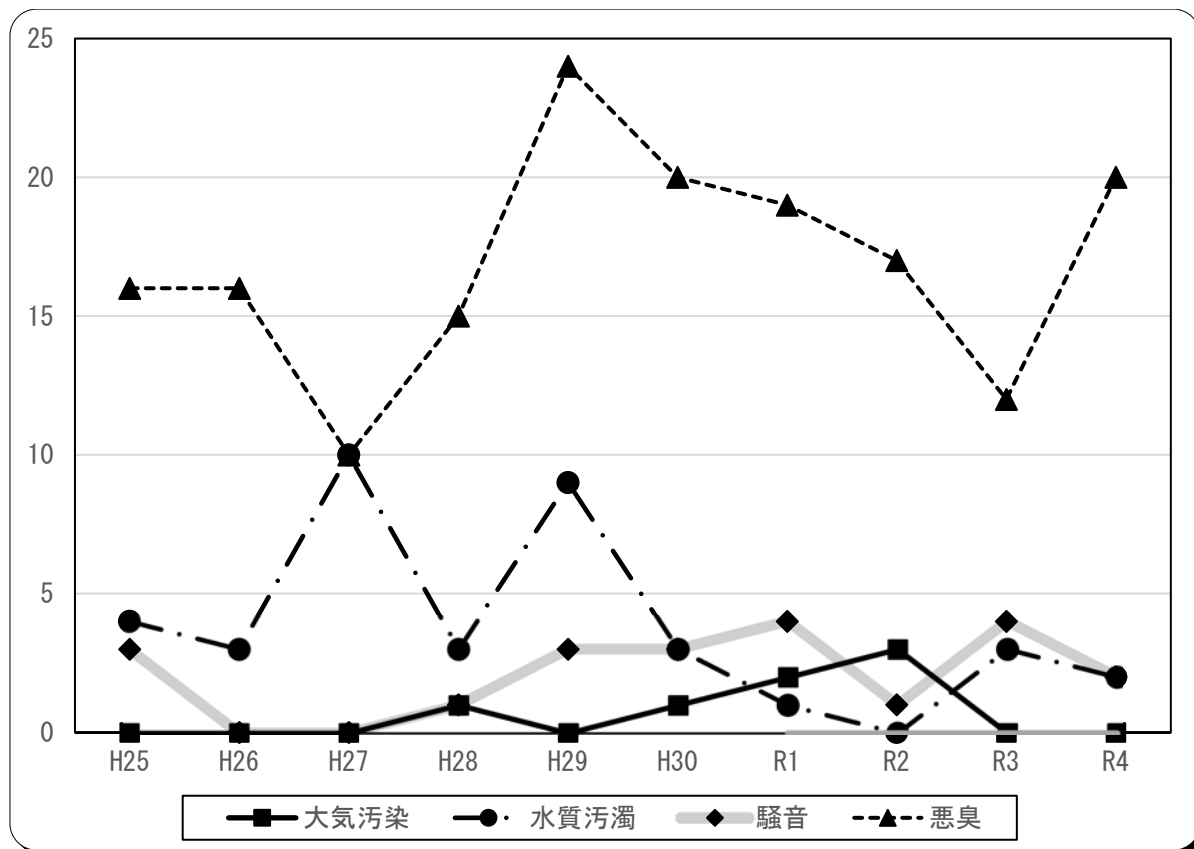
内訳を見ると悪臭に関することが20件と最も多く、苦情の多くは野外焼却に関することでした。大気汚染、土壌汚染、振動、地盤沈下に関する苦情はありませんでした。

典型7公害以外では、不法投棄の通報が22件、空き地の除草に関する相談が24件でした。

〔表3-7-1〕 令和4年度の苦情件数とその内訳

原因者	典型7公害					7公害以外		合計
	大気汚染	水質汚濁	騒音	悪臭	小計	不法投棄	空き地除草	
事業所	0	2	1	2	5	22	24	70
個人	0	0	1	18	19			
不明・その他	0	0	0	0	0			
計	0	2	2	20	24			

〔図3-7-1〕 典型7公害苦情件数の推移



(2) 不法投棄対策

①不法投棄の通報状況

令和4年度の不法投棄通報件数は21件で、前年度と比較して1件の増加となりました。

[表 3-7-2] 地域別不法投棄の通報件数

年度	大井	長島	東野	三郷	武並	笠置	中野方	飯地	岩村	山岡	明智	串原	上矢作	計
H30	2	3	1	1	0	0	0	0	2	1	1	0	0	11
R 1	5	4	2	1	5	4	0	1	3	2	1	0	0	28
R 2	2	2	1	3	0	1	0	0	2	0	1	0	0	12
R 3	0	0	7	3	2	2	1	0	2	0	2	0	2	21
R 4	5	0	8	2	1	0	3	0	0	1	2	0	0	22

[表 3-7-3] 通報者の内訳

通報者	H30	R1	R2	R3	R4
地域住民	8	13	9	7	9
不法投棄監視員	1	5	0	8	9
土地所有者	0	0	1	0	0
岐阜県	0	3	1	4	2
警察署	2	3	0	0	0
郵便局	0	0	0	0	0
その他団体	0	4	1	2	2
—	—	—	—	—	—
合計	11	28	12	21	22

[表 3-7-4] 投棄物の事後処理

処理内容	H30	R1	R2	R3	R4
投棄者が回収	0	0	2	0	0
土地所有者に回収を依頼	2	4	2	1	2
市で回収	5	19	7	12	16
警察へ対応を依頼	1	0	0	0	0
県へ対応を依頼	2	0	0	0	3
地域ボランティアで回収	0	1	0	8	0
回収困難	0	0	0	0	0
その他	1	4	1	0	1
合計	11	28	12	21	22

②監視体制の強化

市では市内13地区から各2人、計26人に不法投棄監視員を委嘱し、不法投棄パトロールを実施しています。また市内郵便局とは不法投棄の情報提供に関する覚書を交わし、早期の発見に努めています。特に不法投棄が頻発する個所にはセンサーライト付き監視カメラを設置し、監視の強化と未然防止を図っています。

③不法投棄防止看板の配布

自治会などからの申し出により、不法投棄防止の啓発看板を配布しています。

[表 3-7-5] 不法投棄防止看板の配布実績

年度	大井	長島	東野	三郷	武並	笠置	中野方	飯地	岩村	山岡	明智	串原	上矢作	計
H30	39	18	0	18	19	1	0	0	13	0	2	0	0	110
R 1	45	10	0	0	21	0	0	7	6	3	9	0	2	103
R 2	59	16	2	20	21	3	0	9	4	3	12	6	0	155
R 3	57	28	0	19	2	0	1	3	10	13	9	6	10	158
R 4	14	11	4	0	14	3	4	0	5	6	1	0	4	66

(参考) ペットのふん害防止看板の配布実績

年度	大井	長島	東野	三郷	武並	笠置	中野方	飯地	岩村	山岡	明智	串原	上矢作	計
H30	6	3	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	17
R 1	11	3	0	0	0	0	0	0	10	0	3	0	0	27
R 2	15	18	0	4	8	1	0	0	2	0	2	2	0	52
R 3	30	13	0	0	6	1	0	0	0	0	3	0	0	53
R 4	11	8	0	3	0	1	0	0	0	2	1	0	0	26

④環境美化活動の支援及び処理費

地域の環境美化活動を実施する団体へは、事前の申し出によりごみ袋を配布し、回収したごみの処理費を免除しています。また市の施設では処理できない家電4品目やタイヤなどは、処理費の実費を助成しています。

[表 3-7-6] 環境美化活動に伴う処理困難物の処理費助成及び処分費一覧

年度	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	タイヤ	その他	助成額
H30	0 台	0 台	1 台	3 台	9 本	—	40,999 円
R 1	0 台	8 台	2 台	2 台	56 本	—	136,294 円
R 2	0 台	4 台	3 台	1 台	1 本	—	40,671 円
R 3	0 台	22 台	5 台	2 台	2 本	—	126,280 円
R 4	0 台	22 台	6 台	5 台	55 本	—	336,840 円

[表3-7-7]各地区の環境美化活動実績

(環境課へ申請した分のみ掲載)

地域		件数	参加人数	回収量 (kg)		合計
				可燃ごみ	不燃ごみ	
大井町	R 2	13	554	665.0	425.0	1,090.0
	R 3	30	5,599	1,112.5	1,515.0	2,627.5
	R 4	8	1,021	1,052.5	1,360.0	2,412.5
長島町	R 2	25	1,463	1,642.5	1,935.0	3,577.5
	R 3	51	2,136	1,512.5	1,810.0	3,322.5
	R 4	36	1,527	1,967.5	1,155.0	3,122.5
東野	R 2	1	240	250.0	0.0	250.0
	R 3	1	400	175.0	250.0	425.0
	R 4	3	271	130.0	110.0	240.0
三郷町	R 2	1	15	100.0	50.0	150.0
	R 3	14	900	575.0	400.0	975.0
	R 4	3	1,100	200.0	400.0	600.0
武並町	R 2	2	56	53.0	105.0	158.0
	R 3	3	947	142.5	285.0	427.5
	R 4	6	1,091	317.5	635.0	952.5
笠置町	R 2	2	520	350.0	700.0	1,050.0
	R 3	3	700	775.0	1,250.0	2,025.0
	R 4	4	610	775.0	1,550.0	2,325.0
中野方町	R 2	3	805	1,735.0	1,315.0	3,050.0
	R 3	2	800	125.0	250.0	375.0
	R 4	3	2,000	57.5	115.0	172.5
飯地町	R 2	2	30	63.0	35.0	98.0
	R 3	4	81	132.5	165.0	297.5
	R 4	4	97	75.0	140.0	215.0
岩村町	R 2	9	892	823.0	450.0	1,273.0
	R 3	15	98	192.5	40.0	232.5
	R 4	9	108	210.0	85.0	295.0
山岡町	R 2	3	73	162.5	85.0	247.5
	R 3	2	555	212.5	535.0	747.5
	R 4	21	961	492.5	830.0	1,322.5
明智町	R 2	5	1,217	1,270.0	45.0	1,315.0
	R 3	1	1,200	100.0	200.0	300.0
	R 4	2	1,201	1,255.0	2,505.0	3,760.0
串原	R 2	0	0	0.0	0.0	0.0
	R 3	0	0	0.0	0.0	0.0
	R 4	0	0	0.0	0.0	0.0
上矢作町	R 2	1	300	0.0	0.0	0.0
	R 3	4	18	47.5	30.0	77.5
	R 4	6	101	82.5	95.0	177.5
広域	R 2	0	0	0.0	0.0	0.0
	R 3	2	300	375.0	0.0	375.0
	R 4	7	366	805.0	460.0	1,265.0
合計	R 2	67	6,165	7,114.0	5,145.0	12,259.0
	R 3	132	13,734	5,477.5	6,730.0	12,207.5
	R 4	112	10,454	7,420.0	9,440.0	16,860.0

第4章 資料

1. 環境基本条例

○恵那市環境基本条例

平成17年3月25日条例第51号

(目的)

第1条 この条例は、豊かで快適な環境の保全と創出について基本的な考え方を定め、恵那市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全と創出に關係する施策の基本的な事項を定めることによって、現在と将来の市民が環境と共生しながら健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動によって環境に加えられる影響であつて、環境を保全し、創出する上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、大気及び海洋の汚染、野生生物の種の減少、放射性物質や化学物質による汚染その他の地球規模の環境に影響を及ぼす事態に対する環境保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境を保全し、創出するうえでの支障のうち、事業活動その他の人の活動によって生じる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭又は光

害によって、人の健康や生活環境（人の生活に密接な關係のある財産並びに人の生活に密接な關係のある動植物及びその生育環境その他自然環境を含む。以下同じ。）に關係する被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 何人も、環境は積極的に保全し、創出する働きかけを行わなければ失われやすいという認識に立って、その保全と創出の活動が行われなければならない。

- 2 環境の保全と創出は、人と自然とが共に生きる社会において、市民が安全かつ健康でうまいとやすらぎのある快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全と創出は、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が自主的かつ積極的に取り組むことによって行わなければならない。
- 4 地球環境の保全は、これが人類共通の課題であるとともに、市民の安全かつ健康で文化的な生活を将来にわたって維持する上で極めて重要であることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、日常生活と事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市には、環境の保全と創出を実現するため、次に掲げる事項についての施策を総合的かつ計画的に推進する責務がある。

- (1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、水の環境構造の保全、省資源と省エネ

ルギー、歴史的文化的資産の保存、景観の保全及び快適な居住環境の整備等生活環境に関すること。

(2) 森林の保全と活用、河川、湖沼等水辺環境の保全、緑化の推進及び野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護等自然環境に関すること。

(3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層保護等地球環境に関すること。

2 市は、事業を立案し、又は施行するときは、この条例の基本的な考え方に従って、環境の保全と創出に配慮して行わなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者には、事業活動を行うときは、公害を発生させないようにするとともに、豊かで快適な環境を適正に保全するため、自らの責任において必要な措置をとる責務がある。

2 事業者は、事業活動に関する製品、原材料その他の物を使用し、及び廃棄することによる環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、省エネルギー、リサイクルを推進すること等により、資源が有効に利用されるよう努めなければならない。

3 事業者は、事業活動を行うことによって公害を発生させ、又は環境を破壊したときは、自らの責任と負担においてこれを補償し、支障除去等必要な措置を講じなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動を行うときは、環境の保全と創出に自ら努めるとともに、市が実施する関係施策に協力する責務がある。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活の中で、環境の保全と創出に積極的に努力するとともに、環境への負荷を少なくするよう努力しなければならない。

2 市民は、その日常生活から排出される廃棄物の減量と分別及び生活排水の改善に努力するとともに、省エネルギー、リサイクルを推進すること等により、資源が有効に利用されるよう努め

なければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、環境の保全と創出に関係して市が実施する施策に協力する責務がある。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全と創出に係る施策を総合的にかつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映するために必要な措置をとるとともに、恵那市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞かなければならない。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 環境基本計画を変更するときにも、前2項に定められた手続きによる。

(年次報告)

第8条 市長は、市の環境の現状、環境の保全と創出に係る施策等について、年次報告を作成し、これを公表する。

(環境調査等)

第9条 市は、環境に影響を与えると認められる施策についての計画を策定し、又は実施しようとするときは、環境への配慮が十分されているか、環境の観点から望ましい選択であるか等について調査を行う。

2 市は、環境への負荷を少なくするため、自らの行政活動について、環境に与える影響の評価、監査等を行うことができるよう必要な措置をとる。

3 市は、前2項に定める調査、影響評価、監査等の結果、施策を実施した場合に環境に負荷を与えると判断したときは、審議会に諮り、その施策の変更又は修正を行う。

(環境教育等の推進)

第10条 市は、市民が環境の保全と創出についての理解を深めるために適切な環境教育が受けられるよう、必要な措置をとるとともに、市民及

び事業者が学習活動を自発的に行うことができるよう、必要な措置をとるものとする。

(環境情報の提供)

第 11 条 市は、環境の保全と創出に関する情報を、適切に提供するよう努めるものとする。

(市民活動等の支援)

第 12 条 市は、市民、事業者又は市民及び事業者が構成する団体が行う、環境の保全と創出のための自発的活動に対し、支援、助言等を行うことができる。

(推進と調整体制の整備)

第 13 条 市は、環境の保全と創出に関する施策を総合的に推進し、及び調整するため、環境調整会議を設ける等必要な体制を整備する。

(広域的連携)

第 14 条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取組を必要とする施策を実施するときは、国際機関、国、他の地方自治体、民間団体等と協力して、その推進に努力する。

(審議会の設置)

第 15 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、審議会を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。

- (1) 環境の保全と創出に関する基本的事項及び重要事項
- (2) 環境基本計画を定め、又は変更する場合の意見に関する事項
- (3) 環境調査の結果に関する事項
- (4) その他環境の保全と創出に関係し、市長から意見を求められた事項

3 審議会は、環境行政に関する重要事項について、必要があると認めるときは、市長その他関係機関に助言及び勧告をすることができる。

(組織)

第 16 条 審議会は、25 人以内をもって組織する。

2 委員は、生活、自然、社会又は地球環境問題に

ついて識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 17 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 18 条 審議会に会長及び副会長を 1 人置き、委員によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第 19 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

5 第 15 条から前条まで及び第 1 項から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2. 特定施設

○大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設等

ばい煙発生施設

大気汚染防止法施行令別表 1

1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20t以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1t以上であること。
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1㎡以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタル製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6L以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上であること。
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であること。 火格子面積（火格子がない施設は火床面積）が0.5㎡以上または1時間当たりの焼却能力が30kg以上の焼却施設 → 県へ設置の届出が必要（県廃棄物の適正処理等に関する条例施行規則 17条）
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口面断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であること。
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1㎡以上であること。
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3L以上であること。

19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり 50kg 以上であること。
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が 30kA 以上であること。
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり 80kg 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積が 10 m ² 以上であるか、又はポンプの動力が 1 kW 以上であること。
23	トリポリ燐酸钠トリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり 80kg 以上であるか、火格子面積が 1 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50L 以上であること。
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 10L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 40kVA 以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 4L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が 0.1m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 4L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20kVA 以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり 100kg 以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり 20t 以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50L 以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	

揮発性有機化合物排出施設

大気汚染防止法施行令別表1の2

1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。）が1時間当たり 3,000m ³ 以上のもの
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が1時間当たり 100,000m ³ 以上のもの
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり 10,000m ³ 以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり 5,000m ³ 以上のもの
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり 15,000m ³ 以上のもの
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり 7,000m ³ 以上のもの
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり 27,000m ³ 以上のもの
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5 m ² 以上のもの

9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20kPa を超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が 1,000kL 以上のもの
---	---	-------------------

一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令別表 2

1	コークス炉	原料処理能力が 1 日当たり 50t 以上であること。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が 1,000 m ² 以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が 75cm 以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03m ³ 以上であること。
4	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 75kW 以上であること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 15kW 以上であること

特定粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令別表 2 の 2

1	解綿用機械	原動機の定格出力が 3.7kW 以上であること。
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破砕機及び摩砕機	
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	
9	穿孔機	

備考 この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと密閉式のものを除く。

○岐阜県公害防止条例で定める指定工場（大気関係）

ばい煙発生施設

県公害防止条例施行規則別表 2、3

番号	ばい煙発生施設	規模	排出基準
1	ボイラー（重油またはガスを燃料として専燃させるものを除く）	電熱面積が 5 m ² 以上 10 m ² 未満であること	ばいじん 0.30g/N m ³
2	オガライトの製造の用に供する乾燥炉	火格子面積が 0.5 m ² 以上 1 m ² 未満であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20L 以上 50L 未満であること	ばいじん 0.40g/N m ³
3	活性炭の製造の用に供する反応炉		垂鉛 20.0mg/N m ³
4	セロファンの製造の用に供する製膜施設並びにパルプ製造の用に供する蒸解施設、濃縮施設および薬品回収施設		硫化水素 75.0mg/N m ³

備考 1. 「g/N m³」とは温度が摂氏 0 度であって、圧力 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートル中に含まれるばいじんの量（グラム）をいう。「mg/N m³」とは、温度が摂氏 0 度であって、圧力 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートル中に含まれる有害物質の量（ミリグラム）をいう

2. 測定方法 略

3. この表にある排出基準は、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において、1 時間につき 6 分をこえないときは、適用しない。

4. ばいじん、有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

粉じん等発生施設

県公害防止条例施行規則別表4、6

番号	粉じん等発生施設	規模	規制基準 (mg/N m ³)
1	工場、事業場等の用に供する粉塊運搬用コンベア（屋内に設置するものを除く）	地上2m以上に設置するものであって、コンベアの長さが50m以上であること	
2	飼料又は有機質肥料製造業の用に供するものであって、次に掲げるもの (1) 原料精選施設 (2) 粉碎施設	処理能力が1時間当たり1ト以上であること	
3	繊維工業の用に供するものであって、次に掲げるもの (1) 動力打綿機 (2) 動力混打綿機 (3) 樹脂加工施設		(3)の施設 ホルムアルデヒド 0.3
4	パルプ、紙、紙加工品製造業の用に供するセロファン製造施設		硫化水素 0.03
5	染料又は無機顔料製造業の用に供するものであって、次に掲げるもの (1) 反応施設 (2) 粉碎施設		(1)の施設 硫化水素 0.03 二酸化硫黄 2.0
6	炭素製品製造業の用に供するものであって、次に掲げるもの (1) 粉碎施設 (2) 素灰製造施設 (3) 活性炭製造施設		(3)の施設 塩化水素 2.0
7	合成樹脂製造業の用に供する反応施設		アンモニア 12.0
8	窯業、土石製品製造業の用に供するものであって、次に掲げるもの (1) 粉碎施設 (2) 消化施設 (3) ふるい分け施設	処理能力が1時間当たり1ト以上であること	
	(4) セメント加工施設のうちセメントホッパー、バッチャープラント及び砂利（砂を含む）選別施設		
8の2	ガラス繊維、同製品製造業の用に供する樹脂加工施設		アンモニア 12.0 フェノール 0.5
9	鉄鋼業、非鉄金属製造業又は金属製品製造業の用に供するものであって、次に掲げるもの (1) 砂処理施設 (2) 表面処理施設		(2)の施設 塩化水素 2.0 クロム酸 0.03

備考 1. 「mg/N m³」とは、温度が摂氏0度であって、圧力1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれる特定物質の量（ミリグラム）をいう。

2. 粉じん等の規制基準の測定点は、工場、事業場等の敷地の境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定する。

3. 測定方法 略

4. この表は、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において、1時間につき6分をこえないときは、適用しない。

5. 特定物質の量が著しく変動する施設にあっては、一行程の平均の量とする。

○水質汚濁防止法で定める特定施設

水質汚濁防止法施行令別表 1

1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 選鉱施設
- ロ 選炭施設
- ハ 坑水中和沈でん施設
- ニ 掘さく用の泥水分離施設

1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 豚房施設（豚房の総面積が 50 ㎡未満の事業場に係るものを除く。）
- ロ 牛房施設（牛房の総面積が 200 ㎡未満の事業場に係るものを除く。）
- ハ 馬房施設（馬房の総面積が 500 ㎡未満の事業場に係るものを除く。）

2 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
- ハ 湯煮施設

3 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 水産動物原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 脱水施設
- ニ ろ過施設
- ホ 湯煮施設

4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 圧搾施設
- ニ 湯煮施設

5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 湯煮施設
- ニ 濃縮施設
- ホ 精製施設
- ヘ ろ過施設

6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設

7 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設

- ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）

- ハ ろ過施設

- ニ 分離施設

- ホ 精製施設

8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう

9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機

10 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
- ハ 搾汁施設
- ニ ろ過施設
- ホ 湯煮施設
- ヘ 蒸りゆう施設

11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 圧搾施設
- ニ 真空濃縮施設
- ホ 水洗式脱臭施設

12 動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 圧搾施設
- ニ 分離施設

13 イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 洗浄施設
- ハ 分離施設

14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料浸せき施設
- ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
- ハ 分離施設
- ニ 渋だめ及びこれに類する施設

15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ ろ過施設
- ハ 精製施設

16 めん類製造業の用に供する湯煮施設

- 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18 の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設
ロ 湯煮施設
ハ 洗浄施設

- 18 の3 たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 水洗式脱臭施設
ロ 洗浄施設

- 19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ まゆ湯煮施設
ロ 副蚕処理施設
ハ 原料浸せき施設
ニ 精練機及び精練そう
ホ シルケツト機
ヘ 漂白機及び漂白そう
ト 染色施設
チ 薬液浸透施設
リ のり抜き施設

- 20 洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗毛施設
ロ 洗化炭施設

- 21 化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 湿式紡糸施設
ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設
ハ 原料回収施設

- 21 の2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー

- 21 の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設

- 21 の4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 湿式パーカー
ロ 接着機洗浄施設

- 22 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 湿式パーカー
ロ 薬液浸透施設

- 23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料浸せき施設
ロ 湿式パーカー
ハ 碎木機
ニ 蒸解施設
ホ 蒸解廃液濃縮施設
ヘ チツプ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
ト 漂白施設

チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）
リ セロハン製膜施設
ヌ 湿式繊維板成型施設
ル 廃ガス洗浄施設

- 23 の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 自動式フィルム現像洗浄施設
ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設

- 24 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ろ過施設
ロ 分離施設
ハ 水洗式破碎施設
ニ 廃ガス洗浄施設
ホ 湿式集じん施設

- 25 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 塩水精製施設
ロ 電解施設

- 26 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗浄施設
ロ ろ過施設
ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
ホ 廃ガス洗浄施設

- 27 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ろ過施設
ロ 遠心分離機
ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
ヌ 廃ガス洗浄施設
ル 湿式集じん施設

- 28 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 湿式アセチレンガス発生施設
ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゆう施設
ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設

ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゆう施設

ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設

ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設

29 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ベンゼン類硫酸洗浄施設

ロ 静置分離器

ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設

30 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ロ 蒸りゆう施設

ハ 遠心分離機

ニ ろ過施設

31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設

ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設

ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設

32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ろ過施設

ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設

ハ 遠心分離機

ニ 廃ガス洗浄施設

33 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 縮合反応施設

ロ 水洗施設

ハ 遠心分離機

ニ 静置分離器

ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設

ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設

ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設

チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設

リ 廃ガス洗浄施設

ヌ 湿式集じん施設

34 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ろ過施設

ロ 脱水施設

ハ 水洗施設

ニ ラテックス濃縮施設

ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器

35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 蒸りゆう施設

ロ 分離施設

ハ 廃ガス洗浄施設

36 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 廃酸分離施設

ロ 廃ガス洗浄施設

ハ 湿式集じん施設

37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗浄施設

ロ 分離施設

ハ ろ過施設

ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設

ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆう施設

ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設

ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設

チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設

リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設

ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設

ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設

オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設

ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器

カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設

ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設

タ 廃ガス洗浄施設

38 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げ

るもの

- イ 原料精製施設
- ロ 塩析施設

39 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 脱酸施設
- ロ 脱臭施設

40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設

41 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 洗浄施設
- ロ 抽出施設

42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 石灰づけ施設
- ハ 洗浄施設

43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設

44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 原料処理施設
- ロ 脱水施設

45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設

46 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 水洗施設
- ロ ろ過施設
- ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
- ニ 廃ガス洗浄施設

47 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 動物原料処理施設
- ロ ろ過施設
- ハ 分離施設
- ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
- ホ 廃ガス洗浄施設

48 火薬製造業の用に供する洗浄施設

49 農薬製造業の用に供する混合施設

50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設

51 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 脱塩施設
- ロ 原油常圧蒸りゆう施設
- ハ 脱硫施設
- ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設
- ホ 潤滑油洗浄施設

51 の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設

51 の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設

52 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 洗浄施設
- ロ 石灰づけ施設
- ハ タンニンづけ施設
- ニ クロム浴施設
- ホ 染色施設

53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 研摩洗浄施設
- ロ 廃ガス洗浄施設

54 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 抄造施設
- ロ 成型機
- ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）

55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント

56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設

57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設

58 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 水洗式破碎施設
- ロ 水洗式分別施設
- ハ 酸処理施設
- ニ 脱水施設

59 碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 水洗式破碎施設
- ロ 水洗式分別施設

60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設

61 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ タール及びガス液分離施設
- ロ ガス冷却洗浄施設
- ハ 圧延施設
- ニ 焼入れ施設
- ホ 湿式集じん施設

62 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

- イ 還元そう
- ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。）
- ハ 焼入れ施設
- ニ 水銀精製施設
- ホ 廃ガス洗浄施設

ヘ 湿式集じん施設

63 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 焼入れ施設

ロ 電解式洗浄施設

ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設

ニ 水銀精製施設

ホ 廃ガス洗浄施設

63 の 2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設

63 の 3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設

64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ タール及びガス液分離施設

ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）

64 の 2 水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万 m³ 未満の事業場に係るものを除く。）

イ 沈でん施設

ロ ろ過施設

65 酸又はアルカリによる表面処理施設

66 電気めつき施設

66 の 2 旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ ちゅう房施設

ロ 洗たく施設

ハ 入浴施設

66 の 3 共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500 m² 未満の事業場に係るものを除く。）

66 の 4 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360 m² 未満の事業場に係るものを除く。）

66 の 5 飲食店（次号及び第 66 号の 7 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 m² 未満の事業場に係るものを除く。）

66 の 6 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 m² 未満の事業場に係るものを除く。）

66 の 7 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総

床面積が 1,500 m² 未満の事業場に係るものを除く。）

67 洗たく業の用に供する洗浄施設

68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設

68 の 2 病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの

イ ちゅう房施設

ロ 洗浄施設

ハ 入浴施設

69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設

69 の 2 中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）

イ 卸売場

ロ 仲卸売場

69 の 3 地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るもの）に限り、これらの総面積が 1,000 m² 未満の事業場に係るものを除く。）

イ 卸売場

ロ 仲卸売場

70 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）

70 の 2 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 m² 未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）

71 自動式車両洗浄施設

71 の 2 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）

に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 洗浄施設

ロ 焼入れ施設

71 の 3 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設

71 の 4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設

であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの

- ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設

71 の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）

を除く。）

71 の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）

72 し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）

73 下水道終末処理施設

74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

汚水等に係る特定施設

県公害防止条例施行規則別表8

番号	特定施設
1	出版印刷、同関連産業の用に供する写真製版施設
2	陶磁器、同関連製品製造業の用に供するスプレー式施釉施設
3	段ボール製造業の用に供するのり付け施設（コンスターチ使用の場合に限る）
4	畜産業の用に供する畜舎（牛若しくは馬の飼養頭数が10頭以上、豚の飼養頭数が30頭以上又は鶏の飼養羽数1000羽以上のものに限る。この場合において、牛、馬、豚又は鶏を合わせて飼養するときは、豚3頭又は鶏100羽を牛1頭に換算する）
5	自動車整備業（自動車の車体若しくは車軸の整備修理業又は中古自動車、エンジンの解体若しくは再生業をいう）の用に供する車体洗浄施設及び部品洗浄施設並びに給油所
6	吹付け塗装業の用に供する廃棄洗浄施設
7	大理石製造業又はテラゾー製造業の用に供する石材切截施設及び湿式研磨施設

汚水等に係る排水基準

県公害防止条例施行規則別表9

1	カドミウム等の排水基準	
1	カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L
2	シアン化合物	シアン 1mg/L
3	有機リン化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメントン及びE P Nに限る）	1mg/L
4	鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L
5	六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L
6	砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと
9	P C B	0.003mg/L
10	トリクロロエチレン	μmg/L
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/L

2 水素イオン濃度等の排水基準							
番号	対象特定施設	pH	BOD mg/L	SS mg/L	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	銅含有量 mg/L	適用排出水量 (日平均)
1	別表 8 の 1	5.8～8.6	40 (日間平均 30)	60 (日間平均 50)	—	3	30 m ³ 以上
2	別表 8 の 2	5.8～8.6	50 (日間平均 30)	250 (日間平均 200)	—	—	10 m ³ 以上
3	別表 8 の 3	5.8～8.6	160 (日間平均 120)	200 (日間平均 150)	5mg/L	—	すべて
4	別表 8 の 5	5.8～8.6	160 (日間平均 120)	200 (日間平均 150)	20mg/L	—	50 m ³ 以上
5	別表 8 の 6	5.8～8.6	40 (日間平均 30)	60 (日間平均 50)	5mg/L	—	30 m ³ 以上
6	別表 8 の 7	5.8～8.6	40 (日間平均 30)	120 (日間平均 100)	5mg/L	—	50 m ³ 以上

備考 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

○騒音・振動に係る特定施設

騒音規制法施行令別表 1
県公害防止条例施行規則別表 10・11

		騒	音	振 動
		騒音規制法	県公害防止条例	振 動 規 制 法 県公害防止条例
金 属 加 工 機 械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上	—	—
	製管機械	すべてのもの	—	—
	ベンディングマシン	ロール式で原動機の定格出力が 3.75kW 以上	—	—
	液圧プレス	矯正プレスを除く	—	矯正プレスを除く
	機械プレス	呼び加圧能力が 294kN 以上	—	すべてのもの
	せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上	—	原動機の定格出力が 1 kW 以上
	鍛造機	すべてのもの	—	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの	—	原動機の定格出力が 37.5kW 以上
	ブラスト	タンブラスト以外で密閉式 を除く	—	—
	タンブラー	すべてのもの	—	—
	切断機	といしを用いるものに限る	—	—
	研磨機	—	原動機の定格出力の合計が 15kW 以上	—
空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上	製材・木工場で原動機の定 格出力の合計が 10kW 以上	圧縮機で原動機の定格出力 が 7.5kW 以上
土石用または鉱物用の破碎機、摩砕 機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上	—	原動機の定格出力が 7.5kW 以上
織機		原動機を用いるもの	—	原動機を用いるもの

製 建 設 用 機 資 材 機	コンクリートプラント	混練容量が 0.45m ³ 以上 (気 ほうコンクリートプラント 除く)	—	—
	アスファルトプラント	混練容量が 200kg 以上	—	—
	コンクリートブロックマシン	—	—	原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上
	コンクリート管 (柱) 製造機械	—	—	原動機の定格出力の合計が 10kW 以上
穀物用製粉機		ロール式で原動機の定格出 力が 7.5kW 以上	—	—
木 材 加 工 機 械	ドラムパーカー	すべてのもの	—	すべてのもの
	チップパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上	—	原動機の定格出力が 2.2kW 以上
	碎木機	すべてのもの	—	—
	帯のこ盤	原動機の定格出力が製材用 は 15kW 以上、木工用は 2.25kW 以上	—	—
	丸のこ盤			
	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上	—	—
抄紙機		すべてのもの	—	—
印刷機械		原動機を用いるもの	—	原動機の定格出力が 2.2kW 以上
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの	—	すべてのもの
合成樹脂用粉碎機		—	原動機の定格出力が 3.75kW 以上	—
鋳型造型機		ジョルト式のもの	—	ジョルト式のもの
ゴム練用または 合成樹脂練用ロール機		—	—	カレンダーロール機以外で原 動機の定格出力が 30kW 以 上
窯業焼成炉用バーナー		—	燃焼能力が重油換算 1 時間 当たり 50L 以上	—
撚糸機		—	原動機を用いるもの	—
紙工機械 (コルゲーティングマシン)		—	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	—
高速切断機		—	原動機の定格出力が 2.25kW 以上	—
走行クレーン		—	すべてのもの	—
クーリングタワー		—	原動機の定格出力が 0.75kW 以上	—
冷凍機		—	原動機の定格出力が 7.5kW 以上	—
タイル成型用プレス		—	すべてのもの	—

騒音関係の届出一覧

届出の種類		根拠条文	届出期間	届出書	添付書類	罰則適用
騒音規制法	特定施設設置届	法 6－1	30 日前	様式 1	※ 1	○
	特定施設使用届	法 7－1	30 日以内	様式 2	※ 1	○
	特定施設の種類の数変更届	法 8－1	30 日前	様式 3	※ 1	○
	騒音の防止の方法変更届	法 8－1	30 日前	様式 4	※ 1	○
	氏名等変更届	法 10	30 日以内	様式 6		○
	特定施設使用全廃届	法 10	30 日以内	様式 7		○
	承継届	法 11－3	30 日以内	様式 8		○
	特定建設作業実施届	法 14－1	7 日前	様式 9	※ 2	○
県公害防止条例	特定施設設置届	条例 48－1	30 日前	8 号様式	※ 1	○
	特定施設使用届	条例 49－1	30 日以内	8 号様式	※ 1	○
	特定施設の種類の数変更届	条例 50－1	30 日前	9 号様式	※ 1	○
	騒音の防止の方法変更届	条例 50－1	30 日前	10 号様式	※ 1	○
	氏名等変更届	条例 53	30 日以内	3 号様式		
	特定施設使用全廃届	条例 53	30 日以内	4 号様式		
	承継届	条例 53	30 日以内	5 号様式		
	事業場内特定作業実施届	条例 56－1	30 日前	11 号様式	※ 2	○

※ 1 特定施設の配置図、特定工場等及びその付近の見取図（法 6-2、規則 4-3）（条例 48-2、規則 22-3）

※ 2 特定建設作業（事業場内特定作業）の場所の付近の見取図、工事工程表（法 14-3、規則 10-3）（条例 56-3、規則 25-4）

特定施設の種類の数変更届は、特定施設の種類の数を減少する場合及びその数を当該特定施設の種類のに係る直近の届出により届け出た数の二倍以内の数に増加する場合は、届け出る義務はない（法 8-1 ただし書、規則 6-3）

振動関係の届出一覧

届出の種類		根拠条文	届出期間	届出書	添付書類	罰則適用
振動規制法	特定施設設置届	法 6－1	30 日前	様式 1	※ 1	○
	特定施設使用届	法 7－1	30 日以内	様式 2	※ 1	○
	特定施設の種類の数及び能力ごとの数変更届	法 8－1	30 日前	様式 3	※ 1	○
	特定施設の使用の方法変更届	法 8－1	30 日前	様式 3	※ 1	○
	振動の防止の方法変更届	法 8－1	30 日前	様式 4	※ 1	○
	氏名等変更届	法 10	30 日以内	様式 6		○
	特定施設使用全廃届	法 10	30 日以内	様式 7		○
	承継届	法 11－3	30 日以内	様式 8		○
県公害防止条例	特定建設作業実施届	法 14－1	7 日前	様式 9	※ 2	○
	特定施設設置届	条例 48－1	30 日前	8 号様式	※ 1	○
	特定施設使用届	条例 49－1	30 日以内	8 号様式	※ 1	○
	特定施設の種類の数変更届	条例 50－1	30 日前	9 号様式	※ 1	○
	振動の防止の方法変更届	条例 50－1	30 日前	10 号様式	※ 1	○
	氏名等変更届	条例 53	30 日以内	3 号様式		
	特定施設使用全廃届	条例 53	30 日以内	4 号様式		
	承継届	条例 53	30 日以内	5 号様式		
	特定建設作業実施届	条例 56－1	7 日前	11 号様式の 2	※ 2	○

※ 1 特定施設の配置図、特定工場等及びその付近の見取図（法 6-2、規則 4-3）（条例 48-2、規則 22-3）

※ 2 特定建設作業の場所の付近の見取図、工事工程表（法 14-3、規則 10-3）（条例 56-3、規則 25-4）

3. ごみ処理と手数料の変遷

ごみ処理の変遷（旧恵那市）

年月	内容
昭和 41 年 9 月	大井町丸池地内に自然通風固定式のごみ処理施設建設着工（10t/D）
昭和 42 年 1 月	ごみ焼却施設竣工・供用開始
昭和 43 年 4 月	不燃ごみの収集開始（大井町丸池地内の市有地に埋立）
昭和 47 年 3 月 4 月	不燃物収集をステーション方式とする 中津川市に広域処分場「中津川・恵那不燃性廃棄物処理センター」完成
昭和 49 年 11 月	長島町久須見地内に機械バッチ燃焼式のごみ焼却施設着工
昭和 51 年 3 月 4 月	機械バッチ燃焼式のごみ焼却施設完成（15t/8h×2 基） ごみ焼却施設供用開始（名称：恵那市清掃センター） 指定ごみ袋の導入（可燃物のみ） 武並町藤地内に焼却残渣埋め立てのため最終処分場建設（施設名：恵那市廃棄物最終処分場） 可燃物収集をステーション方式とし、パッカー車収集開始（2 台）
昭和 55 年 4 月	「恵那市廃棄物最終処分場」を遮水シートによる管理型処分場に再整備（翌年完成）
平成 3 年 5 月 7 月 8 月 11 月	恵那市ごみ減量化対策委員の委嘱（19 名） 分別収集モデル地区説明会実施 モデル地区での分別収集実施（アルミ缶・白ビン・茶ビン・生ビンの 4 種類） 恵那市ごみ減量化対策委員会中間答申＝不燃物の分別収集を全地域で実施できる体制の確立、各自治会に環境委員の設置
平成 4 年 4 月 平成 4 年 12 月	市内を 3 地区に分けて順次分別収集開始（アルミ缶・白ビン・茶ビン・生ビンの 4 種類） 4 月－東野・三郷町・武並町・笠置町・中野方町・飯地町――（不燃物の資源化率 10.6%） 7 月－長島町（永田川東地区を除く）――（不燃物の資源化率 17.9%） 10 月－長島町永田川東地区・大井町――（不燃物の資源化率 38.5%） 長島町正家地内に不燃物の破碎と金属類の資源化施設着工、翌年 3 月完成（施設名：恵那市資源センター）
平成 5 年 3 月 4 月 8 月 12 月	「中津川・恵那不燃性廃棄物処理センター」閉鎖 「恵那市資源センター」供用開始（不燃物の資源化率 64.0%） 恵那市ごみ減量化対策委員会最終答申＝ごみの収集処理料金、資源回収団体への奨励金制度の確立、資源センターの建設 恵那市廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱（12 名）
平成 6 年 7 月	笠置町毛呂窪地内に一般廃棄物最終処分場建設着手、翌年 5 月完成（施設名：恵那市一般廃棄物最終処分場）
平成 7 年 2 月 4 月 6 月 7 月 12 月	恵那市廃棄物減量等推進審議会答申＝ごみ袋の種類、資源回収奨励金制度の設置、生ごみ減量化とぼかしの普及 資源集団回収奨励金の交付開始 「恵那市廃棄物最終処分場」閉鎖 「恵那市一般廃棄物最終処分場」供用開始 恵那市廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱（12 名）
平成 8 年 7 月 12 月	長島町久須見地内にリサイクルセンター建設着工、翌年 3 月完成（施設名：恵那市リサイクルセンター） 恵那市廃棄物減量等推進審議会答申＝料金改正、容器包装リサイクル法による収集体制
平成 9 年 3 月 4 月 6 月 10 月	「恵那市資源センター」をリサイクルセンターへの移転により閉鎖 「恵那市リサイクルセンター」供用開始 「容器包装リサイクル法」施行に伴う分別収集をモデル地区にて実施（PET・その他ビン） 飲料用紙パックの拠点回収実施 「容器包装リサイクル法」施行に伴う分別収集を市内全域にて実施（PET・その他ビン）

年月	内容
平成 10 年 1 月 3 月	恵那市廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱（12 名） 「恵那市清掃センター」のマルチサイクロン修繕工事を行う（7 月完成）
平成 11 年 4 月	生ごみ処理機補助金交付を開始
平成 12 年 4 月 8 月	恵那市清掃センターにて、紙類の受付開始。 恵那市廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱（12 名）
平成 13 年 6 月	R D F 処理方式による（仮称）新清掃センター本体工事の着工
平成 14 年 11 月	焼却基準の強化により、恵那市清掃センターの閉鎖
平成 15 年 4 月	「エコセンター恵那」供用開始

手数料の変遷（旧恵那市）

年度	内容	料金
昭和 30 年	し尿汲み取り	1 樽（容量 2 斗） 25 円
昭和 33 年	し尿汲み取り 塵芥	1 樽（容量 36L） 25 円 半年間に 100 円・200 円・300 円・500 円
昭和 38 年	特級 営業家庭又は事業場で 1 週間に 1 回の割合で 36L 入り容器に 5 杯以上の量 一級 営業家庭又は事業場で 1 週間に 1 回の割合で 36L 入り容器に 4 杯までの量 二級 営業家庭又は事業場で 1 週間に 1 回の割合で 36L 入り容器に 3 杯までの量 三級 一般家庭世帯構成員 6 人以上 三級 一般家庭世帯構成員 5 人以下 し尿汲み取り 犬・猫死体	6 カ月につき 900 円以上 2 万円までの範囲内で市長が該当者と協議の上定めた額 6 カ月につき 700 円 6 カ月につき 500 円 6 カ月につき 300 円 6 カ月につき 200 円 1 桶（36L）につき 36 円 1 頭につき 200 円
昭和 47 年	特級 営業家庭で 1 週間に 1 回の割合で 36L 入り容器に 5 杯以上の量 一級 営業家庭で 1 週間に 1 回の割合で 36L 入り容器に 4 杯までの量 二級 営業家庭で 1 週間に 1 回の割合で 36L 入り容器に 3 杯までの量 三級 一般家庭世帯構成員 6 人以上 三級 一般家庭世帯構成員 5 人以下 し尿汲み取り	6 カ月につき 900 円以上 2 万円までの範囲内において市長の定める額 6 カ月につき 700 円 6 カ月につき 500 円 6 カ月につき 300 円 6 カ月につき 200 円 36L につき 50 円
昭和 51 年	一 一般廃棄物の焼却場持込等の処理 二 産業廃棄物の焼却場持込等の処理 三 一般廃棄物の埋立地持込等の処理 四 産業廃棄物の埋立地持込等の処理 五 市が特定する袋（約 40L 入）で収集する一般廃棄物 し尿汲み取り	1 t ごとに（1 回につき） 500 円 1 t ごとに（1 回につき） 1,500 円 車両 t 数 1 t ごとに（1 回につき） 500 円 車両 t 数 1 t ごとに（1 回につき） 1,500 円 1 袋につき 5 円 36L につき 100 円
昭和 52 年	生活系一般廃棄物 ①収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分 ②焼却場持込の処分 ③埋立地持込の処分 ④し尿収集運搬処分 事業系一般廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分 産業廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分	1 袋につき 7 円 1 t ごとに（1 回につき） 500 円 1 t ごとに（1 回につき） 500 円 36L ごとに 200 円 1 t ごとに（1 回につき） 700 円 1 t ごとに（1 回につき） 700 円 1 t ごとに（1 回につき） 2,000 円 1 t ごとに（1 回につき） 2,000 円
昭和 57 年	生活系一般廃棄物 し尿収集運搬処分 事業系一般廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分 産業廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分	36L ごとに 250 円 1 t ごとに（1 回につき） 1,000 円 1 t ごとに（1 回につき） 1,000 円 1 t ごとに（1 回につき） 3,000 円 1 t ごとに（1 回につき） 3,000 円

年度	内容	料金
昭和 58 年	生活系一般廃棄物 収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分	1 袋につき 9 円
昭和 59 年	生活系一般廃棄物 収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分	1 袋につき 16 円
昭和 61 年	生活系一般廃棄物 し尿収集運搬処分	36L ごとに 300 円
昭和 63 年	生活系一般廃棄物 し尿収集運搬処分	36L ごとに 350 円
平成 3 年 消費税 3 % 上乘せ	生活系一般廃棄物 ①収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分 ②焼却場持込の処分 ③埋立地持込の処分 ④し尿収集運搬処分 事業系一般廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分 産業廃棄物 ①焼却場持込の処分 ②埋立地持込の処分	50 袋につき 820 円 1 t ごとに (1 回につき) 515 円 1 t ごとに (1 回につき) 515 円 18L ごとに 210 円 1 t ごとに (1 回につき) 1,030 円 1 t ごとに (1 回につき) 1,030 円 1 t ごとに (1 回につき) 3,090 円 1 t ごとに (1 回につき) 3,090 円
平成 9 年 4 月 消費税 5 % に変更	生活系一般廃棄物 ①収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分 ②焼却場持込の処分 ③し尿収集運搬処分 事業系一般廃棄物 焼却場持込の処分 産業廃棄物 焼却場持込の処分	大 50 袋につき、小 65 袋につき 840 円 1 t ごとに (1 回につき) 525 円 18L ごとに 214 円 1 t ごとに (1 回につき) 1,050 円 1 t ごとに (1 回につき) 3,150 円
平成 9 年 10 月	生活系一般廃棄物 ①収集袋による可燃物ごみ収集運搬処分 ②焼却場持込の処分 事業系一般廃棄物 焼却場持込の処分 産業廃棄物 焼却場持込の処分	大 50 袋につき、小 65 袋につき 840 円 500 kg ごとに (1 回につき) 393 円 1 t ごとに (1 回につき) 1,575 円 1 t ごとに (1 回につき) 7,875 円
平成 16 年 7 月	生活系一般廃棄物 ①収集袋による可燃物ごみ、不燃物ごみ収集運搬処分 ②処理場持込の処分 (可燃物ごみ、不燃物ごみとも) ③粗大ごみの処理場持込処分 事業系一般廃棄物 処理場持込の処分 産業廃棄物 処理場持込の処分	大 20 袋につき、小 30 袋につき 630 円 100kg ごとに (1 回につき) 252 円 100kg ごとに (1 回につき) 252 円 1 t ごとに (1 回につき) 3,150 円 1 t ごとに (1 回につき) 15,750 円

年度別ごみ排出量 旧恵那市地区 昭和51年度～平成21年度

単位：トン

年度	可 燃 物					不 燃 物													乾電池	蛍光管	総合計			
	R D F炭化（H15～）、焼却（～H14）				資源		合計	不燃物（収集後資源と埋立ごみに処理）					分 別 収 集（ 資 源 ）									合計		
	直営収集	直接持込	直接持込粗大ごみ	許可業者	小計	紙・布資源化		集団回収	直営収集	直接持込	直接持込粗大ごみ	許可業者	小計	直営収集	直接持込	廃家電	集団回収	許可業者					小計	
S. 51	2,580	160		723	3,463			3,463	947				947						0	947			4,410	
S. 52	2,790	323		838	3,951			3,951	985				985						0	985			4,936	
S. 53	3,177	320		969	4,466			4,466	1,312				1,312						0	1,312			5,778	
S. 54	3,230	410		972	4,612			4,612	1,334				1,334						0	1,334			5,946	
S. 55	3,189	378		944	4,511			4,511	1,311				1,311						0	1,311			5,822	
S. 56	3,224	323		885	4,432			4,432	1,120	25		146	1,291						0	1,291			5,723	
S. 57	3,310	425		951	4,686			4,686	1,296	61		141	1,498						0	1,498			6,184	
S. 58	3,102	443		983	4,528			4,528	1,328	45		140	1,513						0	1,513			6,041	
S. 59	3,229	346		1,145	4,720			4,720	1,365	45		147	1,557	54					54	1,611			6,331	
S. 60	3,280	227		1,323	4,830			4,830	1,330	36		152	1,518	166					166	1,684			6,514	
S. 61	3,477	237		1,437	5,151			5,151	1,366	32		164	1,562	171					171	1,733			6,884	
S. 62	3,750	399		1,576	5,725			5,725	1,414	61		170	1,645	190					190	1,835			7,560	
S. 63	4,025	740		1,803	6,568			6,568	1,505	51		188	1,744	103					103	1,847			8,415	
H. 1	3,948	815		2,312	7,075			7,075	1,606	68		205	1,879	71					71	1,950			9,025	
H. 2	3,966	464		2,708	7,138			7,138	1,619	63		211	1,893	83					83	1,976			9,114	
H. 3	4,030	433		2,905	7,368		1,160	8,528	1,446	37		248	1,731	119			39	28	186	1,917			10,445	
H. 4	3,920	350		2,868	7,138		1,346	8,484	1,177	13		253	1,443	311				27	42	380	1,823			10,307
H. 5	3,961	405		2,904	7,270		1,288	8,558	839	158		109	1,106	418			33	138	589	1,695	9.6		10,263	
H. 6	4,175	460		2,658	7,293		1,152	8,445	892	180		105	1,177	462			30	145	637	1,814	9.6		10,269	
H. 7	4,270	461		2,671	7,402		1,434	8,836	927	206		97	1,230	452			28	147	627	1,857	9.6		10,703	
H. 8	4,479	418		2,697	7,594		1,590	9,184	967	257		117	1,341	359			23	131	513	1,854	9.6		11,048	
H. 9	4,625	536		2,720	7,881		1,735	9,616	899	281		99	1,279	437			25	127	589	1,868	10.9		11,495	
H. 10	4,852	536		2,637	8,025		1,706	9,731	871	301		92	1,264	502			17	132	651	1,915	9.6		11,656	
H. 11	4,958	576		2,839	8,373		1,746	10,119	993	306		92	1,391	488			17	131	636	2,027	10.4		12,156	
H. 12	5,053	393		2,961	8,407	7	1,768	10,182	1,022	288		93	1,403	436			12	142	590	1,993	10.4		12,185	
H. 13	5,386	427		3,056	8,869	13	1,812	10,694	960	174		99	1,233	392		2	14	156	564	1,797	9.8		12,501	
H. 14	5,515	414		3,176	9,105	17	1,836	10,958	1,007	159		111	1,277	414		4	12	125	555	1,832	18.7		12,809	
H. 15	5,579	214		3,163	8,956	33	1,730	10,719	903	87		89	1,079	430	9	3	10	85	537	1,616	10.0	7.7	12,353	
H. 16	5,471	247	115	2,958	8,791	66	1,744	10,601	847	122	20	58	1,047	471	12	4	8	89	584	1,631	10.6	9.6	12,252	
H. 17	5,487	293	126	3,170	9,076	77	1,626	10,779	614	130	2	33	779	519	13	4	4	87	627	1,406	10.8	7.7	12,204	
H. 18	5,491	339	180	3,138	9,148	94	1,642	10,884	611	173	10	31	825	488	14	5	7	79	593	1,418	11.0	7.5	12,321	
H. 19	5,430	307	164	3,088	8,989	96	1,607	10,692	643	130	4	28	805	496	11	3	7	60	577	1,382	34.5	8.5	12,117	
H. 20	5,275	287	166	2,937	8,665	76	1,534	10,275	629	133	3	29	794	376	14	4	14	50	458	1,252	12.3	16.8	11,556	
H. 21	5,191	267	144	2,923	8,525	79	1,362	9,966	591	141	5	31	768	359	13	1	13	28	414	1,182	24.6	8.2	11,181	

恵那市の環境 令和 5 年版

編集 恵那市水道環境部環境課

発行 恵那市

恵那市長島町正家一丁目 1 番地 1

TEL 0573-26-2111

<http://www.city.ena.lg.jp>
